

平成27年 6 月定例会

南伊豆町議会会議録

平成 27年 6 月 10日 開会

平成 27年 6 月 11日 閉会

南伊豆町議会

平成 2 7 年 6 月 南伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月10日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	9
宮 田 和 彦 君	9
吉 川 映 治 君	24
加 畑 毅 君	43
横 嶋 隆 二 君	56
清 水 清 一 君	74
○散会宣告	96
○署名議員	97

第 2 号 (6月11日)

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	99
○欠席議員	100

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	100
○職務のため出席した者の職氏名	100
○開議宣告	101
○議事日程説明	101
○会議録署名議員の指名	101
○報第1号の上程、説明、質疑	101
○報第2号の上程、説明、質疑	108
○報第3号の上程、説明、質疑	110
○議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	111
○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	146
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	148
○議員派遣の件	149
○閉議及び閉会宣告	149
○署名議員	151

平成 27 年 6 月定例町議会

(第 1 日 6 月 10 日)

平成27年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年6月10日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長の行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	加 畑 毅 君	2番	宮 田 和 彦 君
3番	吉 川 映 治 君	4番	谷 正 君
5番	長 田 美喜彦 君	6番	稲 葉 勝 男 君
7番	清 水 清 一 君	9番	齋 藤 要 君
10番	渡 邊 嘉 郎 君	11番	横 嶋 隆 二 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	梅 本 和 熙 君	副 町 長	松 本 恒 明 君
教 育 長	小 澤 義 一 君	総 務 課 長	橋 本 元 治 君
企画調整課長	菰 田 一 郎 君	建 設 課 長	鈴 木 重 光 君
産業観光課長	齋 藤 重 広 君	町 民 課 長	渡 辺 雅 之 君
健康福祉課長	黒 田 三 千 弥 君	教 育 委 員 会 長	大 野 孝 行 君
		教 務 局 長	

生活環境課長 飯田満寿雄君 会計管理者 鈴木豊美君
総務係長 山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大年美文 主 幹 渡辺信枝

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君） ただいまの出席議員は10名です。定刻になりました。定足数に達しております。

これより、平成27年6月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 議事日程は、配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

2番議員 宮田和彦君

3番議員 吉川映治君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期から6月11日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君） 諸般の報告を申し上げます。

平成27年3月定例会以降、開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。

平成27年南伊豆町議会6月定例会の開会に当たり、次の7項目について行政報告を申し上げます。

1、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備について。

（1）自治体間連携による特別養護老人ホームの整備に係る覚書の締結。

全国初となる自治体間連携による特別養護老人ホームの整備については、昨年12月11日、南伊豆町、杉並区及び静岡県による基本合意書を締結したところではありますが、平成27年3月18日、厚生労働省告示第70号において「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、「大都市において、地域コミュニティや自治体間のつながりが強いなどの特別な事情により、ほかの都道府県内の要介護被保険者に係る特別養

護老人ホームへの入所必要人員を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すこと。」とされました。

これを受けて、平成27年3月、静岡県と東京都が作成した介護保険事業支援計画の調整が整い、3月27日、静岡県庁において、宮城島静岡県健康福祉部長、宇賀神杉並区副区長、松本副町長が出席し、実施場所、施設規模、整備方法、入所者に対する事項等について、三者による覚書を締結いたしました。

また、今後のスケジュールといたしましては、平成27年度に建設・運営法人の公募・決定を行い、平成28年度には特別養護老人ホームの建設開始、平成29年度中の特別養護老人ホームの開所を目指すことを確認いたしました。

(2) 建設・運営法人の公募。

覚書の整備手法に基づく建設・運営法人の公募については、三者による公募要項等の策定協議が調い、南伊豆町が公募主体となり、5月15日に公募要項を南伊豆町公式ホームページに公表いたしました。

その後、同月27日までに6法人から公募説明会への参加申し込みがあり、同月29日に公募説明会を実施いたしました。

建設・運営法人の選定については、公募型プロポーザル方式とし、「南伊豆町自治体間連携による特別養護老人ホーム等建設・運営実施候補者選定委員会」の書類審査、プレゼンテーション審査を経て8月に決定いたします。

今後も、平成29年度中の特別養護老人ホームの開所に向け、静岡県の支援を得ながら、杉並区と協力し、介護が必要な方々に適切なサービスが提供できる施設整備を進めるとともに、友好関係の継続と深化、地域振興の推進に向けて協議してまいります。

また、特別養護老人ホームとの相互交流機能を有し、町民の健康増進と福祉サービスの向上に資する施設として併設予定の（仮称）南伊豆町健康福祉センターにつきましても、平成29年度中の同時開所を目指してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2、地熱資源の活用について。

本町では、昨年度に引き続き、地熱資源を生かしたまちづくり推進のため、経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（通称JOGMEC）の地熱資源開発調査事業費助成金による事業を予定しております。

平成27年度における地熱開発理解促進関連事業支援補助事業については、去る4月17日に補助金申請を提出し、5月11日には民間選考委員によるヒアリングを経て、同月29日には、経済産業省の事業採択が決定いたしました。

また、温泉の「保護」と「利用」のバランスに注視しつつ、さらなる理解促進に取り組むとともに、小規模地熱発電の実証実験として、「温泉熱発電機」開発企業との共同研究にも積極的に参画してまいります。

JOGMECの地熱資源開発調査事業については、前年度中に精度の高い調査結果を得ることができなかつたため、本年7月を目途に地磁気調査の手法等を再検討し、再解析にかかる事業申請を経た上で、事業着手時期を9月以降と見込んでおります。

3、南伊豆町人口ビジョン及び南伊豆町総合戦略の策定について。

本町では、平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「南伊豆町人口ビジョン」及び「南伊豆町総合戦略」の策定作業を進めております。

この計画書は、人口減少や少子高齢化が続く中、将来にわたり町が存続し、地域での生産活動を実施していくため、目指すべき人口規模や、町の将来像を定める「南伊豆町人口ビジョン」と、そのために必要となる戦略・施策を定める「南伊豆町総合戦略」から成ります。

策定に当たっては、幅広い層の町民から広く意見を取り入れるための「百人委員会」を設置し、ともに考え、地域全体の取り組みとしての位置づけ等が確立されるよう、計画策定のプロセスも「ひとづくり」の機会と捉え町民全体で取り組んでまいります。

この「百人委員会」では、商工・観光部会、福祉・教育部会、農林水産業部会、次世代部会を中心とする活動等を考えており、10月に実施予定の町制施行60周年記念式典において委員委嘱を行う予定であります。

なお、本年6月下旬には各部会の核となる30人程度の人員をもって「百人委員会設置準備会」を設立し、住民アンケート等を行った上で、10月までに計画の骨子を整え、翌年1月末には計画素案を策定し、パブリックコメント等を経て2月末には計画書策定業務が完了する予定であります。

また、本年4月13日には策定支援にかかる事業者公募を開始し、5月26日に策定支援事業者を決定いたしました。

なお、当該計画書に規定することを前提に予算化し、既に着手済みの「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金地域消費喚起・生活支援型事業及び地方創生先行型事業」全7事業につきましては、プレミアム商品券を6月15日から発売する予定であり、Wi-Fiスポ

ット整備については7月前半での稼働を目指すとともに、移住・定住関係事業においても静岡県が特に力を入れている分野でもありますので、緊密な連携体制のもと、随時スタートさせてまいります。

4、「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に係るモデル地域の選定について。

本年4月、環境省が実施する平成27年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業のモデル地域として全国から17の地域が選定され、県内では本町が唯一のモデル地域に選定されました。

当該事業は、温室効果ガス排出削減に資する取り組みを通じて地域内経済循環形成による地域活性化を実現し、地域の未利用資源であるエネルギー・人・自然等を活用した「低炭素・循環・自然共生」地域創生の取り組みを全国的に推進するものです。

本町においては、低炭素社会の創出、資源の循環、自然環境の良好な保全に向けて今後5年以内に取り組むべき「南伊豆町モデル地域創生プラン」を策定してまいります。また、「温泉熱等活用による低炭素のまち」を目標に掲げ、農林水産業を含む多様な分野において今後5年間で約3,550トンの二酸化炭素削減を目指し、6次産業化の進展とともに環境施策を地方創生につなげるモデル事業とするため、南伊豆町環境基本条例に基づく基本計画との整合性を保ちながら、新たな地域創生の取り組みを全国発信してまいります。

5、台北国際観光博覧会への参加について。

本年5月21日から24日までの4日間、台北市において開催された台北国際観光博覧会に伊豆半島12市町の首長が参加し、伊豆観光におけるトップセールスに取り組んでまいりました。

同博覧会は、アジア各国の旅行関係者が集う一大イベントで、伊豆地域の自然景観やグルメ紹介のほか、観光パンフレットの配布、奇祭等の実演により市町の魅力を情報発信するとともに、台湾各自治体等への表敬訪問を通じて友好関係の深化に努めてまいりました。

6、イベント開催状況及び観光客入り込み状況について。

(1) 自然まつりの状況。

本年2月10日から3月10日に開催されました「第17回みなみの桜と菜の花まつり」の来訪客数は、昨年の22万人を下回る前年度対比14%減の19万5,000人となりました。

開幕日の変更により桜まつりの期間が短縮したこと、貸し切りバス事業者に対する制度改正等により安価な旅行プランが減少したほか、河津桜を生かした類似イベント等が関東近郊でも多数開催され始めたことなどが主な要因と分析しております。

また、ことしで3回目を迎えた「夜桜・流れ星イベント」については、7日間の開催期間のうち、天候により1日休止となりましたが、夜桜ライトアップとともに人気を博しました。

期間中「夜桜・流れ星実行委員会」が中心となり、町内外から募った多数のボランティアのご協力を得て、延べ1万9,000人もの来訪客でにぎわいました。

なお、昨年から駐車場の有料化に取り組んでいますが、桜並木の環境保全協力金として、利用者の皆様からご理解が得られたものと認識しております。

さらに、ことしで38回目を迎えた「南伊豆町自然まつり」については、本年4月1日から5月末日までの実施期間中、町内各所にて「竹の子狩り」や「石廊権現祭」、「自然まつりゴルフ大会」、「お猿まつり」、「乗馬体験」、「山ツツジまつり」等々のイベントが開催され、「伊豆半島最南端のまち南伊豆」の豊かな自然を存分に満喫していただきました。

(2) 観光客等の入り込み状況。

平成26年度の観光客等の入り込み状況がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

表に記載したとおりでありますので、ご確認ください。

分野別では、宿泊施設で、民宿宿泊客数が前年度対比4.1%増、旅館宿泊客数では前年度対比3.5%の減となりました。

また、観光施設では、施設の一部閉鎖等に伴い前年度対比10.7%の減となりましたが、温泉施設の前年度対比2.5%の増となり、全施設の入り込み状況では前年度を3.3%下回りました。

なお、弓ヶ浜海水浴場に開設しました「弓ヶ浜スプラッシュウォーターパーク」は、夏期シーズンにおける新たな誘客施設として各種メディアに広く情報発信され、台風等による遊泳禁止期間を差し引いても、これまでの海水浴場入客数をはるかに上回る成果となりました。

今夏においても「弓ヶ浜スプラッシュウォーターパーク」の開設準備が進められ、観光協会及び各宿泊施設等による入場券つき宿泊パックなど新たな商品が開発されていることから、その効果に大きな期待を寄せているところであります。

7、日本脳炎ワクチンの定期集団予防接種について。

6月1日に実施いたしました日本脳炎ワクチンの定期集団予防接種において、有効期限を過ぎたワクチンの誤接種が確認されました。

同日の接種者数31人のうち、誤接種を行った幼児は3歳児5人で、準備段階における有効期限の確認が不十分であったことのほか、廃棄処分などの保管管理が徹底していなかったことによるものであります。

町では、即時に対象幼児5人の保護者に事情を説明し、陳謝するとともに、経過観察も含めた今後の対応についてもご理解をいただきました。

このような事態に際し、関係者の皆さんに深く謝罪申し上げますとともに、再発防止にかかる組織体制の強化はもとより、町保健行政に対する信頼回復に努めてまいります。

以上で、平成27年6月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（稲葉勝男君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

6月議会最初の質問者の宮田です。

一般質問通告書に沿って質問いたしますので、よろしくお願いします。

まずは、弓ヶ浜海岸砂浜減少対策と越波対策についてお聞きします。

弓ヶ浜の砂浜が30年前に比べ20メートル減少、後退していると、平成24年12月に独立法人港湾空港技術研究所沿岸環境研究領域沿岸土砂管理研究チームより報告されました。

その中に、東浜突端部での砂浜の浸食によって生じた浜がけについて、応急な対策として石籠などの設置が必要である。また、早期に砂浜を回復させるには養浜を行うことが大変有効であるとの報告書に記載されておりました。

弓ヶ浜海岸の砂浜減少対策は、近年の気象の変化による台風の大型化、これによる高波浪の越波流量を低減させる効果、要するに波のエネルギーを低減させるということがわかっております。

この沿岸で暮らす人々の生命、財産を守ることにもなります。また、絶滅危惧種に指定さ

れているアカウミガメの産卵場所を保護するために早急の対応が求められていると思います。ともに、長期の低空飛行を続ける観光産業対策にもなると考えられます。

そこで、青野川河口のしゅんせつにかかわる養浜について、今年度の予定をお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

手石港港湾区域のしゅんせつ及び弓ヶ浜への養浜につきましては、昨年度、静岡県が5カ年をかけて事業を実施するという報告をいただいております、平成27年度当初予算において、当該事業の実施に伴う負担金を計上いたしました。

5カ年に及ぶ事業内容につきましては、青野川河床部分約6万平方メートルのしゅんせつと、このうち河口部に対する北約1万立方メートルのきれいな砂を弓ヶ浜に養浜するものでありまして、港湾区域の保全はもとより、しゅんせつ土投棄のコストの縮減効果なども見込まれる事業であると認識しております。

今後も、当該事業を主管いたします静岡県や地元地区との連携を図りながら、白砂青松の美しい弓ヶ浜の利活用と地域観光の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今の5カ年ということですけども、30年で20メートル、その砂浜後退しているわけなんですけれども、この30年前まで、もどに戻るまでこういう対策というのは続けられる、また要望されるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

地域、弓ヶ浜・湊地区と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 湊地区もそうなんですけれども、要するに町の宝ですよ、要は、弓ヶ浜。ですから、町全体でひとつ考えればいけないのかなと、こう私思っているんです。ですから、その宝を削られている状況なものですから、湊区もそれは大事です。ですけど

も、この町の考えとして、早い話が方向性としてどのようなお考えでいるのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

当然、観光の中心であります。その中で5カ年で約1万立米がいいのかどうかというのも検討していかなければならない。逆に砂が多過ぎて途中でということも考えられますので、経過を見ながら県と協議をしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） よく調査しますよね、定点じゃないですけども。そういう浜に対しての調査。これはやってから、養浜を今年度から行うということなんですけれども、何年ぐらい、1年後、2年後ぐらいで行うのか、その辺ちょっとお伺いできればいいんですけども。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

県の調査でありますけれども、5年でということをお伺っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ということは、その5年ずっと続けるわけですよね、養浜を。その後、調査するよという認識でよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えしますけれども、県の当然事業になります。ですから、5カ年後にどういう状況かを見ながら、県に要望していくという形になるかと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） よくわかりました。

次に、越波対策ということでお伺いします。

この町は長い海岸線を有しておりますけれども、先ほど申しましたけれども、近年の気象

状況の変化により台風の大型化が進んでいる。高波浪による道路への越波が頻繁に起こっている状況ということは、皆様ご承知のとおりだと思いますけれども、この対策としてどのような計画の進捗と、どのような方式でこの工事等を進めるのか、説明をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

年に数回程度であります。海岸道路まで波や砂が上がるため、職員による現地確認のほか、道路、砂浜、海水面等の状況把握のための測量調査を実施いたしました。台風等による越波については、これまでの状況などから、海岸中央部の道路と砂浜との高低差が少ない地点に堆積差が確認され、海岸両端の高低差を有する地点では同様の現象が見られないことなどから、小規模程度の越波に対しては、道路高と砂浜高との高低差を確保することにより、所定の効果が期待できると考えております。

一方、津波に伴う越波対策につきましては、下田土木事務所が海岸地域を対象に、「静岡モデル」による施設整備等について協議を進めております。

今後予想される南海トラフ巨大地震等の津波に対し、当該地域においてどのような対策を講じていくか、例えば、津波想定高以上の波返しや海岸道路のかさ上げなど施設整備を進めるのか、あるいは施設に頼らず避難対応に特化した観光地としての景観を残していくのかなど、地域住民との協議、検討を進めていくことが主になります。

町では、「静岡モデル」に伴う事務レベルの協議を進めてまいりましたが、県による事業説明会用資料の作成をもって速やかに当該地区との調整に入る予定となっており、地域住民にも適切な情報提供のほか、地域合意に向けた最善の越波対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほどから静岡方式という言葉が出ておりますけれども、この静岡方式とは、詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

静岡モデルになるかと思っておりますけれども、津波想定、レベル1の津波に対して海岸地区で

住民を守るために波返し、ないしは道路のかさ上げ等、どういう施設整備をしていくのかと
いうことを地域と協議をしながら、方法論を決めていくという事業になります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ということは、その地元とよく十二分に話しして、それから物事を進
めていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今聞いていますと、このレベル1、レベル2ということがありますけ
れども、そのレベル1、早い話がレベル2ね、弓ヶ浜でいうと、要するに17メートルぐら
いの波がもし来る場合、まさかこの17メートルまでの早い話が岸壁じゃないですけども、そ
ういうのはまさかつくるとは私は思っていないけれどもね。

その普通の、ふだんの越波ですか、に対する方法が、要するに何というんですか、毎年起
こることですから、台風は毎年大体来ますので、それに対応していただければと地元の方も
おっしゃっておいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。

次に、地域の広域連携ということについてお伺ひします。

人口減少社会の到来を見据え、市町の役割分担に捉われず、住民サービス供給体制の安定
的効率化を図れるように、広域での行政サービスの提供体制を整備することが必要と考えま
す。

4月20日に下田総合庁舎で行われた賀茂地域広域連携会議の内容はどのようなものであつ
たのか、またこれを踏まえた町の方向性をお聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

賀茂地域広域連携会議は、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の、

いわゆる賀茂地域における連携強化のほか、一体的な振興を図るための方針や、計画の決定等を行うことを目的として設置されました。

4月20日の第1回会議では、会議設置要綱の確認、賀茂地域の現状の確認、美しい伊豆創造センターの理念と実現についての説明が行われ、その後、各首長と参与の森武治郎県議の意見発表となり、総体的にはほぼ全てが賛成意見でありました。

総務省では、自治体間の広域連携に関し、連携の核となる連携中枢都市の募集を4月10日付で開始いたしました。賀茂地域にはその基準となる20万人以上の人口を抱えた都市がありませんので、代替組織として県が応募することになります。

応募に係る提案書の中では、教育委員会の共同設置に係る課題の抽出及び効果の検証と、災害時における人的・技術的支援体制の構築における検証と、税徴収事務の共同処理を行う際の課題の抽出及び整理、消費者生活センターの共同設置に係る効果等の検証、監査機能の充実強化のための取り組み、支援など5つの項目を調査対象としており、今回は医療・福祉等の分野は見送られました。

人口が減少しても、地域住民がゼロになることはありません。住民の皆様に対しまして、現在において、あるいは30年後においても、地域ニーズに合致した行政サービスを提供する責務がございますので、あらゆる分野での広域連携が必要であると思料するものであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 私は、この広域連携というのは、住民の方にとってのメリットとデメリット、こういうものがあるかと思うんです。それに関して、ちょっと町長の意見というか、そういうものがありましたら伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

平成の大合併のとき、いろいろとありましたけれども、行政の適正規模というものがよく言われました。どれぐらいの人口があると行政がコスト的に一番うまくいけるのかという試算の中で、大体10万人から15万人ぐらいの規模が行政コスト的にはいいのではないかと。ことで、平成の大合併時代、私は合併を推進する方向で物事を見ておりました。

そして、今回このような形の中で、広域連携という形が起こってきたのは、やはり行政コ

ストをどうやっても下げていかなければ、少子高齢化の中で今後自治体がもたなくなっていくという、そのような中での広域連携の模索であります。

だから、20万人規模の中核都市が、例えば垂直補完とか、水平補完とかという物の考え方がありますけれども、この場合、南伊豆というか賀茂地域には20万人規模の都市がございません。だから、水平補完していただけないもので、県が垂直補完をしていくというような物の考え方になるのかなというような感じがしております。

それで今、特に南伊豆町は杉並区との連携を深めております。杉並区はちょっと遠隔地ではありますけれども、非常に南伊豆町のことに対して、いろいろなこう連携のあり方、そして杉並効果、この9自治体がいろいろと連携していこうという流れもできております。そういう賀茂地域の連携を含め、そして杉並区との連携を含め、今後の南伊豆町の継続的なあり方、社会が持続可能な地域としていけるような方策を今後考えていきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この6月5日なんですけれども、この地元県議と県庁のほうへ行ってみましてね。伊豆縦貫早期完成と港湾施設工事のこの要望書を知事に提出したんですけれども、その中で、知事は、賀茂郡へエース級の人を配置した、こうおっしゃっていたんですね、エース級の人を。これはどういう意味かと、こう思ったんですけれども、このエース級の人がですよ、着任当時に報道に言った言葉は、賀茂郡を串刺しにしますよと、要するに1つにしますよと、こう言っていたわけですよ。どういう意味合いがあるのかなと。今、町長の話聞いていまして、私もこの広域連携というのは、私は大事だと思うんですよ。私も賛成なんです。

それで、町民の方がそういうメリット、享受を受ける、そういうことのほうがよっぽど大事かと、こう思うんですよ。ですから、今後もエース級の方と一市五町、手をつないで、できれば、連携をどんどんと進めていただきたいというほうに思っております。

次に、地域経済についてお聞きしたいと思います。

地方創生の中で、ポイントは強い地域経済をつくることが必要と考えます。要素としては、景気がいい、企業の業績が安定している、所得が上がる、グローバルな競争に勝つなど、さまざまな見方があります。

では、強い地域経済をつくるにはどうしたらいいのか。私はこの自分の住んでいる地域経

済の身の丈を知ることが重要ではないかと思うんです。地域経済の強さ、弱さを知る。地域にはどのような力が残っているのかを自覚することが、未来をつくっていくスタート台になると、こう考えます。

挑戦を忘れず、変化を恐れぬことにより、地域の稼ぐ力の最大化や、強い地域経済をつくることにつながるものと思います。経済活動と人の移動可能性を考え、新たな基盤産業を含めた地域全体の生き残り作戦が必要と考えております。

そこで、農林水産商工業の連携と方向性についてお伺いしますけれども、地域における農商工連携の進展は、地域経済を支える地元の農林水産業が活性化する契機として大きな意義を有すると思います。単に、良質な農林水産品を出荷することにとどまらず、地域の農林水産業と食品製造業や食品卸、小売業、飲食店業等の関連産業が連携し、地域一帯となった農商工連携を進めることによって、地域固有の特産品等を活用した新たな商品、サービスを生み出すことで、初めて大きな付加価値が生まれ、雇用にもつながることが期待できるのではないのでしょうか。

さらに、飲食店業や旅館業、ホテル業と連携し、地元産の農林水産品を生かした加工品や、料理メニューを取り入れることで、観光消費を喚起することも重要ではないかと考えます。

都市部から地域へ観光客が訪れ、地元産の料理を食べてもらうことは、農商工連携の担い手のモチベーションを高め、若い人、人材を引きつける魅力とはなるのではないのでしょうか。

地域経済活性化のための農商工連携、促進法の取り込み、施策の総合活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関連する販売促進、新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進等を効果的に支援する必要があると考えますが、今後の市町域、産業分野を超えた農林水産商工業の連携と方向性をお聞きします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

お答えする前に、先ほどのエース級の話ですけれども、県知事のほうで静岡県を5地域に分けたいというような物の考え方が出ています。あれは、そのまま広域連携というような意味ではないかと思えます。

それで、なぜそういうふうなことを考えるのかというと、私、この行政の首長にならせていただいているいろいろとやっているわけですけれども、やはり情報量とかいろいろなことを考えたとき、100人規模の市役所と2,000人規模の市役所の情報量の差とか、業務量の処理能力、

これは非常に大きな差が出てきます。それ自体がそのまま自治体間の差になる、これを何とか避けていくための1つの方策として、県知事の考えられている5地域をとというような考え方も、そこにあろうかなとは思いますが。

また、広域連携というふうな考え方の中には、そういうことが当然含まれていると思います、それはそういうことで。

この質問に対するお答えですが、町では平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「南伊豆の人口ビジョン」及び「南伊豆町総合戦略」の今年度中の策定を目指しております。先ほども行政報告いたしました。

策定に当たっては、幅広い町民から広く意見を取り入れるために、百人委員会を設置し、ともに考え、地域全体の取り組みとしての位置づけが確立されるよう、町民全体で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、百人委員会は、商工・観光部会、福祉・教育部会、農林水産業部会、次世代部会を中心に構成してまいります。これも行政報告いたしました。

また、平成27年度から伊豆半島13市町で構成する「美しい伊豆創造センター」が正式に稼働を始めましたが、4月20日には下田市、東伊豆、河津、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の連携を強化する賀茂地域広域連携会議も発足したところであります。

今後は、地域連携のもと、各種戦略を練ってまいりたいと考えております。

農林水産、商工業の連携につきましては、地域経済の基盤産業である農林水産業と商工業などを有機的に連携し、相互の経営資源を持ち寄り、新しい事業に挑戦することで、新商品もしくは新しいサービスの創出が可能となるほか、農商工と連携促進法に基づく認定に伴い、当該補助金や融資制度、課税の特例など各種支援策を活用することが可能となります。

また、農林水産業者の6次産業化を推進する場合においても各種支援策がありますので、商工会、農協、漁協など関係機関と協力し連携を図りながら、事業者支援に努めてまいりたい、このように考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、先ほど6次産業化ということで、このたび銀の湯が改修されますけれども、一つのメインとして食堂を表に出しますよということでしたけれども、その6次産業、またこの連携、あわせるとそういうところで地元産の食材ですか、それを提供する

等々考えられるんですけれども、そのときに、半年、8カ月ぐらいですか、かかるのが。そのとき、その間に町民、全国からでもいいんですけれども、メニューを応募したらどうかと思うんですよ、一つの考え方としてね。そういう考えというのはないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

非常にいい考え方だなと思います。委託者がありますもので、指定管理になっておりますもので、管理業者がどのように考えているのかを含めまして、町側の考え方を伝えていきたいなと思います。

そして、もうこれは議会でも報告したとおり、今後の銀の湯会館は、入館料のうち、30円を積み立てして、今後の基金として改修とかそういうものを基金にするという話し合いもできました。

今、議員が言われたような部分に関しましても、極力、町側が話していく、そして町民の皆さんの意見を聞く場を設けられればと、そのように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

ぜひそのような方向性でお願いしたいと思います。

次にまいります。

誘客対策の連携と方向性ということでお聞きします。

平成26年度の町政要覧では、平成13年を100としますと、観光・レクリエーション客数は85万3,684人から53万7,268人、マイナス31万6,416人、率にして37.1%の減、宿泊客は39万766人から21万3,121人、マイナス17万7,645人、率にして45.5%の減となっております。

国では、訪日旅行促進事業、ビジット・ジャパン事業や、国際競争力のある観光づくりなどに、官民一体となって取り組んでおります。今後、さらに国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するには、観光地単独の取り組みにとどまらず、広域にまたがる観光地同士が連携、協力を図ることによって、旅行者の広域観光ニーズへの対応、域内における旅行者の長期滞在、回遊性の方向性を促進し、域内経済効果の拡大等を進めていくことが重要であると考えます。

今後は、世界的なスポーツの祭典、東京オリンピックも控えております。広域での誘客対

策の連携と方向性等をお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

観光業におきましては、高度成長期やバブル期全盛のような、何もしなくてもお客様が集まってくるといったような時代は既に過去のものとなり、新たな誘客戦略として、広域連携における事業化が進められております。

この広域化の流れは、平成17年度に伊豆半島13市町が加盟した「伊豆観光推進協議会」の設立に始まり、平成19年度の「伊豆東海岸国際観光モデル地域整備推進協議会」の設立、平成21年度の「伊豆観光圏整備推進協議会」の設立へとつながってまいりました。

このような中、平成22年度に「伊豆半島ジオパーク整備推進協議会」、現在の推進協議会が設立され、半島内7市6町の全てが参画したほか、平成25年度には、「伊豆は一つ」をテーマに「伊豆半島グランドデザイン」が策定され、本年4月からは、伊豆半島グランドデザイン推進組織として、「美しい伊豆創造センター」が開設されました。

同センターでは、各構成市町からの派遣職員による組織強化のほか、広域的観光事業の推進、世界認定に向けたジオパーク推進事業にも鋭意取り組み、今後は「美しい伊豆創造センター」を、半島全域において観光推進の核と捉え、より緊密な自治体間連携をもって展開する効果的な誘客施策に、関係者一同期待を寄せているところであります。

また、賀茂地区1市5町では、平成26年度からDMO事業に取り組んでおり、今後も内容の充実を図っていくことが必要であると考えており、さらに杉並区を中心とした自治体間連携を活用しながら、伊豆半島への誘客につながる事業展開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 先ほど行政報告にありました台北ですか、にトップセールスで行ったということなんですけれども、今後も結構続けてられると思うんですけれども、今後も台北、台湾だけではなく、海外ですね、早い話がシンガポールであり、インドネシアであり、そういうところに行くという考えというのはございますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

当面の段階では、台湾をターゲットにしております。そして、台湾からの来遊客はよく台湾のほうへ行って言われるんですけども、2,400万人の人口のうち、大体1割、240万人ぐらいが日本に来ていると。日本から台湾へ行っているのは50万か60万だ。何とかそのところをしろよというようなことを、台湾の人たちにはよく言われます。

ただ、今、観光協会、そして行政のほうで台湾のトップセールスをしますと、初めは、民宿に対する誘客というようなのは、台湾は嫌がりました。いわゆる生活環境とか考え方で、個室でなければいけないとか、やはりバス、トイレがちゃんとしてなきゃいけないとかというような感じはありましたけれども、このごろでは、民宿でも結構ですというような流れも出てまいりました。そういう形で、当面の間はやはり台湾への南伊豆町のトップセールスをしていきたい。そして、やはり台湾に行ったときに言われたのは、バス代が高過ぎるというような、南伊豆町の場合。そして、先ほども桜まつりの話で言いましたけれども、やっぱりバス運行するのに2人の運転手が必要になると。その費用がかかり過ぎるんだという話の中で、南伊豆町のほうとしましては、30人ぐらいの団体になれば10万円程度のバス代に対する補助、インセンティブをあげますという形での誘客等も図っております。

そこそこの成果は出ていると思いますけれども、詳しいことは課長、答弁できるかな。数字はまた後ほど回答させます、直接に。一応、そういう形でいろいろと成果も上がってきております。

そしてまた、先ほど言った「美しい伊豆創造センター」というか、伊豆半島全体の首長でやっていくのは、昨年からはまりました。それで昨年、ことし、これは何年か続いていく台北国際博覧会ですから、旅行博、すごいものでした。何しろ、その博覧会場に来ている人たちが何十万人という人たちが来て、直接もう既に商品を買っている形でのやり方でして、今後、伊豆関係もどういう形でそこへ旅行商品を出していくかということを検討していくような状況になろうかと思っております。今後もそういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） そうですね。数字は後ということですけども。この台湾の方々の、要するに今後見たいとか経験したいとか、こういう旅のマーケティングですか、そういうも

のも、町がちょっと手をかしていただいて、そのアンケートなり等々をやっていただきたい
と思います、今後は。

それによって、もっとお客さんが台湾のほうから来てくれるような、そういう施策をお願い
いたします。

それでは、③の基盤産業の育成ということでお聞きします。

今日では中央・地方政府ともに財政収支が著しく悪化して、厳しい財政状況に置かれてい
るのはご承知のとおりだと思います。地域間の所得移転や公共事業等による地域経済の下支え
にも限界があることを考えあわせると、各地域経済にとって、公的支出に依存した経済構造
を維持したままでは、将来の展望は開き得ず、こういうことと思います。

自立性の高い経済構造を築きながら成長していく必要性がますます高まっております。今
後の地域のあるべき姿を考え、地域全体を支える経済構造をつくり上げるには、ミクロ的な
アリの目、マクロ的な鳥の目の視点が必要と考えます。

町内経済は一国経済とは異なり、地域経済の移出入比率は高く、他地域と密接に結びつ
ております。地域内での全ての財・サービスを自給自足できるわけではありません。地域と
の取引を通じて確保されるものが多く出てきます。こうした他地域から移入する財・サービ
スに対する対価を確保するためには、地域として所得の獲得能力、要するに稼ぐ力が必要と
なります。

その際、域内の限られた市場ではなく、域外の広大な市場を相手に移出を行うことから、
より大きな所得を得ることが可能になるのではないのでしょうか。さらに、域外から得た所得
は、乗数効果を通じて域内の需要をさらに喚起し拡大することになります。

したがって、こうした地域経済の維持、発展のためには、今後、需要の成長が期待できる
二輸出型産業の伸びしろが必要ではないかと考えます。

今後の基盤産業の育成についてお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

本町の基盤産業は、これは当然申すまでもなく観光業であります。伊豆半島全域におい
ても同様であると認識しております。

平成22年の国勢調査における15歳以上の産業別就業人口結果からも、卸小売業、サービ
ス業等の第3次産業75.6%のうち、観光業を含めたサービス業で49.6%を占めている状況から

見ても、この南伊豆町の基盤産業が観光業であることは、間違いありません。

本町においては、残された豊富な自然環境及び景観を生かした中で、これまでも名所、旧跡、遊覧などの画一的な団体旅行型の形態から、テーマ性が強く、体験型、交流型の要素を取り込んだ個人旅行型への転換が求められており、インバウンド事業においても、「美しい伊豆創造センター」を中心に事業拡大を図りつつ、本町独自のネットワークにより強固なものにしていく必要があると認識しております。

なお、本町観光協会におきましては、本年度から一般社団法人化に取り組むところであり、今後の観光総合窓口としての事業効果のほかに、基幹産業の進展が期待されるところであります。早期法人化に向けた支援体制の推進に努めてまいりたいと考えております。

そのような中で、観光協会のほうも旅行業の登録をしていくと。これも国内・海外への旅行業ということで、新しく観光協会が商品をつくることができるのではないかと考えております。

それと、議員が言われる域外経済、域内経済、まず域内経済を何とかしていくということは非常に大切なことで、このことの中には、エネルギーの問題とかいろいろあるかと思えます。そして、地域内の雇用をどのように確保していくか。やはり、いわゆる生産する産業というか、物をつくる産業というのは、この地域では非常に難しいと思えます。

そのような中で、福祉に絡んだようなサービスの部分とか、そういう形を考えた雇用の創出というものを、特別養護老人ホームの建設もそういう効果を発揮してくれるものと期待しております。

さらに、もう少し敷衍いたしますと、今、南伊豆町でやっているアクティブシニアの移住計画です、ワークステイという考え方です。そのような中で、例えば、都会のいわゆる65歳以上の元気な高齢者が南伊豆町に来ることによって、地域内経済が活性化していくという方向性も今進めております。これは杉並区等の連携の中で進めております。

そういう形で、何とかこの地域内の経済を活性化していくということは非常に重要なことであり、持続可能な社会をつくっていくためにも大事なことだと、このように考えています。以上です。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） なぜこのような質問をするかといいますと、要するに、先ほど申しましたけれども、平成13年を100とすると、観光客数・レクリエーション数ですか、31万6,000

に減りましたよ、37%減、減りましたと。宿泊客は、先ほど言ったように17万7,000人で45.5%の減、これはこの町の基盤産業が揺らいでいるのではないかと、こう心配されるんですよ。ということは、こんだけの減ということは、それだけ要するに、就職じゃないですけども、雇用が減っていると見てもおかしくはないと、こう見ることができます。

先ほど町長言われました、ちょっと話変わるんですけども、その基盤産業、宿泊業、確かにそのとおり、私、調べたんです。総務省の統計局というのがありまして、そこで1市5町のものを、全部調べてきました。

そこの中で一番抜きでているのは、雇用もあり、外部からの収入もあるというのは、これ先ほどやりました宿泊業、これがどこの1市5町、どこでもそうなんです。ですから、先ほども連携云々と、こう申しましたけれども、同じような収入体制、外部からのね。これはみんな1市5町もみな一緒だよということを示しているのかなと、こう思うんですよ。

そこで連携も大事なんですけれども、ここで1市5町、個々なんですけれども、自分たちで一生懸命やっていく、稼いでいく、稼ぐ力をこうどんどんつけていかないと、地方創生、最後のチャンスだと思うんです、私、これが。

ですから、この旅行、観光もそうですけれども、実態に合ったというのかな、できればもう一つ、柱を、種をまいて根を出させるような、今回も若い人が来ていますけれども、この方々が夢を見れるような、そういう町にしていきたいと、こう思います。

イギリスの自然学者のチャールズ・ダーウィンというものが有名ですけども、最も強いものが生き残るわけでもない。最も賢いものが生き延びるわけではない。唯一、生き延びるのは変化のできるもの。私はこの地方創生を最後のチャンスと思っていますので、挑戦を忘れずに変化を恐れぬ自治体が生き残るのではないかと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

その前に、先ほど宮田議員の質問への答弁として産業観光課長のほうから申し出がありましたので、許可します。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） 先ほどの宮田議員のご質問というか、台湾の観光客の数なんですけれども、一応町の観光協会を通じているというか、把握している数ですが、昨年度におきましては、5月に38名ほど、これ湊のほうの宿泊施設に泊まりました。それで、3月に入りまして25名ほど、下賀茂の旅館のほうへ宿泊をしたと。もう一つは、3月にこれ2泊しているんですけれども43名、これは湊の民宿のほうへと分宿という形で宿泊されているということでございます。

協会から通じているのは以上です。

◇ 吉 川 映 治 君

○議長（稲葉勝男君） 3番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 改めまして、こんにちは。

3番議員の吉川でございます。

一般通告に従って質問をさせていただきます。

まず、石廊崎ジャングルパークの跡地利用基本計画案からの質問でございます。

この跡地利用基本計画案というものは、「誰もが行きたくなるような石廊崎」というものをコンセプトに策定されたものでありまして、平成26年9月22日を皮切りに7回ほど開催された第1次ワークショップ等で築き上げられた計画案と、その後に第2次ワークショップによって、それがより精査された形、そしてその結論をもって跡地利用計画審議会がまた検討を加えて、最終的な答申を3月31日ですか、梅本町長のほうに手渡しております。

それが、その答申の内容が、私の今手元にあるこの製本の形になっているわけでありまして、けれども、この中身を拝見させていただきますと、この石廊崎ジャングルパークの跡地利用基本計画案は、その手法としまして、石廊崎をそれぞれの特徴をもとに5つのエリアに分けていると。そして、5つのエリアに分けまして、それぞれ開発していくということが提案さ

れているわけであります。

具体的に申しますと、旧ジャングルパークのエリア、そして石廊崎集落のエリア、白水城跡地のエリア、ジオスポットエリアと、そしてパワースポットエリアというふうに分けられておまして、それぞれが各エリアごとの特性を生かした利用計画案が上げられているわけであります。

そこで、梅本町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、この跡地利用基本計画案、これについては、もう当然審議会のほうも承諾しているはずでありますので、梅本町長がこれを手にしたときには、相当の覚悟を持って手にされたと思っておるんですけれども、この利用計画案を拝見したとき、どのような印象を持ったんだろうと。そして、この計画案から具体的に利用方法とか開発方法を第一に何から始めていこうかなと思っているのかを、ちょっと一度お伺いしたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

感想ということではありますが、やっぱり利用計画案、ワークショップをやっていただき、審議会で答申をいただきました。非常にすばらしい答申になったかなと思っております。

そして、今後につきましては、石廊崎ジャングルパーク跡地の利用は、平成25年度から26年度にかけて地域住民の参加型のワークショップを開催して取りまとめた内容をもとに、跡地利用審議会において審議いただいて、本年3月、跡地利用基本計画書案として答申をいただいたわけであります。

今後におきましても、本答申をもとに石廊崎との皆様方とも連携を図りながら、本計画案についての実現性を検討してまいりたいと思います。

また当該地域一帯における自然公園法や文化財保護法の規定のほか、開発事業費等の確保、あるいはその後のランニングコストの検証など課題は山積しておりますが、平成28年度までには建設コンサル等に委託し、具体的な利用計画を策定してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 国立公園法とか文化財保護法、やはり多少障害が起きてくるのかなと

思うんですけども、そこのところはまずクリアしていただきたいと、私も思っております。

この4年間、まさに振り返ってみますと、いろいろな角度から石廊崎の再生ということはやっぱり考えてまいりました。具体的には石廊崎地区に入ったときのあの区営駐車場スペースでの、黒潮太鼓の復活はどうだろうかとか、観光トイレを設置または増設していきたい。そして、そこにある悲しいちょっと歴史を物語っている横浜の存在とか、今一番何よりも整備が急務だよと思っている白水城跡地及びその登山道、ああいうことも絶えず再々度、私も質問はさせていただいております。そして、今度は目を上に向けてみますと、あの360度見渡す限りの満天の星空とか、280度から成る日の出、日の入りの水平線上に見える、あの絶景のビューですよ。そして、荒々しい外海がつくり出しているその美しい景観、そして地球の歴史とか営みを教えてくれるその岩肌、まだ比較的新しいと言われているあの奥石廊の火山の跡とか、これどれもすばらしいものでありまして、それが全てを兼ね備えているような、その地域をまた再度振り返ってみても、本当にわくわくする場所であるわけでありまして、

その中でも、やはり私が一番今気にかけていること、要するにこうしていただきたいという、その気持ちの一番こう奥深いものにあるものが、やはりあの隆隆と流れてきた悠久の歴史の中で、絶えず海上交通の中心であった石廊崎、そして石廊崎の歴史、そしてそこで積み重ね築き上げられてきた文化の特異性、また重要性ということがあるわけでありまして、この重要な歴史とか文化をいかに残して、いかに後世に伝えていくかということでありまして、これがやっぱり私の心の奥底にいつもあることでありまして、これは余りこう当然目にとまりにくい、そして把握しにくい内容分野であればこそ、今回のジャングルパークの跡地利用基本計画案の中では、最重要視されてこなければならぬ内容ではなかったのかなと、僕は今でも思っております。

例えば、役行者の伝説とか白水城に残っているあの歴史、こういうものを当然利用基本計画の一つの重要なファクターとして検討していってもらべきだったと、今でも思っているんですけども、町長、この点についてはどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の物すごく石廊崎にかける情熱というのは常々感じております。そして、議員が言われるとおり、やはり石廊崎の海上交通の歴史とか、今まで培ってきた文化、そしてその風光

明媚、いわゆる文学的に今表現をいろいろされました、あの風光明媚な石廊崎、これをどのような形で後世に伝えていくかということは大切なことであり、それらのことも勘案しながら、新しい石廊崎のあり方というか計画をつくっていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

この石廊崎ジャングルパーク跡地利用基本計画案の中でも、その歴史とか文化のことについてのことは、やはり計画概要の1の4という保存管理計画というところでも述べられているんですけども、要は課題としては、今後の具体性、どのように残して、どのように後世に伝えていくかということでありまして、これはやはりこれから町長の今言われたごとく、これからの課題ということで、私も理解は少ししているところであります。

次の質問に移りますけれども、またちょっとジャングルパークのことにつきまして、この問題、私が今から提示する問題も、非常に重要な問題であることは、本当に論をまたないところであります。

この跡地利用基本計画案の中にも、その重要課題として取り上げられている項目でありますけれども、それは防災計画のことです。当然、この防災計画が今後どんな形で具体化していくかということは、非常に楽しみであるわけでありまして。

ただ、私がここで上げたのは、せんだって、私も過去に一度、一般質問の中で取り上げたことがあります砂防ダムの問題でありまして、そして12月の一般質問のときも、私の大先輩の同僚議員の方が、砂防ダムについての質問をしてくださいました。そのときの答弁としては、用地買収が云々でということで、ちょっとこう進みづらいような状況になってきているような形だと思うんですけども、それからもう数カ月たっておりますので、何かこう話の進展があったのではないかなと思ひまして、そのことについてお伺いしたいんですけども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

砂防ダムに関しましてですけれども、区の方と町としても協議をいろいろしてきましたけれども、なかなかまだ地権者の同意を得ることができない状況です。やはり地権者にとりましては、自分の土地というのが非常に大事だという意識ですか、これは当然あるかと思ひます、先祖代々受け継いできたものが。それをこう何で自分だけ犠牲になってというような

気持ち、まだ地権者の中にはあろうかと思えます。

そういう形の中で、まだまだ説得を続けていかなければならないなど、このように思っているわけでありませう。

また、災害に関しましては、石廊崎地域については、もう本当に伊豆半島に珍しいリアス式海岸の様相を呈しており、風光明媚であるがゆえに、津波に対してはもろい一面も持ち合わせていると言わざるを得ないわけだ。

しかしながら、当該地域は強固な岩盤層の安全な高台に位置しており、計画上にある施設や駐車場には、災害発生時における一時避難地のほか、来誘客や消防車の搬送、救出・救護、物資等の調達に伴う救急防災ヘリポートの多様な防災機能が求められると、このようなことは認識しております。

そのため、石廊崎のジャングルパーク跡地利用計画においては、これらの防災対策も含めた実効性の高いものになるよう慎重に対応してまいります。

先ほど言いました防災ダムに関しましても、今後も粘り強く地権者の方と交渉をしていくつもりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） そうしますと、この地権者との話がうまくまとまれば、もうすうっと、この砂防ダムのことに関しては前に進んでいくというふうな答弁ということによろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

そのとおりです。まず地権者の方の同意がとれないということでもあります。区のほうも一生懸命、地権者に説得を試みているわけですがけれども、なかなか先ほど言ったような状況の中でということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 砂防ダム設置というのは、石廊崎の区民の皆さんの生活とか生命にも匹敵することありますので、そこは慎重に事を進めていただければなと思っております。

ます。

これからも、私自身としても、この石廊崎の再生の課題に関しましては、積極的に接して
どんどん意見を述べさせていただきたいなと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

介護報酬引き下げの影響とその対策についてであります。

いよいよ今年度、介護保険改正が行われまして、全市町村で介護予防、日常生活支援総合
事業が開始されたとともに、今回の問題の焦点としたい介護報酬の引き下げというものも行
われる予定です。

そして、その引き下げ率というのは、実に6%ぐらいになるということで、かなりの引き
下げになってくるのかなと思っております。そもそもその介護保険法というのは、制定され
て以来もう15年たつんですけれども、介護報酬は3年ごとに見直されてきたわけでありませ
う。2003年というのが2.3%、2006年が2.4%、2009年が3%、2013年が1.3%の改正が行われて
きたんですけれども、いよいよ2015年になって、何と6%の引き下げが行われようとしてい
るわけでありまして、私が思うに、この介護報酬の引き下げの影響で懸念されることとい
うのは、介護サービスの質の低下及び次に述べる特別養護、この次に課題としたい、この特別
養護老人ホーム等の入所待機者の増加ということでありまして、まずここで述べたいのは、
その介護サービスの質の低下であるわけでありまして、これをちょっと時系列的に並べてみ
ますと、介護報酬の引き下げが行われると、介護職員の賃金がカットされてくるだろうと。
そして、介護職員の賃金がカットされてくると離職率もアップされてきて、介護職員がより
人手不足になって来る。そうすると、介護サービスの質の低下ということは、という最悪の
シナリオが描かれてくるわけでありまして、この介護報酬の引き下げというものが、もたら
すであろうこの最悪のシナリオというのは、介護等には全く、私なんか素人なんですけれ
ども、こんな素人の私でも描けてしまうくらいでありますので、南伊豆町内でのその介護事業
に多大に影響して来ることも必然であるということは、もう認識はされてまいります。

確かに、介護職員の離職率アップということに対処していくためには、就労加算という名
のもとにおいて、1人当たり1万2,000円の手当加算の仕組みができ上がっていくことも事
実なんですけれども、そこでちょっと1点質問をしたいんです。

町側としては、この介護報酬の引き下げに伴う、今見てきたような問題点、介護サービス
の質の低下ということをどのように考えるんだろうか。そして、今後それをどう対処してい
くのかということをお聞きしたいと思います。

これをまた町長と、そして担当課長にお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

平成27年度の介護報酬改定においては、介護保険制度創設から15年目を迎え、今後さらなる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支え、地域包括ケアのシステムの実現と在宅、施設サービスの増加に必要な財源の確保とあわせて、次の3項目による改定の方向性が示されました。

1点目といたしましては、中・重度の要介護者の認知症高齢者になったとしても、住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、在宅サービスを支援するためのサービスの充実を図ること。

2点目は、今後も増大する介護ニーズの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、さらなる資質向上への取り組みを推進すること。

また3点目には、介護保険制度の持続可能性を高め、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、必要なサービス評価の適正化や規制緩和等を進めることとされております。

以上のことから、介護職員の処遇改善、物価動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、マイナス2.27%の改定率となっております。

本町におきましては、施設、在宅サービスを提供する介護事業所への影響はありますが、現時点では町単独による施策を講ずる考え方はありません。

そして、担当課長から詳しいことは答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

町長が答弁申し上げましたように、大きな3点の項目で国の方は介護報酬の改定を行いました。

吉川議員のおっしゃるとおりの時系列でありますと、だんだん介護報酬がマイナス改定がふえてきているのは事実でございます。

介護人材への影響という懸念もございますが、議員も一部申されましたように、介護職員の処遇改善につきましては、改定率の中で1.55%を見ております。

また、その詳細を若干説明させていただきますが、介護サービスの充実ということで0.56%、その他、これが問題で、4.48%のマイナス、それを含めまして、在宅サービスが

1.40%、施設では0.85%マイナスということで、トータルで2.27%の改定率ということでございます。

私も大きな影響があるということで、施設、在宅、全てではございませんが、どのくらい影響があるかということを確認させていただきました。施設につきましては、ある施設では50人程度の特養さんでございますが、やはり年間700万程度の削減が見込まれます。

処遇改善につきましては、当然法人へのというよりも、職員のほうに人件費が回ってきますので、法人として全体が700万ぐらいだろう。在宅サービスの事業所でございますが、やはり1.42%率を掛けた分が減るだろうというところでございます。施設におきましては、法人さんの努力、要は空室等を減らすという、稼働率を上げていくと考え、努力するしかないだろうということです。在宅の事業所につきましては、人員の確保等ということですね、受託する事業をふやしていくことによって、要は全体を上げていくということを考えておりますという返答がございました。

大小それぞれ事業所ございますので、町長申したように影響はあるというふうに思っております。

しかしながら、なかなか町単独で、例えば法人に対する何かの支援をとすることは、今のところ考えてございません。その介護人材の非常にマイナスの、マイナス、マイナスということで、事業の低下ということは、これは非常に町のサービスの低下としては非常に懸念するところがございますので、その辺は注視いたしまして、事業所との話し合い等は十分していくつもりでございますので、サービスの低下に至らないように対応してまいる考えではおります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございました。

本当に法人等の大小の事業者のことに関しては、非常に深刻な問題になってこざるを得ないのかなと思っておりますので、何らかの形でまたバックアップしていただければなということが、私の切なる願いではあります。

次の質問に移らせていただきますけれども、先ほども述べた介護報酬の引き下げの問題点というものは、やはり特別養護老人ホームのほうにもちょっと影響してくる可能性があると思います。

それをちょっと質問させていただくんですけども、今、町長の行政報告の中でもありました杉並区との連携による特別養護老人ホーム、そしてそれに併設した健康福祉センターの事業に影響はしないだろうかということからの、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今の介護の現場というものは、もう今の町長、そして担当課長からの説明のとおり、全国的にやはり人手不足というものが例を見ないような状況でありまして、私もちょっと見させていただいたんですけども、特別養護老人ホームの、私がちょっと確認した場合でも、やはりこれは立地条件としては最高だったんですけども、入所者としても個室でユニット式で約100名ぐらい受け入れる計画であつたらしいんですね。そして、介護要員はその規模からすると70人から80人の採用計画なんですけれども、そのオープンして1年たっているんですけども、いまだ40室が空いたままであると。これはなぜかと申しましたら、パートを勤めた介護職員というものが50名程度しか集まらなかったということに起因するわけでありまして、その入所を希望している今度は待機者も、またその法人のエリア内においても、200名以上待機者がいるらしいんですけども、待機者もいるのに部屋も空いているのに、それが施設として埋まらない状況に陥っている。これはもう何を隠そう、介護要員、介護職員の不足、そして介護要員が集まらないということが原因になってきているわけでありまして、その直接原因もそれが今の27年度の介護報酬改定云々ではない。

ただ問題は、東京都23区内でおきまして、急激に高齢者が増加するということを想定している上で、やはり特養の建設ラッシュというものが始まっているらしいし、また景気が回復してきているような状況で、介護職等よりは、賃金とか待遇のよい仕事に人材が流れているということもあると思うわけでありまして、それにさらに追い打ちをかけて、27年度のその介護報酬の引き下げということが原因になっているのかなと思うわけでありまして、

そのような状況におきまして、そういう状況がベースにあるわけではないんですけども、今述べました、全国的にも非常に注目をされている。県境を越えた自治体間との連携による特別養護老人ホームの建設・運営にも、多少これ、この人手不足、介護職員の不足ということによって、規模の縮小化があり得る可能性もあるのではないかなということ、非常に危惧しているんです。

この点につきまして、6月2日の全員協議会でお聞きした内容とちょっとダブるんですけども、建設とか運営、事業者の公募主体であつている南伊豆町、我が町としてのこの点についての対策というものはいかに考えていらっしゃるかを、お尋ねします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

南伊豆町と東京都杉並区は、急速な高齢化社会の進展に伴う両自治体間の介護施設の不足の課題を初め、本町の経済振興、両自治体のさらなる交流の推進といった行政課題を相互の協力で解決すべく、全国に先駆けて自治体間連携による特別養護老人ホームの整備を進めてきました。

そのために、南伊豆町、杉並区及び静岡県 of 三者で協議が調ったことにより、地域に開かれた運営が期待できる社会福祉法人を杉並区と連携し、5月15日に公募いたしました。また、5月29日には公募説明会を開催し、県内外6法人の参加がありました。

平成27年度の介護報酬改定の影響は、マイナス改定による法人収入の減となることが考えられますが、公募要項に定める審査基準として財務、運営状況、収支計画等において事業計画を確実に遂行できる財務基盤と運営体制、長期にわたり安定した事業運営が可能な収支計画等を評価し、自治体間連携による特別養護老人ホーム建設運営法人を、実施公社選定委員会の調査、審議を経て決定してまいりたい、このように思っております。

議員が懸念される介護者が少なくなるであろうというか、足らなくなる可能性というものに対しては、極力十分の配慮をしていき、そのような事態が発生しないようにしていきたいと思っております。

また、健康福祉センターにつきましては、介護事業所ではありませんので、影響は、これはないと、このように考えています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） すみません、ちょっと争点が違っておりました、申しわけない。

私の説明が悪かったのかもしれないですけども、介護職員というものが確保できるかどうか。この間、6月2日で大体この特養の規模等をお聞きしていると、やはり私はあのときにも質問させていただいたんですけども、大体介護要員がやはり70人近く必要になってくるのかなという気がしているんですね。果たして、それが確保できるかどうかということなんです。介護要員の不足という問題は、この賀茂郡下でもかなり深刻なんですね。

というのは、私も社会福祉法人の2社の幹事をやっております、両社ともその問題、同

じ問題を抱えているんです。そうなりますと、実際、今の現状からいくと、やはりそれだけの介護要員が十分であるという何か保証があるのかどうなのかがよくわからない。そして、それによって、規模を縮小せざるを得ない可能性も出てくるんじゃないかなというところでちょっとお伺いしたんですけれども、この点についてはどうですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

少なくとも、公募に応じた6法人というのは、そのような介護職員を十分手当てできるとい自分たちの計画のもとに公募に参加しているというような形で、私たちは捉えております。

もし、議員がおっしゃるような事態が発生した場合は、これは非常にゆゆしき問題になるかと思っておりますけれども、現実の問題として、公募に参加してくるということは、職員の確保が十分できるのではないかということの形だと思っております。

そのようなことで、審査基準の中に財務とか運営状況、収支計画等において、事業計画を確実に遂行できる財務基盤と運営体制、長期にわたり安定した事業運営が可能な収支計画等を評価する、このようなことを評価しながら法人を選んでいくということでありまして、我々としてはそこを信じていきたいと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 若干補足させてください。

町長が答弁いたしました5月29日の公募説明会でございますが、当然そういうことも前提で説明会にに応じていただいたというふうに踏んでおります。

ただ正式には、この6月の17、18、19、3日間を受け付け期間としておりますので、あくまでも先ほどの6法人が来るかどうかというのは確定ではございません。17、18、19日の3日間が受け付け期間でございます。あとは町長が述べたとおりでございます。

ただ、吉川議員がおっしゃったような、特養がそういうふうに全て100%稼働していないということも、私もそういう事例があることは承知しております。人材確保については、非常に厳しいということも承知しておりますが、町長が申したとおりでございますので、自分たちはそれに向けて縮小の気持ちはありませんし、実施していただく法人が出てくるというふうに考えております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

[3番 吉川映治君登壇]

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

少し話を進めて、6月2日のその全員協議会の折に、特別養護老人ホームの具体的な内容とか管理業者の公募資格等が明らかになったわけでありますよね。そこで、町長そして担当課長の申す分には、いつもそういうものを十分に介護要員、介護職員等を確保した上で、この構想に入ってくるというところなものですから、この点については、余り問題はないということを行っているわけですが、じゃもう一点、ちょっと危惧しているところがありまして、例えば、今、介護管理会社、介護職員等を管理会社が直接引き連れてくる、または町外から募集を募るような可能性があるわけですので、今度は南伊豆町が、我々はその町のメンツというんですか、そんなものをかけて、その受け入れ態勢を事前に用意をしていかなければならないんですよね。当然こちらの宿泊じゃないですけども、こちらのほうで仕事をするようなバックアップ体制ですよ。そういうものについても、やはり次の課題として、ステップとして、そういうことも考えていかなければ、我々が公募主体となっている責任上、ある必要があると思うんですけども、その点についてはどうでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） いわゆる賀茂圏域外、いわゆる就業するためにはこちらへ移住しなければならないというような人たちに対しては、やはり議員がおっしゃるようなことも勘案していかなければならないと思っております。

ただ、公募した法人は、当然そのようなことも含めて、自分たちが指定管理のほうへ参加してくる、公募に参加してくる、事業参加してくる、このように私たちは受け取っております。そしてまた、それに関して、町自体も当然バックアップ体制は整えていきたい、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

[3番 吉川映治君登壇]

○3番（吉川映治君） わかりました。

じゃ、続きまして、先ほど来、町長の説明、そして担当課長からの説明で出てきている南伊豆町の地域包括ケアシステム、それに準じた南伊豆町の地域包括支援センターの役割とか機能強化のことについて、ちょっと質問をさせていただきます。

今回この介護報酬の引き下げというものは、再々来申し上げますとおり、町長もお答

えしていただきました団塊の世代という方々が75歳以上の後期高齢者になるという、2025年を見据えたものとして引き下げられているということは、新聞等でもいろいろ書いてあるわけでありまして、それと同時に、今のうちに地域包括ケアシステムの基盤整備にも力を入れていってくださいということは、もうどこにでも新聞記事にも載ってきてある。例えば、厚生労働省のホームページの中にも、介護報酬改定についてという中で、地域包括ケアシステムの構築、推進というものがわかりやすく図式で書いてあるほどでありますけれども、それほどやはり地域包括ケアシステムというものが、今後重要になってくることが非常に明らかなわけでありまして、例えば、ここで一つ、地域包括ケアシステムというものがどういうものなのかということも少し述べておきたいんですけれども、高齢者や介護を必要とする人々が住みなれた地域で可能な限り、最後まで生活できるよう、日常生活圏内で医療、介護、予防、居住、住まい等の生活支援サービスを一体的に受け入れる仕組みであるということは書いてあります。

そして、この今この地域包括ケアシステムが注目され始めた理由というのは、これも再々来申し上げておりますけれども、さきに述べた2025年問題に伴いまして、要介護者がふえることが想定されると。そして、財政上の問題がより逼迫になってくることが予想されてくるために、それが最大の目的、そして介護度が進行しないように、そのような人々を低コストの在宅サービスで支えていくようなシステムを考えていこうじゃないかというのが、この地域包括ケアシステムの基盤になっているわけでありまして、この地域包括ケアシステムの各自治体で実現していく部署というものが地域包括支援センターであるということも、よく新聞紙上では述べられているわけでありまして。

ただ、私がここで主張しているのは、地域包括ケアシステムとか地域包括支援センターが、何も2025年問題だけではない。今回のこの介護報酬の改正にも非常に重要な役割を果たしていることを考えているわけでありまして、再々来述べているその介護報酬改定に当たりまして、今まで以上に地域包括支援センターの役割とか機能強化、また存在意義というのが見直されるべきであると思うんですけれども、この点についてお伺いしたいということと、そして、もしそれがそうである限りにおいては、具体的に今度はサービスとか事業の内容というものが、この介護報酬の改定や2025年問題に向けて、よりレベルアップさせていただかなければならないけれども、そのことについての、どういう手法でレベルアップをしていくという心づもりでいるのかを、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今般の介護保険制度の改正では、消費税財源も活用しながら地域支援事業を充実し、新たな包括支援事業に在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス体制整備に係る事業が位置づけられ、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みを制度的、財政的な観点から支援することとされました。このため、地域包括支援センターにおいても、これら事業と十分連携し、地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していくことが必要となります。

あわせて、市町村機能の一部として、地域の最前線に対し、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防マネジメント及び地域ケア会議等を通じたマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的機関として、地域包括支援センターの体制強化を図っていることが重要であると考えています。

具体的な機能強化としましては、業務量等役割においては、適切な人員配置が必要であり、今年度からは認知症施策の推進を図るため、認知症地域支援推進員を設置いたしました。また、本町の直営型としての形態を生かし、高齢者担当を含む健康係職員との密接な連携強化のもと、適切な役割分担を持って、地域支援センターの機能強化に努めてまいりたいと思います。

そのような中で、さらに具体的な取り組みとしましては、民間のボランティアとか、いろいろな有償ボランティアなんかも含めまして、認知症サロンとか、それとか地域サロンが起こってきている。これも地域包括ケアの一つじゃないかなと思います。

それと、先ほどの増田寛也さんでしたっけかが発表された、都市部の高齢者のいわゆる医療介護の増大していく問題に関しまして、いろいろと今後の体制を考えていかなければならないということが述べられているわけですが、その中には、やはり介護の必要な人、そして元気な人を含めて、どのように都市部の高齢者対策をしていくかということもあろうかと思っています。

南伊豆町として、町独自の取り組みの中では、先ほど言った認知症サロンとかそういうサロンもやりながら、さらに都市部のアクティブシニアを南伊豆町に招き入れて、ワークステイみたいな形でやっていくとか、それとかやはり施設介護は当然ふえてくると思います。その施設介護のためにどのような手当をしていくかということは、これからも財政的な問題もあろうし、いろいろと課題になってこようかと思っています。

地域包括ケアというのは、何も在宅じゃなくて施設介護含めないというわけじゃなくて、施設介護も含んだ形の中での地域包括支援センター、ケアであろうかと思えますもので、総合的にいろんなことを考えながら、これを進めていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。

そうですね。この問題の最後としては、介護保険というものは、思うに、この地方自治の試金石であると言われていたわけですし、介護を介護業者に任せ切りにするのか。はたまた、その介護のみならず、生活支援、今申し上げてくださった介護のみならず生活支援までを含めた上で、この行政が責任持って対応していくのか。もしそうであれば、そのための財源とか人的な資源をどれほどまでに使用できるのか。こういうことを優先的に決定していくのかを、それぞれの自治体の中で政治姿勢としてしっかりとやっていっていただきたい、これがやっぱり私の切なる願いであるわけですので、そのところはよろしく願います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員の考え方と全く同じであります。私、何度も述べておりますように、行政とか政治というものが最終的に行き着くところはどこなんだろうということで、やはり福祉のこの介護とか、そういうところに行き着くと。ただ、先ほどから言っていますように、福祉とか介護というのは、どうしても財源、非常に大きなお金が必要になると。そのことに対しまして、やはり地方自治体の財源だけで賄うのは非常に厳しい。そのために何を我々がやっていけばいいのか。この地域が何をやっていけばいいのか。やはり産業を起す形、これらのことも含めてまちづくりをしていかなければ、本当の意味の福祉への手当てというのができないんじゃないかと思えます。そして特に南伊豆町というのは、何度も何度も言われるように、町民所得は静岡県内で一番低い町であるということ。これらのことをもう少し改善していかないと、町民の皆さんの意識の中で、これらを改善するためにどうすればいいのか。そういうことを考えていき、その改善ができてくるとともに、やはり福祉にも厚い手当てができていくんじゃないかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。今の町長の答弁、非常に心にしました。また機会があったら、こういう問題をどんどんぶつけていきたいなと思っております。

そして、最後の問題になりますけれども、統一的な基準による地方公会計の整備促進ということにつきましてですけれども、今、南伊豆町が採用している公会計上のモデルというのは、もうこれは皆さん知ってのとおり、「総務省方式改定モデル」であるわけでありまして、これは毎年町が作成する決算資料を組みかえる。組みかえて貸借対照表とか政策コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書、いわゆる財務4表ですね、を作成しているわけでありまして。しかし、これ前にも申し上げたことがあるんですけれども、単に資産とか負債の増減を記録するだけであって、その増減の原因というものが全く記憶されてこない。そのために総合的な財務状況やその把握及び経営管理への利用というものが全く難しい状況であるであります。この欠点を補うために、先ほど来述べた統一的な基準による地方公会計の整備促進というものが提唱されまして、これが原則、平成27年度から29年度の3カ年間で整備されるよう、平成27年の1月23日、全ての地方公共団体に要請をされました。

もう少し説明しますけれども、ここでいう統一的な基準というものは、原則その発生の都度、複式簿記という会計処理を義務づけることでありまして、今までの総務省改訂モデル方式の決算の数値だけを並べかえるような財務諸表の作成する手法から全く違った意味をしているわけでありまして。

ここでちょっとまたお伺いしたいんですけれども、この総務省方式改訂モデルから発生主義、そして複式簿記への大転換。これ大転換だと思っております。これは本当に大きい転換なんですけれども、これをするに当たって、3年間または5年間という猶予規定があるんですけれども、これをしなさいよというのが総務省から言われているわけですが、これをそのような大転換を迎えるに当たって、町長が財務4表とか今後の町の公会計に対しての期待していることは何なんだろうか、これをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

統一的な基準による地方会計の整備促進、これは非常に重要なことだと思っております。今まで単年度主義でやってきたと、それはなぜなんだろうと、行政がそういう形でやってき

たというのは。早くいえば、例えば税金であります。税金というものは、世代間負担でやっております。だからある意味では、必ずその財源が充当されてくるのか、集まってくるんじゃないかという感じの中で、単年度会計でも今まで済んできたのかなど。これからはそうはいかないのではないかと。公会計というか、一般的な会計基準による形の指標を、やはり行政も調べていかなければならないかと思っております。

そのような中で、どこまで財政が逼迫しているのか、逼迫していないのかということを見ることができる。例えば夕張がああいう形で百何十億、200億というような数字を赤字にしていったというのは、やはり単年度会計の中でいろいろとわからなくなっていったというのが事実じゃないかと思います。そういう意味で、統一的な基準による地方公会計の整備の目的は、よりわかりやすい財務情報の開示による説明責任の履行と、資産及び財務管理の情報を活用した財政の効率化、適正化であろうかと思えます。

この新公会計制度の導入は、正確な行政コストや資産、負債の情報を、財務書類により公表し、財政面から見た本町の特徴や課題を明らかにすることであり、健全な財政運営及び将来の財政展望に資するものと考えております。非常に期待しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） わかりました。

今度は担当課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど来申し上げております平成27年1月23日付で、統一的な基準による地方公会計の整備促進というものが義務づけられたわけでありまして、実際には先ほども申しましたとおり移行期間があるわけでありまして、その移行期間というものをおおむね3年間ですね。では、実際我が町の南伊豆町では、この統一的な基準による公会計の整備促進の提言に向けて、今現在の進捗状況はどういう状況になっているのかを、ちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

新公会計整備の進捗状況ということでございます。国から要請のございました平成29年度の導入に向けまして、本年度につきましては、固定資産台帳整備に着手をするために、議員もご承知のとおり、当初予算のほうに委託料を計上させていただいたところでございます。来月には委託業者選定のためのプロポーザルを実施をいたしまして、これを経て台帳整備を

開始するとともに、関連をいたします公共施設等総合管理計画の策定も同時進行で行う予定となっているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） そうしますと、今回完全に発生主義・複式簿記にかわるよというのはやはり3年後になるのだろうか。または3年後から猶予期間を持って、もう少し、2年間伸ばして5年後になるのだろうか。大体の予測としてはどのくらいになる予定ですか。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、平成29年度の導入に向けて進めているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） ありがとうございます。ちょっと僕が聞き逃してしまいました。すみませんでした。

そうしたら、ここでもう最後になるんですけれども、私はもちろん民間としてお世話になっている人間でありますので、ここで企業会計と公会計の違いというものは、この4年間お世話になったわけでありまして、私なりの言葉でちょっとまとめてみたいと思うんですね。大きく分けて4点ほど、やはり頭の中にはあるわけでありまして、まず1点目です。企業会計というのは、利益追求型の会計なんですね。そしてこの公会計というのは、町民の皆さんの福祉の向上型会計であるといってもいいんじゃないかなと思っております。

そして、二つ目ですけれども、民間企業というのは、経営の判断で柔軟に資産を運営していくんです。だけれども、公会計というものは、資産の運用というものは予算で、あらかじめ限定されてしまう。

そして3点目ですけれども、民間企業というのは、収益を上げるために経営活動を行うんです。だけれども、その町とか自治体は、行政活動と主たる収入である税金、または地方交付税というのは、何ら関係があるようなところが見受けられないということ。

そして4点目ですけれども、民間企業が保有している資産というものは売却が可能なんで

すけれども、自治体が持っている資産とか公共の施設、例えば公共の建物とか橋梁などは、大概がもう売却ができないというところでもあります。このような大きく分けて4点ほどちょっと違いがあるんですけれども、このような公会計に民間企業が使っている複式簿記とか発生主義をそのまま公会計のほうに運用していくというのは、やはりこれはかなり難しい状況になってくるのではないかなと思うんですね。思うんですけれども、やはりこれが複式簿記と発生主義を導入しなさいということが、もう総務省から言われちゃったわけがありますので、そうせざるを得ないわけでもありますけれども、ここで改めて最後の質問になるわけですけれども、このような統一的な基準による、今度は財務書類等の作成というものは、どんなに公会計がそのシステム、今からそういう入札云々ということもやるらしいですけれども、どれほどソフトがすばらしい便利なものになってしまっても、入力をするのは職員なんです。職員である限り、そして職員でいる限りにおいては、その職員の皆さんへの複式簿記と発生主義の研修とか理解、そして利用というものが必ず必要になってくる。要するに理解がどうしても必要になってくるわけでありまして、まず、先ほど課長が申し上げてくださいましたけれども、それと並行して、やはり職員への複式簿記とか発生主義の教育とかまた研修ということも必ず必要になってくるのではないかなと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、新公会計制度の導入に当たり、複式簿記、発生主義を理解した人材が必要不可欠となってまいります。私もその必要性は認識しており、昨年度2名の職員に簿記検定を受験をさせました。本年度も5名以上の検定合格者を養成するため、研修等に要する費用を当初予算に計上し、受験希望者を募集しているところであります。次年度以降につきましても、引き続き簿記検定を受験を奨励するとともに、検定合格者以外の職員に対しても勉強会を開催するなど、全ての職員が財務書類を理解し、分析する能力を身につけ、経営的な感覚業務に取り組める体制づくりを推進してまいりたいと思います。

先生は特に公会計というか、企業会計、その会計に関してはご専門でありますから、ぜひ職員の教育のほうにもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

〔3番 吉川映治君登壇〕

○3番（吉川映治君） 微力ながらもお手伝いはさせていただきます。

今まで単発的で連続性のなかったような資産とか負債の増減というものが、今後その原因から明らかになっていくと。そして自治体の活動がより鮮明になってくるんですね、複式簿記、発生主義を入れることによって。そしてその財務4表に加えて、わかりやすい説明というものが加えられることによって、それを公表していく。そうすると、町民の皆さんへの説明責任というのが向上していくということは、もうこれは火を見るより明らかになってくると思います。

ぜひ私も、微力ながら本当にお手伝いはしたいと思うんですけども、最後になりますけれども、南伊豆町の自治体の公会計というものが、他の市町より先駆けとなって取り組みを、梅本町政の中でやっていただきたい。先陣を切っていただきたい。そして他の市町の模範となるような公会計のシステムをいち早く導入をしていただきたいと思うんです。その願いを私は託して、私の質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁、ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時までとします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（稲葉勝男君） 1番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 6月議会の午後一の質問をさせていただきます。1番議員の加畑です。

よろしく申し上げます。

本日の質問は、二つあります。一つ目は、伊豆半島ジオパークの世界認定に向けての準備

についてというテーマ、それから二つ目が、町内中学校の部活動についてというテーマで、質問させていただきます。

それでは、まず一つ目、伊豆半島ジオパーク世界認定に向けての準備ということについての質問ですが、2012年9月に日本ジオパークに認定され、ことしの9月にも世界認定される可能性が高まってきた伊豆半島ジオパークですが、町としてどのような準備を考えているかということについて質問するわけですが、実はこのジオパークに関しましては、私、何回も質問をしております。これにはこだわりがありまして、平成25年1月23日に伊東の市役所で開催された11市町の議会議員が、二、三名ずつ出て会議を行ったんです。そのときに情報交換会ということで会議があったんですけども、その時点での認識というのは、ジオパークは観光とはつながらない、学校教育の分野においてとどめておくべきだという意見を、ほとんどの議員が言っていました。そんな中で私は、いや、これは違うと、観光につなげるべきだということで意見を言わせてもらったんですけども、その考え方は危険だとまで言われた状況だったんです。これが2年半前の状況です。それからきょう現在まで、ジオパークの問題はずっと進捗して、いよいよ世界認定直前まで来ておるわけです。今思えば、私のあのときの考え方は間違っていなかったというふうに、今認識しております。もっと言わせてもらえれば、当時出た議員のセンスを疑うというところまで、私は考えております。ぜひともこの問題は、伊豆半島最南端の我が町にとってチャンスだと思いますので、町としてどのような準備を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

伊豆半島ジオパークにつきましては、7市8町で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会を構成し、世界認定に向けて一致団結して取り組んでいるところであります。同協議会におきましては、ジオガイドの養成並びにジオサイトの保全とか利活用、ジオツーリズムの推進に努める一方、伊豆市には中央拠点施設の整備を進めております。

また、本年4月には、「美しい伊豆創造センター」を設立し、構成市町からの職員派遣をもって事務局体制の充実強化が図られたところであります。

本町における主な取り組みといたしましては、ほかの自治体に先駆けて、ビジターセンターを奥石廊崎に設置したほか、認定ガイドの育成、支援などを積極的にサポートするとともに、ジオ菓子商品等の開発支援にも努めてまいりました。今後もこのたびの世界認定に向け

て、ジオサイトのさらなる魅力を広く発信するとともに、認定に伴う新たなジオ関連商品のさらなる発掘や開発を念頭に、関係団体とのネットワーク拡大と組織強化を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長から答弁があったように、ジオパークに関しましては、我が町は常にリードしてきたというポジションにあったんじゃないかと思います。2年半前の会議の時点でも、ビジターセンターを持っていたのはほんの数カ所しかなかったです。その中でも南伊豆町は、当時からビジターセンターを持っていたということで、ずっとリードしていた状況の中で、今日まで来たという状況だと思います。

それで、フェイスブック等の情報の中で知り得た情報なんですけれども、世界ジオパーク認定目指す最後の関門となる現地調査がきのうから始まったという情報を得たんですけれども、伊豆半島中15市町回っているという情報があるんですけども、その点は認識はされているのでしょうか。どんな状況か、わかれば教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

本日、南伊豆町にも、奥石廊ビジターセンターを含めて視察団が来られるそうでございます。それと、あす夕刻、伊東市で審査委員の方々と首長を含めて懇親会というか、懇談会がございます。そういう形の中で、何しろ世界認定に向けて頑張っていきたいということで、一致団結して伊豆半島で取り組んでいる次第でございます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） では、この結果というのは、後々どこかでお披露目するというタイミングというのはあるのでしょうか。もし担当課のほうで承知していればと思いますけれども、お願いします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

先ほども町長が申し上げましたとおり、昨日から現地調査行われていまして、あすまで管

内を調査をいたします。この結果等に基づきまして、ことしの9月、鳥取市でジオパークの国際会議がありますので、そちらのほうで審査結果というのか、そういうものが出るということになっています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 最初、この質問をする前の冒頭に言ったんですけども、2年半前、まだジオパークに対する認識が全然薄くて、観光につながらないというような認識の中で、今日まで来たんですけども、見方を変えますと、葦山の反射炉の例にしても、これが一番いい例になったんじゃないかなと僕は思うんです。ことしの5月4日、ユネスコの諮問機関であるICOMOSが、明治日本の産業革命遺産として世界遺産に登録するよう勧告したということで、登録への可能性が高まっている葦山の反射炉があるわけです。これによって相当数のお客さんが来ていると。多分、この葦山反射炉だけでいったら、ここ単独で世界遺産登録ということになると、これはなかなか難しかったんでないかなと。そこに隠されたストーリーがあって、明治日本の産業革命というところの遺産としてつながりがあって、そこからですよ。それがなければ、単独だけでここが遺産登録されたというふうには思えないです。と考えると、世界ジオパーク認定された後、世界認定されるまでがゴールではなくて、その後どういうストーリーをつくっていくかということが重要になっていくと思います。世界認定がもらえれば、それだけでお客さんが押し寄せると。旅行商品がどんどんできていくというわけではないと思います。現状が変わらなければ、一応そういう認定をもらったというだけの話で終わってしまって、いつかしぼんでいくんじゃないかなと。極論をいえば、もしも認定されなかったとしても、何か手を考えておくべきじゃないかなというレベルまで来ていると思うんですけども、その点、例えば、これは町のほうに言うべきなのか、観光協会に言うべきなのか、わかりませんが、その点の認識というはあるんでしょうか。何か考えているところというはあるんでしょうか。もしわかればお願いします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

ジオパークとは、当然議員も知っているように、大地、ジオがはぐくむ貴重な資産を数多く備えた地域が、それらの保全と活用によって経済、文化活動を深め、結果として地域振興

につなげていくという仕組みであり、ジオパークを立ち上げるためには、明確なテーマとストーリーが必要となります。

伊豆半島ジオパークは、構成市町15市町村、陸域面積1,585平方キロメートル、人口69万人及ぶ広域圏から成るジオパークであり、全体テーマは、「南から来た火山の贈りもの」と題し、伊豆半島内に存在するさまざまな貴重な資源、ジオサイトを発掘し、ジオツアーなどに活用した中で、現在まで活動を行ってきました。

伊豆半島ジオパーク推進協議会では、今後も引き続き世界ジオパーク加盟に向けた活動を推進するとともに、ジオガイドの養成やジオサイトの保全と活用、ジオツーリズムの推進などに取り組み、自治体はもとより、地域住民と一体となった推進活動を展開していくことが重要であると考えております。特に南伊豆町、ほかの伊豆半島全体で考えていると思いますけど、DMO型、着地型の観光ということ考えた場合に、例えば海からのシーカヤックジオを見るとか、陸からのトレッキング、そして今、昔はよく臨海学校ということは南伊豆町では非常にはやっていたわけではありますが、この臨海学校に関しましても、浦和高校がことしから復活する。それと、農林水産省の100%補助金ですけれども、やっぱり600万ぐらいいただきまして、杉並区と南伊豆町で、杉並区の子供たちを子浦地区へ臨海学校で来ていただく。そういうときにも多分、こういうジオの勉強とかそういうこともあろうかと思えます。

そしてさらに観光協会が今考えているのは、第二のヒリゾをつくりたいと。子浦村から谷川が非常にすばらしいジオの景観を出しています。谷川浜に誘客を図ろうかということで、観光協会が今一生懸命進めております。

そのような形の中で、さらに南伊豆町のジオサイトをどんどんどんどん利用しながら新しい観光に結びつけていくというようなことも、今取り組んでいる次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今、町長の答弁の中にもありましたけども、海から見る海岸線というところ、非常に僕も興味がありまして、実際にシーカヤックに乗って子浦から眺めた景色というのは、本当に陸から見える景色と全然違う。先日も伊浜のクリーンアップ、海中クリーンアップのときに、海岸清掃に加わったんですけども、やはりあのときにしても、ダイバーの皆さんもそう言っていますし、海から見る景色というのは全然違うんだということもあります。ですから、この辺のPRというものも十分にしてもらって、ぜひとも観光消費につなげ

てほしいというところがあります。

それから、目で見えぬ部分のジオパークという部分もあるんですけども、実際例えば柱状節理とかという景観に関しても、これはほかとは違うということは十分わかるんですけども、やはりストーリーを持たせることによって、何度もリピーター客をつなぎとめておくということが必要じゃないかなと。一度、二度見て十分だと言って、もう来ないということよりも、その中に隠されたストーリーによってお客さんが繰り返し来るんじゃないかなというところを考えています。というのは、先ほども葦山のことを言いましたけれども、反射炉のこと。ここもやはり単独というよりも幕末からの、明治の飛躍的な日本の近代化というテーマによって、九州のほうとつながってからの世界遺産という形で葦山も入ったわけですね。だとすると、やはり伊豆半島全体でのストーリーというのにも必要なんじゃないかなと。例えば、昔は伊豆半島水軍がたくさんあった。水軍というか、いわば海賊ですね。それが官軍になると水軍になって活躍するという形なんですけども、そういうストーリーなんかも、読んでみると非常におもしろいところがありまして、海岸線にその跡地が隠されている。西伊豆なんかで僕見たこともあるんですけども、これはぜひ伊豆半島全体でジオパーク認定をとるわけですから、そこまで含めてお客さんを取り込もうという流れが必要じゃないかなと思うんですけども、その点も認定後、前関係なしに、観光協会同士で話をするとかというところはできているんでしょうかね。その点もし準備できていれば、どんな状況なのかというのを聞かせてほしいんですけど。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

伊豆半島ジオパークにつきましては、本州に衝突した南洋の火山島というところから、五つのサブテーマでこのジオパークの推進に取り組んでいくというところがありまして、それに基づいて今後もいくのかなというところもありますし、あとはジオパークの推進協議会、これは行政も入っていますが、各観光協会もメンバーに入っておりますので、そういうところも踏まえた中で、今後検討していくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今、課長が答えたのも事実ですし、議員が言われる歴史的な文化的な流れというか、そう

いうものに対しては、なかなかジオというのはその辺が非常に難しいなと思います。やはり側面的には地理的な側面が非常に強くなりまして、歴史的な文化的な側面も今後加えていっていいのかなという気はしています。

議員が言われたように、確かに伊豆半島はいわゆる海の要衝でありました。全てが要衝でした。だから、非常に南伊豆町も海の文化の中で栄えた子浦とかいろいろあるわけでございます。そういうことを考えたときに、やはりそういう側面もあろうかと思しますので、今後、まだ私自身は観光協会同士でそういうことまで検討しているというところまでは聞いておりませんが、そういうことを含めて提案をしてみたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 今後、行政同士の広域連携という意味でも、そこが皮切りになっていくんじゃないかなと思います。ぜひともこの世界認定、ジオパークの世界認定を皮切りに、その点が進んでいったらいいなというふうに考えております。

先ほども言いましたけども、2年半前からかなり認識が変わってきまして、いよいよこれ世界認定になった暁には、観光に結びつくものだとは強く思っています。当時は学校の教材になる程度でいいんだなんていった議員さんたちもいたんですけども、違ったじゃないかということに僕は強く言いたいのがありまして、今回このテーマ、取り上げさせてもらいました。

それでは、次の質問に入ります。2番目の質問です。

町内中学校の部活動について、質問をさせていただきます。

生徒数の減少によって、町内中学校の部活動にも影響が出てきている。今後成立しない部も出てくる可能性があるのではないかと。これについて町はどう考えるかということで質問させていただきます。

実際我々が中学生のころ、30年前ですね。そのころの半分の生徒数になっていると思います。ちょうど今うちの子も中学生なんですけども、それ考えると、ちょうど当時の、僕らの時代の半分ですね。なのに部活の構成は変わっていない状況。当時は生徒数も多かったんで、何とかやりくりできたという状況があったと思うんですけども、少ない人数を変えない部活の数で割ると、必然的に人数が少なくなる。チーム編成できない、試合もできない。この状況が変わらないとしたら、もう考える時期に来ているんじゃないかなと思うんですけど

も、その点いかがお考えでしょう。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

議員の質問の要点といいますか、少子化によって生徒数が激減していると。これに伴って、部活動運営の今後の課題、あるいは対策はどうだろうかというようなことがあると思います。

現状から申し上げますが、本年度の町内2中学校の部活動別の生徒の所属している数を申し上げます。南伊豆中学校が、男子バレーボール部が23人、女子バレーボール部11人、男子テニス部21人、女子テニス部17人、男子卓球部25人、女子卓球部25人、剣道部12人、文化部1人であります。合計135、8部活動です。これに対しまして、南伊豆東中学校につきましては、男子バレーボール部が13人、女子バレーボール部が16人、男子テニス部26人、女子テニス部22人という状況で、東中学は合計77人、4部活動と、こういう形で、今あります。

今後ですが、議員もご指摘のように、生徒数も減少傾向にあることに加えて、もう一つ別の問題として、生徒の中には、野球だとか例のサッカー等のスポーツ少年団に小学校のころから加入し、当該クラブで活動している生徒も見受けられる。こういうことなどから、今後数年後、やはり現在の部活動数を維持していくと、現状では辛うじてやれているわけですが、これは大変困難になることを推定されております。したがって、今後私どもも、生徒数の減少をかんがみつつ、各校での、一つは部活動の絞り込みをしなきゃだめだろうと。もう一つは、例えば2校合同で部活動を行うと。ただ、これ2校合同での部活動には条件がありまして、チームのものしか行えない。個人戦を伴うものは2校合同でやっぱりできない。チームスポーツのものはできる。そういうようなことも視野に入れながら、両校の生徒によってよりよい方策を今後模索していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 後から聞こうと思った内容までお答えいただいたんで、少しずつ詳しく聞いていきます。

実際今、教育長言われたように、野球とサッカーというところがあります。私も小学校時代、ずっと野球やっていました。中学校に行くとき野球部もサッカー部もないという中で、野球、サッカーやりたい人は部活じゃないところでやるしかない。当時はサッカーチームというものがなかった状況でした。野球も少年野球の延長でした。そんな中でも僕も、当時の校長先

生に、野球部をつくってくださいと直訴したんですけども、ほかのところに野球部がない中でつくったとしても、中体連もないまま3年間終わりますよ、いいんですかと言われて、じゃ、できませんねとってあきらめた経緯があります。

ただ、そんな中でも、賀茂地区というのは、バレーボールも非常に強い地域ですし、テニスにおいても県大会まで行く人がたくさんいます。そんな中で編成していく、どのスポーツにしていくというのは、確かに厳しい選択だと思います。ただ、少年野球、少年サッカーを小学校から続けている子にとっては、その道も本当は可能性として残してほしいと。ただ、それが学校の部活動じゃないチームにいきますと、やはり河津まで行かなければいけない、沼津まで行かなければいけない、静岡まで行かなければいけないという状況の中では、非常に負担もかかってきますし、学校の行事とは別の枠組みで予定を組みますので、学校のほうとの、あるいは授業とかクラスとの整合性がとれていかないという状況になるわけですね。確かに我々が中学生のころも、剣道を続けていた生徒もいました。そうすると、部活動との兼ね合いの中で、じゃ、きょうは試合行けないよと、剣道出るよとかというのはあったんですけども、1学年70人、当時我々いましたので、その中でもやりくりできたんです。ところが今は多くても40人いる学年は本当に多いという学年であって、ほとんどは30人前後。もっと先にいくと20人の学年が出てくると思うんですね。そうすると二十数名の生徒を部活に振り分ける、その中で野球も続けたい、サッカーも続けたい、二つの部活にまたがってというのは、もう無理が来ているんじゃないかなと思います。

そうすると、今、教育長言われたように、学校同士の部活を一緒にすることも考えなきゃいけない。となりますと、当時中学生だった私が聞いたときの賀茂地区の中体連という枠組みというの、どうなるのかと。賀茂地区の中で何チームしかありませんよとなると、大会になるのかなというところもあるんですけども、それ以上行くと学校統合の話にまで及んじやうのかもしれないけども、そこまでは聞きません。ただ、部活、今現状で子供たち、あと父兄がかなり戸惑っている部分がありますし、方向性が出ないと、入学する1年生がどういう方向に行ったらいいかわからずに、父兄の中でも話が混乱してしまう現状があるわけです。その点はもう、すぐじゃないですけども、徐々に答えを出していかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、今の時点で解決法及び幾つか選択肢があるんでしょうか。もし聞かせてもらえるのであれば、お願いしたいです。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） お答えいたします。

解決方法といっても、なかなか結論から言いますと大変かなと思います。ただ、課題として、議員がご指摘のとおり、町内の中学校におきまして、今言ったようにスポーツ少年団等に所属している生徒は少なからずいるわけで、そういう中で、サッカーあるいは野球、これを中学校入学前からもう既にやってきていると。そういった子供たちが、そのニーズを生かしながら、本来でいけば、中学へ行っても部活動があつてやっていく。これ理想ですよ。私どももそう願っています。また、そうありたいなど。継続して行ってほしいなど思っています。

ただ、今、生徒の減少によって、この課題は本町だけの問題でなく、賀茂地区、まさに全てに共通した共通課題です。同様の問題が起きています。したがって、今後恐らく教育委員会同士、あるいは校長会同士なんかでも、情報共有を図りながら、賀茂地区全体で考える時期が来るんじゃないかと思えます。そういった広域的な課題、連携も含めながら、解決方法を見出していかなきゃならないかなと思っております。

一つだけ、現状におきましても、平日は、例えばサッカーあるいは野球やっている子は、部活が中学行ったらないわけです。これはもう保護者の方々にご存じ。そうすると、中学の部活は何やるんだと。仮に個人的にはテニス部に入るとか何かをして、平日は部活動をやると。その子は例えばサッカーやっているとすれば、じゃ、夜の部がもしあるならば、保護者が河津へ行くのか。あるいは土日は今言ったようにそれを優先、いわゆるサッカーを優先して土日はそっちへ出るとか、いろんな現状ではやりくりをしながら、子供たち、保護者、負担を負いつつもやっていたらいいと伺っております。今後、広い賀茂地区全体の持っている問題ですもので、私ども努めてそういうアピール、あるいは何とかならないかの訴えはしていきたいと思っておりますので。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 教育長のお答え、聞いてもやはり答えを出すのがなかなか難しいと。聞いているほうもわかっているんです。答えがなかなか難しいのは承知で聞いているんですけども、やはりそこは今後、町の人口問題もありますし、子育てがしやすい状況というものつくらなきゃいけない中で、そういう問題が常につきまとうというのは、ちょっと考えなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

実際、当時僕が子供だったころ、サッカーというチームはなかったんですけど、少年野

球で言わせてもらえば、伊豆半島の大会があっても、賀茂地区というのは実は強いんですよ。ベストフォーの中で三つ賀茂郡のチームが入るぐらい実力あるんですけども、中学に野球部がない中で、高校になってから、もうほぼ負けてしまうというような状況があるわけです。考え方の違いかもしれませんが、今、教育長言われたように、学校の部活は部活、自分が趣味でやっているものはそれとして、いろんなスポーツを体験できるという意味では、確かに面白い環境にもなったなと思うんですけども、そこでチームが成立しないとか、同じ人間が複数のスポーツにかかわって、どっちに行くかによって試合にならなかったり、なかったりという環境というのも、ちょっとそれもどうなのかなというふうに思います。だとしたら、いっそのこときちっと方向性を出して考えなければいけない時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

それに付随しまして、例えば学校の部活ですね。当時は賀茂郡の中にたくさんの中学があったし、一つの中学の中に何チームもできたから、練習試合も、僕らのときは、僕バレー部だったんですけども、東中に行けば練習試合できたと。三浜が練習試合に来た、南上が来た、あと下田も来た。もう今チーム編成できないんで、遠征しなきゃいけないと。そうすると、そこにだれが連れていくのかになると、今度父兄が連れていかなきゃいけない。そうすると、そのときの、何かあったときの、事故に遭ったときの責任はだれがとるんだとか、そもそも、じゃ、遠征しなければ試合もできないというところの問題も出てきていると思うんです。要するに、賀茂郡から出なければ試合にならない。まるで高校生の部活のように。私、高校の野球部のときには、確かに伊東、沼津まで行かなければ練習相手がないわけですよ、野球部がないわけですから。その状況を中学生の段階から受けなきゃいけない。当然そこは親が連れていかなきゃいけない。要するに電車も届いていない南伊豆町からすると、下田まで届けてから電車で行くか、もしくは、いっそのことみんなで乗り合わせて、もっと遠くまで運んでいくかというところも出てくるんですけども、その点の対応策というのは、今考えていらっしゃるのでしょうか。あれば教えてください。

○議長（稲葉勝男君） 教育長。

○教育長（小澤義一君） 大変厳しいご指摘で、また本当に切実な問題だろうと思います。逆に、そのことはまた私どもも一生懸命保護者側、学校サイド、両方の中に立ちながら考えていかなければならない課題だということでご勘弁していただくわけですが、ちょっともう一回振り返りますが、学校の運動、部活動というのは、学校教育の一環です。

もう一つ、少年スポーツのほうは社会体育。ここら辺のひとつ整合性を図りたいなど。先

ほど課題の一策というのは、前からも言われていることの中に、社会体育、いわゆる少年団でやっていらっしゃる指導者の方々と連携して学校部活ができる。これやってくれていいわけですよ。そういう問題。そういうことで、もう少し融通性をきかせる。試合一辺倒になると、わかりますよね、スポーツはもうそれで来ますからね。

同時に、そこら辺の問題と、学校教育か運動部活動は文武系全般的に育てるために意味ある運動部活動だと。そこら辺も押さえておきながら、もう一つの思いは、やはり文化部がほとんどないということなんです。子供の成長をするのにスポーツは盛んだけど、これいいんですよ。文化部は部活動何もない。これいかなものか。これだってあるわけです。そういうことももろもろ含めながら、私も本当に議員ご指摘の点はしっかりと受けとめながら、今後検討していきたい。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） 教育長おっしゃるとおりなんです。学校の部活と少年野球、少年サッカーの枠組みというのは、これは違うということは承知しております。中学生のときに、当時はやはりスポーツ、運動部に入りなさいというふうに指導を受けました。で、入りました。今、教育長は文化部がないこといかなものかという話もありましたけども、僕はやはり中学校で運動部に入って上下関係とか礼儀とかって覚えるところはすごくよかったなというふうに、今思っています。プラス、少年野球のときには、地域の方が非常に一生懸命熱心に来てくれてまして、実際に今、同僚議員の中にも指導を受けた人もいます。僕は当時、本当に感謝しております。そんな状況の中で、非常にいい環境の中で僕らは育ったんだというのはあります。そういう環境をやはり残してあげたいというのはあります。そのためにはやはり、人数がいなければ元も子もないといったらおしまいなんですけども、ただ、子育てしやすい環境がなければ、やはりこの町の将来というのは危ぶまれるというところもありますので、ぜひここが皮切りになって進んでいくんじゃないかなという部分がありまして、どうしても父兄の方から聞かれることが多いこともありまして、ちょっとこの質問を、なかなか答えが出ないのは承知で、ちょっときょうはぶつけてみようかなと思って、大変失礼しましたけども、そんな状況で質問させてもらいました。

最後に、この件に関して、今、教育長はずっとお答えになったんですけども、町長、もしこういう件、今後どうしていこうかとかという町の考え方があれば、今後のまちづくりにヒントになっていくことだと思いますので、コメントいただければと思いますけど、いかがで

しょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

少子高齢化の中で子供が少なくなっているという現象の中で起きている問題かなとも思います。学校を統合していくということが果たしていいのかという問題もあろうかと思えますし、本当に悩ましい問題だと思います。やはり子供たちが育っていく中で、文武両道という言葉がございます。やはり学校教育、そしてスポーツ、武道というか、そういうものをともに学びながら子供が成長していくのがいい環境だと思いますもので、努めて今後もその辺のところをうまくできる方向性。例えば先ほど教育長が言われたように、賀茂全域で例えばクラブ活動の方向性をつくるとかというのも考えていってもいいのかなと、このようにも思っております。今後、いろいろと研究課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君。

〔1番 加畑 毅君登壇〕

○1番（加畑 毅君） コメントありがとうございました。これは難しい問題とはいえ、どうしても避けられない問題だと思います。我が町の問題だけではなくて、賀茂地区全部の問題になっていくと思いますので、全域で考えていってもらえればと思います。当然我々も協力を惜しまないので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして二つの質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 加畑毅君の質問を終わります。

ここで午後1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（稲葉勝男君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って、南伊豆町住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の情勢ですが、今、日本は大きな岐路に立たされております。一つは憲法との関連です。憲法第9条のもとで、日本は不戦の取り組みを戦後70年続けてまいりました。今、質問にも出した安全保障関連法案が出されていますが、これとの関係では、日本が違った道に進み出す、そういう危険性があります。

もう一つは、国づくり、あるいは地方づくりの点で、都市と地方の問題。この点でどういう方向性をとるか、今までの政治の流れを改めて地方に光を当てていく取り組みをしっかりと進めていくのか、その点が地方創生の問題でも問われている、そういう点で岐路に立たされているというふうに言っていると思います。大事な時期であります。

まず、第1番目の安全保障関連法案に対する町長の認識でございます。

ご承知のように、5月15日に安全保障関連法案が安倍政権によって提出されました。その後の党首討論で、安倍首相は、ポツダム宣言は読んでいない、こういうことを答弁する。これが大問題になる。あるいは6月4日の衆議院の憲法審査会では、与党の自民・公明が推薦した憲法学者を含めて全て現関連法案は違憲という表明をしました。また、現在の時点で199名の憲法学者が違憲の判断をしております。

さらに、中谷元防衛大臣、彼は6月5日に開かれた平和安全特別委員会で、集団的自衛権の行使を求める安全保障関連法案について、現在の憲法をいかにこの法案に適応させていけばいいのかということで、憲法と法律を逆立ちにするという、こういう答弁まで行ったということでもあります。今の関連法案は、アメリカが進める戦争、侵略戦争も含めて、日本の自衛隊が、あるいは日本国民が戦争に駆り出される危険性を含んでいるということで、こういう議論が起こっているわけですが、地方自治体の長である町長は、これに対してどのような見解をお持ちなのか、その点をお答えしていただきたいと思っております。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

国家防衛において、安全保障関連法案は極めて重要である、そのような法案であると認識しております。また、日本国民の1人として、個人的な考えなど意にするところではございますが、本会議において、地方自治体の長としてお答えするということがいかなるものかと危惧するところでありますので、ご理解願います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 地方自治法に、地方自治体の役割として、住民の健康福祉、安全を守る、こういうことがうたっています。全般的な認識の見解を変えることは望んでいませんし、答弁したそのものだと思うんですが、今年度も、第二次大戦で犠牲になられた戦没者の遺族会の方々に40万の予算支出、県の遺族会の負担金の約12万計上してあります。当然のことです。いまだにその遺族の無念さ、あるいはそれを抱える周りの無念さは消し去ることはできません。南伊豆町でもさきの大戦で568人が犠牲になりました。こうした点からかんがみて、今、戦後70年、1人の犠牲者も出さないで日本がやってきた。これは紛れもなくポツダム宣言のもとに戦後歩んできた。そして今の憲法のもとに歩んできた、この歩みを、今の自治体の長としてはしっかりと守って、戦後戦死者を出さない、戦争をしない取り組みが、今後100年、200年と続いていく、そういう見識を求めたかったわけですが、これは残念ということで、一層広い声を広げていきたいというふうに思います。

さて、次の問題であります。

2番目に、杉並特養ホームの建設の問題が具体的になりつつありますが、旧中央公民館跡地との関連で質問を行います。

さきの一般報道、その後の議会の全員協議会の説明では、杉並区特養ホームと町の健康福祉センターは分かれて建てる。町長はこの間、合築という話を議会でもされておりましたが、これが別々に建てる、こういうふうになったいきさつはどのような点があるのか。お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

いわゆる特別養護老人ホームのほうは、公募した法人が建設することになるかと思えます。また、健康福祉センターに関しましては、町が主体となって建設をするわけであります。

そういう形で別々ということでございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） そういう結論は、報道で知って、それで全員協議会で6月2日に説明があったんですが、どうしてそういうふうな形になったのか。特養と健福という形であると、いわゆる整合性、都市部では特養と児童福祉施設の合築というものはあるものですね。どうしてこれができなかったのか。その点の理由なんですよ。今答弁になっていないもので。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

従来、合築という表現で担当課のほうも杉並区さん、静岡県も交え協議をし、合築というのは横嶋議員申されたように、社会福祉法人と自治体というパターンと、自治体もしくは国、もしくは東京都とか、杉並の場合ですね。そういうケース、いろいろあろうかと思いますが、私どももそういうことは可能かということで、一つの建物の中に入れ込んでしまうという合築の方法と、私どもの想定したのは、壁一枚で隔てるような施設も合築というふうに考えておりました。

町長申しましたように、整備主体が社会福祉法人。基本的には民間でございます。健康福祉センターは町でございますので、当然特別養護老人ホームのほうには、静岡県、杉並区等の補助が入ってまいりますので、その辺の補助の入り方、施設を明確にすべきという県のご教示もございましたものですから、別々というか、併設という建て方に切りかえさせていただきました。それが経緯でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町健康福祉センターの建設の問題ですけれども、今、この庁舎を建設するときに、中央公民館を廃止をして、いわゆる地域包括センター、それと健診施設、相談室等々を、この1階に設けました。

健康福祉センターをつくるという上で、今の地域包括といわゆる健診施設、これとの関連性というんですか。あるいは健福を公民館跡地につくるという点で、今の包括をそちらに移すという、そういう考え方はあるんですか。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

健康福祉センターにつきましては、整備に至るまでに、昨年の5月から8月は町民の皆さんが集まっていたワークショップ、公募等も含めた委員による健康福祉センター建設検討委員会等でご協議をいただきました。議員に全員協議会のほうでお渡しした資料の中に、仮称の健康福祉センターの中ポツの図書館の整備についてということで、ワンペーパー入ってございますように、今後も健康福祉センターの建設検討委員会で協議はいたすところでございますが、私どもの考えとしては、健康福祉センターの中に地域包括支援センターを入れ込む。基本的には社会福祉協議会も入れ込むということを考えてございます。

健診機能におきましても、健診室ということで、診察という表現になっているかもしれませんが、そこに行って健診を行うことができるようにする。町ではそこに子育て機能も含めた機能も入れ込む。健康福祉センター、ちょっとニュアンスが違う部分があるかもしれませんが、子育て機能、多世代がそこで何かのサービスを楽しめると、そういう施設も考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） もちろんこれまで、途中で説明もありましたけれども、いわゆるこの庁舎建設をする際に、包括と健診室、これを入れ込むということで、このガタイになってきているわけですね。そういう点で、今、説明がありましたけれども、そこからまた今度、健康福祉を県の包括支援センターと健診室を移すと。その意義がどれほどあるのかと。

一方で、民間の社会福祉協議会もそこに入れ込むと、現在の社協の建物が手狭であるというのは聞いてはいるんですけども、それはそれで悪いことではないんですが、健福の機能で、一部町というか社協の体制をそちらに入れるということと、健福をそちらに移して独自の機能を進めるという点では、どのようなメリットが生まれるのか。あるいはこちらの部屋の状態は、どのように考えているのか。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 答えいたします。

今現在、地域包括支援センターは直営で、私どもの健康福祉課の中にございまして、本庁舎の建設コンセプトの中で、恐らくワンストップで住民の方の対応ができるということがあったのかと思います。

現在、地域包括支援センターが、別議員さんの地域包括支援センターの機能強化という意

味でご質問もありましたんですけども、基本的に今の機能が非常にまずいということではございません。

ワンストップと申しますと、一つだけ今の状態で社会福祉協議会が民間でございまして、非常に民間の力として行政の片腕となって、民間としてもよい機能を今力を出していただいているところでございます。若干手狭ということも、私ども承知しておりまして、その社協さんと地域包括、高齢者の部門でありますと、非常にそれが連携が強化ができるというふうなメリットはあろうかということでございます。

また、子育て機能等もそこにつけ加えることで、社協様全て高齢者の方、生活に困った方だけではございませんので、子供さん、先ほど申しましたが、多世代にわたる、要はそこでの機能を生かすという面では、非常にメリットがあるものかと思えます。

唯一行政機関、私どもの健康係であるとかそういう機能というのは、ずっと分離するところがございまして、全てその包括支援センターの機能をそちらに入れ込むか。一部町の中、健康福祉課のほうに残すかというのは、これから健康福祉センターの建設検討委員会等でもんでいただくこととなります。

また、内部機能につきましての配置機能等につきましても、まだ基本設計等ができていないものではございませんので、それができ次第、建設検討委員会に諮っていただいて、よりよい機能をそこでどう生かすかということをお皆さんに伺っていきたくて、それで決定していきたくてというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 健康福祉センターありきということで考えると、それからどうしても無理が生じてくるんだと思うんですね。包括の問題も今答弁されましたけども、全部移すか、一部移すかという行政の機能の、これが分かれるというのは避けがたいことなんですけども、一番最初に質問した特養との合築ができないという点で、改めて考える考え方というのはなかったのか。現状では、杉並区の特養と別個に、事業者、建設者には健康福祉センターと図書館の配置について、これを募集している、プロポーザルを募集しているということですけども、今度は健福に図書館を、これは合築というんですか。図書館機能を一緒にするということなんですけども、こうした場合に、今の図書館は非常に重要な役割を果たしてきておりますが、図書館法に基づかないで、全国に図書館がない時代に、90年代の初めに補助金

で、100坪未満で図書館がないところで希望するところは図書館をつくろうという、それに先代の町長も応じてこれをつくって、その後、運営委員や有志の協力もあって、宅配サービスも含めて、県下でも有数の人口1人当たりの貸出数と図書の貸し出しサービス、配本所活動などをやってきているわけですが、図書館については、図書館法に基づいた図書館、司書の配置とかそういうことを考えているのか。

もう一つは、図書館を一緒に入れ込むという話が出たもので、昨年度、図書館の問題に関して、運営に関する答申ですか、これが諮問しておりますが、その諮問についても、ぜひそうしていただきたいと思います。改めてどうですか。図書館の位置づけは健福で持っているのか。教育委員会のほうでそれは考えているのか。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） それでは、お答えいたします。

南伊豆町立図書館につきましては、平成元年2月15日の竣工から現在に至るまで、町民の皆様にご読書を初めとする情報サービスを提供することを主な目的として運営させていただいてきました。平成26年度の貸し出し冊数につきましては5万5,000冊強で、県内でも有数の利用率となっております。

この地域の文化振興の拠点ともいべき図書館につきましては、健康福祉センター内への移転により、一般利用者はもとより、特養施設利用者、健康福祉センター利用者の方々にも快適にご利用いただけるよう熟慮してまいりたいというふうに考えております。また、図書館に併設する石垣りん文学記念室につきましては、多くの皆様からの寄附を原資として建設したものであることから、現有のまま残すとともに、安全管理面や来館者の動線に配慮した中で、移転後の図書館との接続方法などを検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 私、聞き漏らしていたら大変失礼なんです、図書館法に基づく図書館、いわゆる司書のしっかりした配置。今、司書、今年度からですか。臨時なんですよ。正規職員の司書の配置、あるいは規模の問題でも、400平米ということでありましたが、そういう位置づけはしっかりと図書館法に基づいてやるという、そういう観点がございますか。

〔発言する人あり〕

○11番（横嶋隆二君） なぜそういう話をするかという、図書館法、最初は昭和25年とかにできたんですが、平成20年に図書館法の改定があって、24年には施行令で、やはり公立図書館の役割、非常に大きく、局長が5万5,000冊の貸し出しとか、県下でやっぱり有数なんですね。しかも先日データが出ましたけど、高齢者が、高齢化率県下で4位だということですから、多い中で配本をすることで、多くのお年寄りにも生きがいになっていて、これも非常に重要な役割をしているんですね。その公の図書館の設置基準も含めて示しているのが図書館法であって、それに基づいてこれをしっかりと整備する、そういう位置づけがされているのかどうかということなんですね。健福と合築するその中に図書館入れ込むけれども、図書室程度のものであったりするんであれば、それは違うだろうと。そうじゃなくて、しっかりした、確かに先週の全協で400平米という規模数が出たんでしょう。その位置づけはどのような位置づけをされているのかと。

もう一つは、蔵書の、蔵書倉庫ですね。今の図書館をそのまま残して、石垣りん記念室も残して、石垣りん記念室は残すと言いましたけれども、今の建物、既存の建物を残して、あるいは蔵書倉庫にするとか、そういうことも生かして考えているのかどうか。その点を確認ちょっとしたいんですね。非常に大事なことだもんで。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

まず、図書館の規模についてなんですけど、健康福祉課等とも一緒に協議を重ねてまいっております。その中で今、議員もおっしゃられました400平米、現状より若干広いような形を提供していただけるという形は聞いてございます。ただ、先ほど健康福祉課長も申し上げたように、設計の詳細についてはまだ決まっていないよということでございます。

また、正規職員として司書を置くかという部分なんですけど、こちらの部分については、まだ詳細な検討をいたしておりませんもので、今後内部で協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これは幾つかの機能を、あるいは老朽化した建物を一緒にするという、単純なそういうことではなくて、位置づけと裏づけを明確にして取り組むべきだというふうに思うんですね。改めてその図書館法も含めて、しっかりとした対応をしていただきました

いと。

あわせて、ここに書いてある、今、更地で駐車場になっている奥のほうに古いプレハブの倉庫があって、そこに葛の葉窯が置かれております。昨年の12月の暮れにも要望書が出ているようでありましてけれども、葛の葉窯についてはどのような対応を考えているのか。これは平成18年の6月に町との覚書が交わされております。簡単な覚書でありますけれども、そもそも葛の葉窯が昭和50年当時の派遣社会教育主事が、町の教育長から陶芸教室開催の依頼を受けて、多くの有名人が来ている岩殿寺窯の指導を受けて陶芸教室を開催をします。その後、自主運営をして会員がふえて軌道に乗り始めたころに、役場から町の事業とさせてくれないかと提案があって、当時は生涯学習が盛んに叫ばれておりましたけれども、またその後、役場総務課からの提案で、自治宝くじの助成事業を受けて、部屋の増設や内部整備を行ったと。それで今日まで引き続いてきていて、町の文化祭やあるいは道の駅のギャラリーで、多くの会員等々が出品もして、観光客にも歓迎をされているという取り組みをしています。今回の特養と健康福祉センターの建設のかかわりで、更地にするために何とかしてくれないかというを受けているらしいんですが、これについてはどのような位置づけとして考えているのか。お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

先ほどからも、ご質問に関して、福祉センターの関係、何か議員は必要なさそうな質問でありましたけれど、やはりこれは南伊豆町には、静岡県で唯一健康福祉センターがないところであると。そして町民の健康福祉やそういう向上のために必要であるということで始まっております。合築とか分離するとかということは、それほど重要な問題でなく、初めに杉並区の特別養護老人ホームが湊で建てる予定が、浸水地域でダメであるということでこちらに来た。その中で合築もあるんじゃないかという形で考えたわけでありまして。

それで、この健康福祉センター、やはり健康事務や育児や高齢者の交流の場として本当に必要だと、このように考えて今進めているわけでありまして。

それと図書館であります。やはり老朽化していると。それと、貸し出し冊数が非常に多い。これは読書というのは、学力とか文化と相関するものだと私は思っております。非常に大切なことだと思っております。だから、一応十分検討しながら、その辺も進めてまいりたいと思います。

それと、陶芸のことですが、旧中央公民館跡地を活用した特別養護老人ホーム及び南伊豆町健康福祉センターの整備に合わせて、南伊豆陶芸クラブが活動拠点としている既存建物については、全て撤去する方向で、言われるとおりに検討しております。このことにつきましては、南伊豆陶芸クラブの代表から、陶芸クラブの存続を求める要望書が提出されておりますが、担当課を中心として、相互理解を旨とした説明または協議を進めているところでありますが、今後も引き続きご理解をいただくための調整協議を重ねてまいります。どちらにしても、この事業をやっていく上で、この陶芸クラブがあるということは支障になると思います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 私の質問の中身は、健康福祉センターというか、その是非を言っていることではなくて、私も議会に出てから、高齢者の福祉を初め、児童福祉、子育て支援、全て制度の積み重ねの提案をしてきて、町が今日に至って、そして南伊豆町を残すための取り組みを皆さんと一緒にやってきたつもりなので、そのソフト面をいかに生かして、しかも職員の皆さんの職員の定数もぎりぎりのところでやっていて、包括支援センターが、高齢者の問題でもありながら、同時に職員もさまざまな連携をする。そういう点で、役所もこの庁舎を立てる際にいろんな検討をして、無駄がない動線、ワンストップという言葉が出ていますが、そういうことをされている中で、健康福祉センター、町長の公約ということではあるんですが、問題はソフト事業をどのように生かして、この建物の中で生かそうとしているかということなんで、よりよいものをつくるための提案でありますので、誤解がないようにしていただきたいということと、葛の葉窯の問題に関しては、これは質問で④で、社会教育、文化活動、歴史遺産の総合的対応ということを書きましたが、特養と健福が仮に合築といった場合には、建物が一緒になっちゃうので、提案というものは非常に難しいんですが、これが杉並特養とは別個に建てられると。図書館も社会教育の一環の図書館が別個に建てられるということになる。子育て支援センターなんか一緒にするといった場合に、南伊豆町の場合は公の土地、地所が少ないもので、集約的に物事を進めていくということがありました。その点で、社会教育の場所、文化活動の場所、これは湯けむりホールもそういう位置づけであって、仮に健診室が福祉センターのほうに移れば、そこも別の利用も可能とは思いますが、さまざまな課題を考えたときに、私は今、庁舎の1階のロビーに、非常に貴重な日詰の遺跡から出た銅鏡、勾玉が重ねられていますけれども、これをもっと光を当てて、健福は単

に町だけではなくて、杉並の特養を誘致するというので、この交流、社会教育、あるいは入所者のリハビリも含めたことを考えると、社会教育の陶芸教室の場とか、あるいは日詰遺跡の展示を含めて、あそこに交流の場をつくるという考えは一案ではないかと。

私たちは、議会は、去年の10月に、姉妹都市の塩尻市を視察をしてきました。これは6年前に視察したときには、まだできて間もなかったんですが、今は60万人の利用者があるそうです。当初目標40万人と市長に言われて、館長は相当びびったらしいですけども、今や松本や近隣の伊那市のほうからも来ると。それはしっかりした図書館の規模と、下には子供福祉センターも児童相談室ですね、それも、一時預かりも含めて置いておくと。一番上にはテナント方式で商工会議所との連携もしているということで、相乗効果を生むと。受験生も松本あるいは伊那からも来るといことなんですね。南伊豆の場合は、なかなかそういう場所を見つけるというのは大変だけれども、杉並区の特養、今後視察もふえると思うんですね、全国で初めての例、そういう方々に日詰遺跡の、本当はあんなガラスケースに入れておくようなものじゃない、800年とか1,000年前の勾玉とか銅鏡なんというのは、ちゃんとした調湿のもので、町の誇りとして置いておくものなんですね。社会教育のものと一緒にものをやるんだったら、こういうものを一緒にして交流の場で、あそこに入所したお年寄りを抱えている家族に、ゆっくりしてもらいながら、また交流の場とする、そういうことも考えたかどうかと。葛の葉窯は単なる陶芸クラブというのではなくて、岩殿寺を初め芸大のOBがあそこで修行したところで、そういう流れもあります。これが今でも続いている。そういう点では、入所者のリハビリやあるいは杉並から来た家族も含めた交流の場として、もっと活用するというイメージを膨らませた多様、多くの幼稚園の建物でもいいと思うんですが、そういう考え方ができないものでしょうかね。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員が健康福祉センターの建設に賛成であるというご意見をいただいたと思います。

実は、私は岩田町政時代に健康福祉センターの問題が起こったときに、議員はたしか反対された、このように記憶しております。それで、先ほどの発言になりました。申しわけございませんでした。

それで、今議員からご提案のあったことですが、やはりまだ建設検討委員会をこれから開いていく形になろうかと思います。そういう形の中でいいご提案でありますし、い

ろいろと検討していきたいと思います。

また、本庁舎内に併設する湯けむりホールでございますが、当該施設は本町における文化活動の拠点として中心的役割を果たしてきた中央公民館にかわる施設として整備したものでありまして、現在も文化協会、加盟団体を初めとしたさまざまな方々に利用していただいているところであります。

湯けむりホールの利用状況におきましては、毎年恒例となっております11月の芸術祭、3月の芸能部門発表会などビックイベントも開催されていることから、文化活動拠点の位置づけや、町民の皆さんの認識においても定着しているものと思われまます。

今後も湯けむりホールを中心に多彩な文化振興がなされ、町民憲章に掲げる「湯けむりのように高く仰ぐ文化のまち」となり得るよう、切に期待するものであります。また、役場ロビーに展示している日詰遺跡の推進につきましても、将来的にはより多くのものを広く皆さんに紹介するとともに、本町観光資源としての幅広い利用方法を検討してまいりたいと考えております。

そのような中で、やはりこの健康福祉センターの中に、もし日詰遺跡の展示ロビーとか、先ほど言った陶芸教室等が考えることができるのであれば、また検討の余地があるかと思えます。その辺については、今後の検討委員会の中で検討させていただくということで、ご了承ください。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 誤解のないようにもう一度話しますが、岩田町政のときに健康福祉センター反対ということを行いました、16年の、今から11年前の6月議会ですか。定例会では予算では出ていません。そのときには、なぜ南伊豆町に健康福祉センターがないかという、いわゆる介護保険法を施行するに当たって、国が全国の全ての自治体にお金を出すから健康福祉センターをつくりなさいと。そのときに、それに耳に傾けないで、やれ厚生省の跡地を買いたいとかジャングルパークを買いたいという、そういう動きがあって、当時の健福の課長からも、何で100%補助があるのに健康福祉センターを建てないんだ。そういうときにお金を使わないで過ぎたのが岩田町政であります。正しいこと、事実はそういうことであります。私はそのときはつくるべきだという話をしております。誤解がないようにしてください。

16年に岩田町政が提案した際には、過疎債を使ってこれをやると。しかし、過疎債という

のは県の中でも過疎自治体で枠が決められています。100%補助ではありません。こういう中で16年には下田市との合併協議に進んで、町がなくなると、財政難だといって、町をなくす方向に進んでいたのが、岩田町政であります。この点は誤解がないように。

私は先ほども言ったように、社協がまだ1人2人のときにヘルパーをふやして、そして訪問介護も含めた充実を一番先に提案してきた者であります。その点は、間違いないように確認をしていただきたい。

次に、3番目の地方創生の課題であります。

冒頭、今、日本の行政、政治が、平和の問題と、一方で曲がり角に来ているという話をしました、情勢の問題で。それは、戦後70年、若干の変節はありますけれども、同じ政権が、長い政権が続いてきました。景気がよくなならない、地方は衰退する、高齢化の進展、そして東京一極集中、これで困って、方策があるのかどうか。

今、安倍政権が昨年9月の国会で地方創生法案、まち・ひと・しごと法案を出しましたけれども、これを提出するに当たって、モデル事業に挙げたのが、ご承知のように島根県の海士町、隠岐の島群島の中の海士町で、ここはかつて合併問題のときに、10年前に政府の政策に反対して、小さくても輝く合併フォーラムに参加をして、合併をしないまちづくりをしてきた町です。河津でも2月に町長が講演をされましたけれども、その海士町が、安倍政権の地方創生のモデルの最初に国会で言われた。私は少し驚きましたけれども、やはり東京一極集中の取り組みをしてきて、具体的に地方からアベノミクスの影響も感じられない、衰退する一方だ。しかも、合併をした自治体ほど衰退が激しい、地方ほど激しい。こうした中で、政府あるいは官僚の方々も方策がないのかなというふうに思いました。

なので、質問ですが、①の地方創生推進に当たって町長の考え方を聞きたい。百人会などの設置が出ているけれども、町の現状と、これを解決していくために地方創生にどのように対処しようとしているのかということ。これは大卒の政策論では、3月の予算委員会でやりましたけれども、改めてご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

町では、平成26年の11月に公布されたまち・ひと・しごと創生法に基づく南伊豆町人口ビジョン及び南伊豆町総合戦略の今年度中の策定を目指しております。

この計画書は、人口減少や少子高齢化が続く中、将来にわたり町が存続し、地域での生産

活動を実施していくため、目指すべき人口規模や町の将来像を定める南伊豆町人口ビジョンと、そのために必要となる戦略施策を定める南伊豆町総合戦略からなります。

30年後の人口が6,000人を下回るという危機的状況にあって、町の今後を方向づける重要な本計画の策定に当たっては、幅広い層の町民から広く意見を取り入れるため百人委員会を設置し、ともに考え、地域全体の取り組みの一つとして位置づけ、確立されるよう、計画策定のプロセスも人づくりの機会と捉え、町民全体で取り組んでまいります。

百人委員会では、商工・観光、福祉・教育部会、農林水産部会、次世代部会を中心とする活動を考えており、10月に予定している町制施行60周年記念式典の会場において正式に委嘱する予定です。また、6月下旬には、各部会の核となる30人程度の人員をもって、百人委員会設置準備会を設立し、住民アンケート等を行った上で、10月までに計画の骨子を整えたい意向であります。

百人委員会で集約された意見につきましては、産業関係、福祉・教育関係、金融界関係、学識経験者、言論界関係から選出した総合戦略策定委員会、さらには調査・研究審議を行い、来年1月には計画素案を作成し、パブリックコメントを経て、2月末には計画策定業務が完了する予定であります。

そのような中で、既に杉並区と南伊豆町で進めているのは、ワープステイという考え方で、お試し移住という方向性を今模索しております。これは先ほども話しましたように、都会の高齢者、アクティブシニア、65歳以上の方たちに5年間程度南伊豆町に移住していただくという計画で、既にこれは地方創生本部のほうのモデル事業として杉並区と南伊豆町の取り組みとして取り上げられております。CCRCの考え方でございます。新しい形のアメリカのCCRCの考え方でなくて、もう少しそれを日本版の形にしたCCRCということで、新しい社会づくりというか、田舎の高齢化のまちづくりというか、そういう方向性を進めてまいりたいなと思っております。

ただ、よく昔から言われるように、高齢者が移住してくるということは、地元の負担が非常にふえるわけですが、医療、介護の関係で。この関係につきまして、なるべくじゃない、全然この地元負担がないような形の方向性というものを、杉並区と南伊豆町で今研究を始めました。それに対し国に提案をし、その制度的なものを国のほうから承認していただく、そういう形の中で事業を進めていく、このようなことも考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） アクティブシニアのワープステイは何度も聞く言葉なんですが、町長は今地方創生のいわゆるプロセス、手法に関して答えられましたけれども、いわゆる考え方ですね。昨年、これの何回か議論を、この場でも3月議会でも出しましたけれども、増田寛也さんの地方創成会議が昨年の5月連休明けに消滅自治体というセンセーショナルなこれを出すと。これはデータの的には2010年の国調に基づくデータなんです。ご承知のようにその1年後には、国調の1年後には東日本大震災が起こっていると。それから、日本人の、あるいは若い人の中で特に価値観が大きく変わっている。ことしまた国調が行われますけれども、その変わっている変化、これに対して、いわゆる消滅ではなくて、地方は消滅はしないよと。そうではない、国のあり方そのものを考えるべきではないかということの一つで、この間も話を出している田園回帰、都市から田舎へ来る若者、都市で生活していくよりも田舎で生活をしていくというこの流れが、かつての団塊の世代の移住よりも強くなっている、こういう分析と実際の実践論があります。これに対してどのように考えられ、そういう考え方として今地方創生に関してどう見るかと。

町長の言うワープステイは否定はしないけれども、腰かけ的な一時的なものですよね。来た人は歓迎したいと思うんですが、この地域にアイデンティティを持って、そしてこの地域を盛り上げていく。日本は今地方が大変なんですけれども、スローフードの取り組みや、あるいはグリーンツーリズムの発祥のイタリアとかフランスでは、いわゆる農産物の輸入とか何かの問題で、農村地域の疲弊が起こったときに、日本とは違う対応をしました。それで、イタリアのまちは今でも美しいとか、日本の南伊豆町にもイタリアから農業で仕事に来ている、ショートですけれども、そういう方もいる。そういう流れが、価値観が全部変わってきているという点はどのようにお考えか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、若者の考え方が変わってきていると思います、田園回帰で。

確かにそうではありますけれども、じゃ、南伊豆町に若い人たちが来て、生活ができるのかという問題がございます。それは農業をやるといっても、農業で例えば移住をしたいという希望者が確かにいるわけですが、農業をやると、即その年から所得があるわけではございません。大体5年間ぐらいは農業を続けていかなければならない。その間の生活をど

うするかとか、いろいろ問題があろうかと思えます。そういう形の中で、やはり雇用の問題、若者の働く場所、これをどうするかという問題が非常にあろうかと思えます。

そこへいきますと、アクティブシニアの場合は、年金を持ってこちらへ来られるという形で、いわゆる一時的な5年間のお試し移住という形ではありますが、そこで消費が起これり、やはりそれについて働く場所もできてくるんじゃないかこのように私は考えております。

それと、もう少し今伊豆未来塾の方々がいろいろとやっている移住の関係、これも非常に評価したいなと思えます。確かに田園回帰の方向ですし、移住者に対して、例えば農業とか、漁業は余り聞いたことがないんですけども、農業とかそういうことをやっていただく形の中でこちらへ移住していただくという形、その取り組みも大分やってきているんですけども、じゃ、現実に移住者が何人いたんだろう。確かにゼロではない。確かに二十四、五人の方たちが移住はしてくれております。果たしてそれで今言ったような人口減少に追いついていくんだろうかという問題もあろうかと思えます。

そういうことを考えたときに、まだまだ政策というのはアクティブシニアのことも考え、そして若い人たちがどういうふうに移住すればいいかということも考え、総合的に物事を考えていくのが、これがいいのではないかなと私は思っております。

だから、議員のおっしゃる田園回帰のことも否定するわけではございませんし、その方向性も考えていきたい。

つい最近読んだ本ですけども、「ローマ法王に米を食べさせた男」という本がございませう。これ非常におもしろい本でした。金沢の羽咋市の一部の集落、これは神子原地区という200世帯ぐらいの集落です。この集落でコシヒカリをよく生産していました。このコシヒカリは新潟のコシヒカリとほとんど変わらないほど品質がよいそうです。だけれども、農業所得は年間85万だそうです。それで何とかしなければということで、これは公務員の方なんですけれども、高野誠鮮さんという公務員の羽咋市の臨時職員の方が、まず天皇陛下にお米を食べさせたらブランドになるんじゃないか、そういう行動をして、これは見事に失敗したわけですけども、じゃ、ローマ法王だということでローマ法王に手紙を書いたら、ローマ法王が食べた。そういう形の中でブランド化していった、農業所得も上がってきた、そういう取り組みもあったみたいです。

ただ、そういう取り組みをやるような人材がこの町でも出てきてくれると非常にうれしいし、そういう田園回帰の方向性というものは、やはりやっていくべきだとも思っております。この南伊豆町に何が合った作物なのか、そういうこともいろいろと研究しながら進めていく

と非常にいいのかなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 田園回帰を分析して主張している小田切徳美明大教授が、田園回帰に関して2つの意味があると。1つは、都市の方々のUターン、Iターン、農山村に移住するという狭義の、狭い意味の田園回帰。もちろん農業だけするというあれもそうなんですけれども、もっと広く若者が農山村に新しい社会の光を見ている、事の本質を見据えて脱成長型社会のあり方を農山村を中心に展望するのが広義の、広い意味での田園回帰だと。単なる農山村の移住論、農山村だけではなく、都市を含めて社会のあり方を考えるということなんです。その内発的な観点がなければ、地方創生が本当に成功するのということでありませぬ。

私は単純に農業だけではなくて、団塊の世代が多く広まってくれば、全国でも数十万人という介護者が必要なんです。そういう職種を、もちろん観光もそうですけれども、根源的な、原始的な蓄積ができる農業というのは、非常に産業の基盤として、原点として重要であって、土地をきれいにする。食べられるかどうかは別にしても、荒れた土地があつて、水がなければ、そこに観光客は来ません、汚いところには。山も汚ければ保水力がなくて、海も荒れる。

そうではなくて、そういう意味では、過渡期というのは、まだ施策が国も含めて、そういう里山資本主義とか言われているけれども、具体的な施策は手探り状態でやっていく。

海士町というのは、隠岐の島は離島で農業なんてとんでもできない、ただ牛をブランドにする、そういうことをやっておりますけれども、しかし観点は何か。南伊豆町でも食料品の消費支出は、総務省の統計局の資料でも、算出すると20数億円あるんです。それだけで外にお金を出している。それをできるものを自分のところにつくっていく。こういうこと、これが町内だけではなくて、賀茂郡とかあるいは伊豆半島の中でそういうもの、特色のあるものをつくっていくことによって、地域の自給が進んでいく。そこで、加工も含めた産業ができる。南伊豆町は、山村の山の中でなくて海もあるので、そういう可能性がある。

「スマート・テロワール」という、こういう本に結びつきましたけれども、知りませんでしたけれども、これは川勝知事が推奨している本です。これは農業者が書いたんじゃない。カルビーの創業2代目の社長経験者が書いて、経済同友会にも参加している人物が、農村消

滅論からの大転換ということで、都市一極集中の産業政策を日本が変えて、地域にアイデンティティを持って、これを進めていく、こういう力強い取り組みをしている。

私は、この町に母親を介護するために来ましたが、当時、百姓祭も28回目を迎えますけれども、25回目かな、お金が来て、お客さんも来ているけれども、荒れている土地を農業振興会の方々が草刈りを始めてやると。この土地を愛するからこそ、そしてこの土地に経済の問題でお客さんが減っているけれども、また光を当てて、これを進めていくと。

先ほど町長はローマ法王の話をしていましたが、コシヒカリの起源の米は南伊豆町です。身上早生、すぐ上の親は身上早生、その上は身上起、このお米が、コシヒカリの起源が南伊豆町から出ている。ここにアイデンティティを持たないで何があるのか。日誌遺跡もそうです。連綿と続いているこの半島先端の歴史の中で、この身上起は、ことし5月のロンドンで行われたインターナショナル・ワイン・チャレンジでブロンズメダルをとりました。一緒に促されて出した志太泉のお酒もブロンズメダルをとったんですが、そういう評価を受けているんですね。収入になる農業をしていく、それは役所や町長が先頭になってその誇り、宣伝をしていく、こういうことが大事で、それがつながるのではないのでしょうかね。オンリーワンと地域に誇りを持たなければ、そこにワープステイで一時的に来ても、これが持続不可能、続いていかない。もっと地方が見直されて、南伊豆がリゾートでも本当に癒される地域になっていく。

プライベートのことで申しわけないけれども、昨日、雨のときに茨城からお客さんが来ました。40年来の先輩が来ましたけれども、ガクアジサイできれいな層雲峡ラインに行きました。あそこからはアジサイ協会の方々も鎌倉の紫陽花寺に植栽したアジサイも出るほど価値があるもので、話では、さっき岩田町政の話が出ましたが、厚生省の薬用植物栽培試験場と医薬品食品衛生研究所が廃止されるのを惜しんで、全国の学者が集まった際に、フィールドワークで歩いたのが層雲峡なんですね。ここには貴重な植物の宝庫だということでフィールドワークをしましたところ、あそこのガクアジサイを楽しんで帰られました。さもないようなことですが、足元に宝が転がっている。そこを見ずして、どうして掲げることができるのか。

私は、地方再生というのは、よそから来たコンサルではその光を見ることができない。足元をしっかりと見据えて、改めて見直す。私はこのスマート・テロワール、テロワールというのは自給圏なんですね、小規模な自給圏。こうしたものがよく出てきたというふうに思います。こうしたことも足がかりにもしながら、また先ほどのコシヒカリの先祖が南伊豆から出

た、そういうことも誇りに思いながら、この町を着実に、一步一步すそ野を広げて、外につなげていきたい。ぜひ1次産業、農業も含めて水産業の振興にも目を向けて取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、要望したいと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

「スマート・テロワール」、素晴らしい本じゃないかと思えますもので、読ませていただきます。

域内経済、これは里山資本主義でも言われていることでありまして、地域内で経済を循環させる、そして再生エネルギー等もそういう意味では非常に大事なことであります。そういうことを含めて新しい地域のあり方というものをつくっていきたいと思えます。

そして、先ほどのワープステイの考え方は大分相違があろうかと思えますけれども、考え方に相違があろうと思えます。これは今後私は進めていくつもりであります。

また、身上起の件でございますけれども、これはあくまでも身上起をつくる段階において行政に頼った。行政に頼らないで、下田の「黎明」みたいな形で、ご自分たちでつくられたら非常に素晴らしい地域おこしになっていたんじゃないかなと、このように私は感じているということであります。

今、確かに身上起、大分人気が出てきまして、いろいろ広がっております。そして、作付の田んぼが広がっていくということは、非常にこれはありがたいことでありまして、今後もそういう取り組みがあることはありがたいなと思っております。

以上であります。

○11番（横嶋隆二君） 町長、これで終わりますけれども、さっきの身上起にはお酒の製造には補助金が入っておりません。こういうことちょっとおっしゃられると、ほかの事業で補助金を使って、無駄遣いして、成功性が問われてくるので、ぜひご注意ください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで午後2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（稲葉勝男君） 7番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

今度7月に改選があるという形で、この議員がそろって、この議場にそろうのは、多分これが最後になるのではないかなと思いますので、多分最後になる、この議員がね。全員そろってという形は少ないと思いますので、あるいは物すごくふえてくるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、地熱資源開発と下賀茂温泉という形で質問させていただきます。

昨年度から始まりました地熱資源開発、これにつきましては今日の行政報告でもありましたように、地熱開発理解促進事業とかあるいは地熱資源開発調査事業という形で行うという形で行いました。それを考えたときに、この事業、ここにも、行政報告でもありましたけれども、引き続いてこの形についてのご説明をお願いいたします。質問いたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

地熱開発理解促進関連事業は、温泉、福祉、農林業、漁業関係者によるワーキング、有識者を招いての勉強会、先進地視察、アンケート調査、地熱通信による広報等を行うとともに、地熱資源開発調査事業では文献調査、反射法、地震探査等、地表調査、温泉モニタリング等を実施してまいりました。また、地熱資源開発調査事業は、町民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら実施した地表調査が昨年10月24日に終了し、総合解析の結果、高温熱水は加納地区の地下深部から高透湿性の断層群を通過して、深度200メートルまで上昇した後、温泉帯水層を形成し、深度200メートル付近から天水と混合しつつ、東方に側方流動すること

が推定されることなどが報告されております。

しかしながら、本町の温泉地域は地下の構造が判断しにくい地層であり、より詳細な熱源解明のためには掘削による地価調査の必要が示されました。そのため、平成27年度においても引き続き経済産業省の地熱開発理解促進事業補助金を活用した事業を継続するとともに、温泉関係者の同意を得、JOGMECの地熱資源開発調査事業費助成金を活用し、再度地表調査からの解析調査を実施し、データ制度を上げた上で構造止水性掘削調査の段階に入ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） という形でありありがとうございます。

地熱資源開発、これことしも申請したという形でございます。3月議会のときに、この申請書を議員の皆さんに配ってくださいと言いましたら、まだ申請前だから配れないという形で予算をつけたわけですけれども、今回この行政報告を見ますと、理解促進事業のほうですね。5月29日事業採択という形がございました。という形がございましたので、理解促進事業についての申請書を各議員に配っていただくよう要望したいんですが、町長どう考えますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

5月29日に経済産業省のほうの採択を受けたわけなんでございますが、これにつきましては事業採択という形になっておりまして、要するに理解申請事業をすることについての補助金申請が採択されたということで、まだ金額または内容については、全てが経済産業省との間で整ったわけではございません。現在でもこの内容について調整中でありまして、まだ若干時間がかかると思われます。これが固まりました時点で、また開示のほうを、皆様へのお出しのほうをさせていただきたいと思っております。しばしお待ちください。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 課長ありがとうございます。ですけれども、申請書の頭だけとか、あるいは内容の詳しいところまでと言わずに、申請書の最初の3ページぐらいを議員に出して

いただけるとかという形だったらできるのではないかなど。別に最後がまだ詰まっていないという話ですから、そういう形ができるのではないかなと思いますが、そういうものも難しいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

申しわけございません。経済産業省のほうが民間の外部の選考委員会というものを組織しておりまして、これが地熱に関する識見者の皆さんによって組織されているんですが、かなり厳しい状況。一行一句の部分まで質問等が来る状態で、随時内容が変わってくる状態で、それを訂正、訂正という形で今協議をしながら出している状況です。そういったわけでして、ちょっとまだ固定した部分というものが、申しわけございません。本当のこの1枚だけの南伊豆町として提出いたしますというものしかございませんので、これだけではちょっと内容が薄いものですから、また改めてということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 仕方ないですね。そんな形で、もし決まった段階で各議員のほうに配付していただけたらということで要望しておきます。

それで、この行政報告を読みまして、温泉熱発電機開発、企業との共同研究という形がございます。これが初めて聞いた話なんですけれども、これについてなぜこういう形になったのか。要するにこの2,000キロワットの発電機はないのかという形になってくると思うんですけれども、こういう共同研究を行うという理由はどういう形なんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

昨年中の地熱理解促進検討委員会、またその他のワーキング等の中でも地熱発電所、大きい発電しかやらないのか、熱には温泉熱、バイナリー、発電的なものもあるのではないかと提言をいただいた会があったかと思えます。

そういった中で皆様のご理解をいただいくためには、地熱発電所だけをつくることだけが目的ではございませんと。地熱、温泉熱をどのように活用していくかという中では、やはり小さい発電、バイナリーの発電のほうも必要ではないかと思ひまして、ちょっと研究企業のほうに声をかけさせていただいて、現在調整中という状況になっております。

また、詳細が決まってまいりましたら、ご報告はさせていただきたいと思いますが、そういった事情で、事情と申しますか、理解促進の一環ということで。

この機械につきましては、バイナリー発電機につきましては、企業のほうが研究中でございますので、無償にて提供していただける可能性がございます。いいチャンスでもございますので、それはぜひ。配管代とかはまた若干はかかるんですが、本体はかなり高いものが無償になります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） ありがとうございます。

それ、今ワット数は大体どのくらい目安にしているの。要するにバイナリーですとワット数がそんなに大きくないような気がするんですけども。ちょっとそういう触りだけでも教えていただけたら。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます、かなり小さ目のものになります。1時間にしまして3から5キロワットということで、基本的には源泉の中でも揚湯にポンプを使っているところということになりますと、そのポンプの電気代でほとんど、ポンプでそこまでは使いませんが、かなりの部分が相殺されてしまうということになります。

したがって、今回は銀の湯であったり、またその他の自噴泉のところでちょっと試験をやってみたいと考えておるところです。

これがユニットになっておりまして、3から5のものを最初は1つというのが10個ぐらいとかまとめて並べることもできる状態になっておりますので、調査の段階では、まず1カ所に1つを設置してみたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） バイナリー発電等は、やってみたほうがいいのかなと思って、考えます。

それで、この行政報告書のまたその中で、先ほども町長も言いましたけれども、もう1回

調査を行いたいと。地表調査、磁気調査をやったときに、地下の深部の状況がよくわからなかったという形が出てきたという話でございました。3月のときにはそんなような話は聞いていなかったような気がするんですけども、この高い調査結果が出なかったというのはどういうことでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

精度の高い調査結果が出なかったと申しますか、結果といたしましては、加納地域また下賀茂川の南の山地域、そして何といったらいいんでしょう、クリーンセンターの若干下流だったかと思いますが、その3カ所程度ぐらいのところまで熱源がある可能性はあるということころまでは、地表の調査でわかったところでございます。

しかしながら、これをいざ掘削調査のほうに入ってまいりますと、今度どうしても金額が何千万、億といったお金がすぐに動くこととなりますので、もう少し精度を高めまして、もう少し見込みが高い状態で、また斜め掘り等の技術を使わずに、直掘りでできる場所を確定させるために、反射法地震調査といったようなものを、これ、日本でもこの調査のできる事業者というのが数少ないという、まだ最新の調査になってまいります、こういったものをもう一度やって、それから掘削の調査のほうに入らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

そうすると、まだ結果が出ていない、あるいはこういう掘り方をしたいというものが出てこないという形であって、3月議会では斜め掘りをクリーンセンターのところから行ってみたいという話でございましたけれども、直掘りあるいはまた斜め掘りにしても、目標の方向がいろいろ変わってくると思うものですから、そういう調査の結果が出たときこういうふうにやりたいというのは、また9月以降に結果が出るという話になって、これを見ますとなっていますけれども、これについて議会あるいは町民に対してどういうふうに説明していくのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

現状でございますと、この反射法地震探査というものについてのできる事業者を探すのに

時間がかかっておりまして、申しわけございません。恐らくですけれども、この調査については申請自体が9月程度までずれ込むかと思えます。それからプロポーザル、契約等を締結した上でということになりますので、実際のこの再解析につきましては、秋冬といいますか、もう冬に入って、近くになると思えます。

その状態でありますので、当初お伝えしておりました報告できる時期がかなり後のほうになってまいりますけれども、現状ですと、ただいまJOGMECのほうでは、その解析については、日本の調査だけでなく海外の技術組織にも声をかけた上で、一番精度の高い調査のできるものを連れてきなさいという指導をいただいておりますので、現在声をかける範囲が、石油を掘る範囲に事業所を構えているような大企業、世界的企業まで伸びておりますので、その調整に若干時間をいただきたいと思えます。申しわけございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

実は、掘削に関してですけれども、JOGMECのほうから指導を受けまして、再解析をすべきだと。もう少ししっかりした地表調査、それをすべきだということで今の答弁になっております。

だから、実際問題、まだ掘削に関しましては、多分もうちょっと先の話になろうかと思えます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） また調査したいという話でございますけれども、これ水門学会という、要するに、地下水を流れる学会がありますね。そういう中でもなかなか温泉熱をやっている学者さんが少ないという中で、また、今課長の答弁の中では、シェールガスをやっている石油会社のほうでお願いしてやりたいと。要するに解析してみたいという話だと私は解釈したんですが、そういう会社を連れてきてやるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

そういったいわばオイルメジャーということではなくて、調査会社ですね。そのオイルメジャーの周りで事業をしております調査会社の中でJOGMECのほうで提唱いたします反

射法地震探査といったものが確実にこなせる企業体、こういったものを探している状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） その件はわかりましたので、終わりにしますけれども、先ほどのほうに戻りますけれども、この申請書、この話は私が先ほど一番最初に言いましたけれども、これの口頭でいいですから、今年度は一応今JOGMECのほうで、先月の29日にあったものの総予算額ぐらいはしゃべってもいいんじゃないかなと思いますけれども、またあと開発調査につきましても、今年度の計画の総予算額、申請予算はつけたんですけれども、申請の予算とはまた別だと思えるものですから、申請についての総額の予算金額等をお教えて願えたらと。また、来年度、それについては来年度も予算をかけなきゃならないと思いますので、その金額等だけでもいいから教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

経産省のほうに4月に出したものといたしますのは、1億円を超える金額で提出させていただきました。

しかしながら、その経産省のほうで組織しております民間の選考委員会のほうで2年目であることと、内容的にこれについてはもっと先に進んでからやるべきことではないかといったことも入っているという指摘をいただきまして、本年度実施を考えておりますのは、金額が1桁2桁変わってまいります。600万円から700万円ぐらいの金額をいただきまして、温泉ワーキングの運営という形で、昨年度につきましては町民の皆様へ地熱についての理解をしていただくという事業展開をしてまいりました。ことしにつきましては、温泉の採掘権者の皆様、源泉を持っている皆様を特に中心に理解促進の勉強会を開催していくつもりであります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。

あと、今年度、一応経産省、あるいはそちらのほうから減額の指示があったというわけで

すけれども、じゃ、当初やる場合、今年度は1億くらいお願いしたんですけども、来年度は、じゃ、幾らぐらいお願いした形で申請したのか、それもお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

経産省のほうの委員会の申します今は早過ぎるではないかという事業は、例えばなんですけれども、発電所等が稼働した場合に出る余剰熱、そういったものを使って何ができるかということ、もうシミュレーションを、例えばなんです、温泉を使ったハウス栽培をやってみようとか、温泉熱を使った養殖ですね、そういったものをトライしてみようということ。そうしますと、機材費ですぐに億を超えた金額になってまいりますので、それについては来年度以降、また申請のできる可能性は今のところございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議員、確かに今回の理解促進は削られたわけですけども、低酸素のほうの環境省のほうで採択されまして、大体これは予測で1,500万ぐらいの補助金になるかと思えます。その中で、やはり温泉に関する低酸素社会への研究とか実証とかそういうことは行われていくと思えます。ご理解ください。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 町長も一生懸命苦勞して、低酸素のやつもやっていただいてありがとうございます。

その中で、この低酸素もしっかりやっていただいて、いいまちづくりをやってもらいたいと思いますが、今地熱資源の話の中で開発調査については、結局先ほどのもう1回調査するという形がございましたけれども、これについてどのぐらいの予算規模で申請するのか、あるいはまた来年度どういうふうな予定でいるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） 想定している調査につきましては、地表からの地震探査という形になりますので、3,000万円から6,000万円ぐらいといったような形で今のところは考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。そういう形でこの理解促進あるいは調査という形の中でやっていていただきたいと思います。

続きまして、湯煙の町としての温泉活用の考え、また下賀茂温泉の温泉活用の発展施策をどう考えているかという形でございます。

いつも言いますけれども、町民憲章の中に「湯けむりのように高く仰ぐ文化のまちをつくりましょう。」と町民憲章の3つ目だか4つ目でございます。これを考えるときに、この湯煙をやっぱりうまく活用して、風景もいいわけでございます。なかなかこうやって湯煙の上がっている地区というのは日本を探してもなかなかないわけでございます。

それを考えたときに、この下賀茂温泉をどう活用していくかと。まちづくりとして地熱発電だけではなくて、この下賀茂温泉をどう活用していくのかを、町長、考えておられましたらお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

議員、今の質問は3のほうも含まれますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君） 下賀茂温泉は、古くから湯煙たなびく湯治場として旅館やホテルなどで浴用に利用されてまいりました。近年においても、湯量の低下やスケール堆積に伴う温泉管理面においても維持保全に係る経費捻出に苦慮している実態からも、歴史ある温泉地としての存続が危機的状態にあると憂慮しているところでございます。

各旅館、ホテルでは、それぞれ趣向を凝らし、また誘客戦略を持って臨んでいると理解しておりますが、誘客に直結した情報提供のほか、魅力ある商品開発サービスの提供が不可欠であると思われまますので、温泉組合、旅館、ホテル、観光協会など関係団体との連携を図り、地熱資源の利活用とあわせて鋭意取り組んでまいりたいと思います。先ほども話しましたように、インバウンド等も含めて、観光活性化を図っていきたいと思っております。

また、温泉の活用につきましてですが、先ほどもありましたように、忘れまして、ごめんなさい。バイナリー発電等も含めて、基本的には温泉旅館等の宿泊施設利用者の増加が図られますが、これに加えて、浴用以外の利活用も極めて重要であると認識しているところで

ります。それがバイナリーということ、そういうことも含めて考えていきたい。

また、町内においては120本を超える源泉があり、そのうちの約半数が未利用、休止という状態にあることから、温泉の枯渇や湯量、熱量の減少等も危惧されることなどから、温泉そのものの賦存量調査のほか、これらの影響評価などに関する検証が必要と考えております。

一方で、源泉所有者の高齢化や後継者問題のほか、維持管理に伴う財政的負担などの主要要因に加え、遠隔地まで引湯している温泉管の腐食、経年劣化は、今後の温泉観光事業における重要課題であると言わざるを得ません。

本町では、平成26年から地熱開発理解促進事業に取り組み、事業の一環として行われた温泉ワーキングにおいても、源泉の一元管理、源泉所有者の負担抑制、温泉配給システムの構築など多岐にわたる貴重な提案をいただいておりますので、本年度予定する地熱資源開発調査事業による再解析調査や掘削調査とともに地熱温泉熱資源等を多面的に利活用することが、下賀茂温泉のみならず本町の地域活性化に不可欠であると思料するものであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） この温泉活用という形でございますけれども、先ほど理解促進事業の中で、今年度は温泉所有者を対象にしてワーキングを行うという形がございました。ですから、地熱開発のほかに、この下賀茂温泉の温泉を活用して発展施策をそのワーキングの中でやっていただきたいと思いますと思いますが、町長どう考えますか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

当然地熱開発をしていくためには、源泉所有者の理解、そして町民の皆さんの理解をいただかなければいけません。特に源泉所有者は、直接の利害関係人でございます。この方たちの理解をいただくためにも温泉ワーキング等を通じ、地熱に対するご理解をいただきたいと思います、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。一生懸命やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、銀の湯会館のことについてお伺いいたします。

銀の湯会館、今からもう休業期間に入っています。これから約7カ月、8カ月間休業という形でございます。この対策をどう考えておられるのか。

私が考えますに、対策いろいろあったんですけども、この時期に及んでどうしようもないわけですから、みなと湯をも使うのも当然でしょうけれども、この銀の湯会館の閉館時期をなるべく短くしていただきたいなど。8カ月のところを6カ月、あるいは4カ月と、半分でリニューアルしていただけたらいいのではないかなと。要するに町民も一生懸命風呂に入ってきておられました。あるいは下田の市民の方々も町民価格で入ってきていただきました。

そうやって考えたときに、南伊豆町に人がいっぱい来る、あるいは下賀茂に人が来ていただくためにも、そういうことを考えたときに休業期間が短いほどいいのかなと考えますが、これについて休業期間を短くする方策等、あるいはこの対策はどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

休業期間を短縮するというのは、非常に難しい問題でありまして、建設的な部分での専門的なことが入りますもので、軽々にお答えできないところがございます。

一応来年の3月までということになっておりますが、なるべく短くするよう建設業者にお願いするような形はとってまいりたいと思います。

町営温泉施設の銀の湯会館は、住民の福祉厚生施設、観光施設としての役割を果たしておりますが、平成8年の会館から既に20年が経過しようとしております。このため老朽化した機器、設備等の大規模改修が必要とされることから、来館者が求める魅力ある誘客施設の創設に向けて、約3億円の事業費と9カ月に及ぶ改修期間を経て、リニューアル工事を実施するものであります。平成25年、26年の実績から申し上げますと、改修に伴う休業期間中では6万人程度の方に影響が出ると推測され、この間の町営温泉施設としてはみなと湯のみの営業となりますので、みなと湯の営業時間を午前10時半から、先ほど議員がおっしゃったように、午後8時30分まで拡大するなど、利用者の負担を少しでも軽減するための受け入れ体制の強化を図ってまいりたい、このように考えております。

以前より議会からもご指摘をいただいております町内ホテル、旅館等の利活用についても調査検討を進めてまいりましたが、民間レベルでのコスト、費用対効果においても課題が多

く、最終的には施設経営者の判断によるものと解しております。

今後の対応といたしましては、一般利用者が入浴可能な民間施設等に係る詳細な情報提供を積極的に実施してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 答弁ありがとうございます。それを一生懸命やっていただいて、先ほど私が言いましたけれども、やっぱり桜まつりの期間中でもありますし、その休業を前半の部とするという、まして夜桜マラソンをやるときには、2月に行っているわけですから、そうすると、その時期に銀の湯会館がスタート、ゴールになっているわけですからね。そうやって考えたときにやっぱり営業しておいてもらったほうがいいんじゃないかなと考えますので、1月中には仕上げていただけるかなと。本当は正月までに上げてもらいたいですけれども、そう業者のほうにも言っていただけたら大変助かって、それが早く開業することが町民のためになってくると考えますので。

これは答弁もなかなか努力しますとしか言えないと思うものですから、私のほうから要望という形でお願いいたします。

続きまして、地域産業の活性化に移ります。

観光資源の有効活用、整備の取り組み、活性化の考えはどうなっているのかでお伺いいたします。

町内には、多くの観光資源があります。この有効活用等をどう考えておられるのか。先ほどもジオパークの話もございましたけれども、これからそれをどう整備していく、また活性化の考えはどうあるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

本町においては、海・山・花・温泉・食等誘客の柱となる観光資源が豊富にそろっております。これらの資源を季節ごとに組み合わせを変えるなど工夫を凝らし、お客様に情報提供をすることで新しい観光商品を生み出すことが可能であると思料しているものであります。

自然資源を生かした取り組みでは、シーカヤックによる海岸線めぐりやジオツアーなどが挙げられますが、海上からの眺望遊覧は、これまで経験したことのない新たな感動を誘発する観光商品として期待が高まっております。また、南伊豆特有のカーブが多く、起伏に富ん

だ厳しい道路環境を生かして開催されたサイクルイベントなども定着しつつあります。さらに、昨年度から弓ヶ浜海岸にオープンした「スプラッシュウォーターパーク」や、本町初開催となったみちくさウルトラマラソンなど、新たなイベントを積極的に誘致してまいります。

このほかにも磯遊び体験ツアーやクワガタとり体験など、我々には身近過ぎて観光資源として意識していなかったものについても、新たな誘客ニーズとのマッチングを図り、本町でしか体験することができない、現地に行かなければ楽しめないオンリーワンの観光資源開発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） イベントがたくさんあって新しいイベントを行っていく、またあるいはオンリーワンの南伊豆から発信していくという形の観光誘客を考えていると言っておられました。大変いいことですので、大変進めていていただきたいんですが、今町長が台湾に行ってきたという話が先ほど行政報告の中でございました。それで、町内に外国人の方が、よく食堂なんかに行きますと、外国語でしゃべっている団体さんなんかがいっぱいおられると。これについてはどういうふうを考えて、誘致についてどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 先ほどもお答えしましたとおり、南伊豆町は、今オープンウォータースイミングレースなどをやって、台湾と非常に交流を深めております。そして、交流団体である杉並区も台湾、台北と非常に交流が深くなっております。そういうことを含めて台湾からのインバウンド、これを積極的に進めていきたいなと思っております。

それと、ある民間業者からですけれども、中国の西湖の近くの、無錫旅情で有名なあの近く町ですけれども、そことの友好提携をどうかという話が今来ております。ただ、県のほうに、今果たしてそういうところと友好提携を結んでいいものか、今後の課題が残るのではないかということを含めて、今検討をしております。

それで、民間業者の民間の方に言わせますと、やはり今中国から大分日本に来遊客が多い。そして、免税店なんかで爆買いしているという話があります。その中でその方は湯の花に免税店をつくったらどうかというようなことも言われております。そういうことも含めて、今

後いろいろとインバウンドの研究も進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） わかりました。それを一生懸命やっていただきたいと思います。

それと、外国人がよく電車に乗ってくる場合がございます。そのときに、私なんかも出張に行った帰りに電車に乗ってくるわけですけども、その方々が伊東でほとんどおりてしまう。何でこの方々は伊東でおりてしまうんだろうかなと、私なりに調べてみました。

そうしたら、外国から来る外国人観光客を相手にしたJRのフリー切符がありました。要するに、外人さんだけしか買えないフリー切符がありましてね、それはジャパンレールパスというやつなんですけれども、国内を1週間で2万9,110円。それで特急も指定席も乗れると、新幹線も乗れるというパスがあるわけです。それで乗り放題なわけですから。それで、それには民間という怒られますけれども、伊豆急とかほかの私鉄は含まれておりません。

ですが、考えたときに、そういう方々は、要するにフリーパスで伊東までは来られるけれども、伊東から先の伊豆急下田の駅までは来られないと。それを考えたときに、JRさんと伊豆急さんに相談して、やっぱりジャパンレールパスという1週間で3万、それで2週間で6万、約7万ぐらいだったかな。要するに乗り放題と、3週間乗り放題という切符があるという形がわかったときに、これを町長、伊豆急あるいはJRと相談して、ジャパンレールパスで伊豆急も使えるようにしていただけたら。要するにほかの国内の伊豆フリー切符なんていうものは、指定と伊豆急も乗れるわけですけども、このジャパンレールパスということに関しては、私鉄は使えないという形になっています。それをうまく考えていただけたらな。あるいは、伊豆急とJRに相談してやっていただけたらと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

いい情報をありがとうございます。南伊豆町単独というよりも、これは伊豆半島全体の美しい伊豆創造センターとかそういう形の中で提案するようにいたします。ジャパンレールパス、これが伊豆急、そして東海でも使えるような方向性というものを研究・検討ということを提案してみます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） よろしくお願ひいたします。賀茂郡全体でやっただけければ、大変伊豆半島の活性化につながるものと思ひますし、それが南伊豆町の活性化にもつながるなど考へます。

続きまして、石廊崎の再開発、活性化の考へ、これまでの経過、また今後どのように進める予定でいるのか。国県等の調整はどういうふうになっているのかという形でお伺ひいたしますが、この間までの昨年度行われましてワークショップ等がございました。それで、委員会もございました。これからどう考へていくのか、町としての考へをお伺ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

石廊崎ジャングルパーク跡地につきましては、これまで千葉大学園芸研究家の木下教授の指導のもとに、公募によるワークショップを開催し、検討してきた計画案の模型の作成や、石廊崎区民の方々と一緒に石廊崎の1年後、5年後の姿を考へ、情報共有しながらソフト事業についても検討を行ってまいりました。

並行して、町内産業団体の役員、有識者等を構成員とした石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画審議会の皆様には審議を重ねていただきましたが、年度末には、その成果である利用計画案をご審議いただきました。

今後は、当該地域一帯における自然公園法や文化財保護法等の規制のほか、開発事業費の確保、あるいはその後のランニングコストの検証など、課題は山積しておりますが、平成28年度までには建設コンサル等に委託し、具体的な利用計画を作成してまいりたいと、このように考へております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 平成28年度まではコンサルタントにお願いして、利用計画を進めたいという形でございますけれども、じゃ、これからそのコンサルタントにはお願いするという形にすると思うんですけれども、それについての前提は、やっぱり委員会とかそういうもの

の報告書をつけて行っていただけるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

今回の利用計画案を策定するに当たりまして、やはり石廊崎地域の住民の方々にも随分、特に2回目の第2年度目のワークショップ等参加していただきました。その中で石廊崎の皆様の思いについてもかなり詰まった計画書になっていると思われまます。

そうしますと、それを具体的にしていくに当たって、財源その他いろいろなことが必要にはなってくるんですけども、じゃ、急にぽんと、今度はコンサルさんに頼んで、実現可能なものをつくろうというわけにはまいりませんので、一応1年半程度の、28年度までの時間をかけさせていただきたいと思っております。5月の中旬には、石廊崎区の役員会のほうにも参加させていただきまして、その旨を区長さん、役員の皆さんと話し合っまいりました。

この1年半の間につきましては、この計画案の中につけております石廊崎の食プロジェクトといったようなことを単発事業として、上にレストラン跡地等ございますので、それでよき日の日曜日に1日開催してみるとか、あとは、廃墟という申しわけないんですが、廃墟を使いまして、杉並のほうに女子美術大学という大学がございます。そういったところの生徒さんと廃墟アートの短期展示などのイベントをちょっとやってみたりとか、そういうことを区の皆さんとやっていながら、コンサルさんも新たに探しつつ、具体的な計画に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） これから1年半いろいろ考えていきたいという話でございますけれども、石廊崎はやっぱりうまくきれいになって、魅力あるものにしていただかないと、石廊崎に来る目的とする人がいないと、やっぱり観光地としての伊豆半島全体を考えたときに、よくデパートでいうシャワー効果、最上階へ催し会場を置いて、最上階へ必ず人が1回上げれば、下りながら買い物をしていくという形があるという形でやっているわけですね。ですから、そういう魅力あるものにしていただきたいし。

私もこのごろ石廊崎に行っていないからわからないんですけども、よく昔は草がいっぱい生えていたんですけども、その草刈り等の管理は今どうなされておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

この地域につきましては、上に上がっていく参道から先端までが、静岡県の南伊豆歩道に指定された地域でもございまして、その延長部分といいますか、両脇の部分であったりもしてございますので、昨年度の途中あたりから産業観光課のほうとも連携いたしまして、草刈りをして、特に今ジオガイドさんがこの部分については新しいウオーキングツアーといいますか、トレッキングツアーをやってみたいといったようなところを中心に草を刈り込んだりというような整備を、申しわけないです、細々ではございますが、実施しているところです。以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 草刈りを一生懸命やっていたというのにはありがとうございます。ですけれども、うちの近所もこの間も人足があって草を刈ったわけですが、やっぱり年に3回ぐらい最低でも刈らないと、観光地としてはちょっと恥ずかしいのではないかなと考えますから、年に1回ではなくて、二、三回、本当は3回が最低でも必要ではないかなと考えますので、それもうまく考えてやっていただきたいなと思います。

続きまして、町内企業の育成、支援の取り組みという形に移ります。

町として、やっぱり町内の企業等が少なくなっている、民宿を閉める方もおられる、またお店を閉められる方もおられる、そうやって考えたときに、自営業者を育成あるいは支援していく方向が必要ではないかなと考えます。これを考えたときに、今回行うプレミアム商品券という形で、大工さんあるいは職人さんにも回るという形も考えておりますけれども、この町内企業の育成、支援の取り組みはどう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

当町の5月1日現在の人口は8,856人となり、現時点で内需に依存した経済サイクルを成立させることは非常に難しい状況にあると認識しております。

町では、南伊豆町商工会が実施した平成24年度販路拡大事業に係るインターネットショッピングモールの開設に伴い、助成金等の支援を行ったほか、平成25年度にはブランド特産品、開発事業に係る愛国米を使用した日本酒、身上起の開発、販売や製作にも補助金を交付する

など、財政支援を実施してまいりました。また、平成26年度には、海中熟成酒の里づくりとして町内地域資源を生かした商品を南伊豆ブランド認定品として選定する取り組みなどにも参画しております。

それと、空き店舗は、前原の商店街になりますけれども、空き店舗に起業する方がいたら、補助金を出すというような取り組みを行っています。

今後も同様に、商工会並びに観光協会など関係諸団体と連携を図りながら、地場産業の育成支援について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

加えて、総合戦略やこれに基づくタウンプロモーションなど情報戦略を強化するとともに、杉並区等との地域連携及び海外へのトップセールスなど、あらゆる資源を有機的に組み合わせ、地域産業の活性化を図ってまいりたい、このように考えている次第であります。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 私が今初めて聞いた話がございます、下賀茂へ出店した場合、町で出店あるいは改装費用の補助を出すという話がございますけれども、これについては私も聞いたかもしれませんが、ころっと忘れていたのかもしれませんが、その確認と、今回総額1億円のプレミアム商品券を発売して、来週から販売という形になっております。これについては、うわさでは全部売れたという話は聞いておりますけれども、その内容、それと件数等がわかりましたらお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

プレミアム商品券の関係でございますけれども、これは予約ということで6月1日から昨日まで予約期間を設けてやりました。

その結果ですけれども、一般の世帯については、世帯ということで585世帯分というか、それで予約申し込み金額として9,357万円になります。それで子育て支援世帯ということで214世帯ありまして、実質ですと643万円で総額1億円ということになります。世帯数というか件数としましては799世帯、合計ですけれども、一応そのような結果になっております。

それから、商店街のというか空き店舗ですね、これの活性化につきましては、3月補正において例の国の交付金を活用した中で、それで商工会のほうが窓口となって、そこで支援をしていただくということで、流れ的にはそういう形になっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今、約800戸の方々が、800件ですね、800世帯の方々がプレミアム商品券に応募してきたという形だと思います。その中でこの方々が有効に町内を循環していただけたら、国の交付金を使って、うまく地域の商店あるいは職人さんの工場等が潤っていただけたら大変助かると思いますので、頑張って、頑張るって、これは来た人が買っていただくですから、これはいい結果が出るのを私も楽しみにしています。

それから、下賀茂のやつ、私も忘れましたが、聞き流してしまったからもう1回確認をしようと思ったんですが、課長、今探しているけれども、わからないと思いますから次の質問にまいります。

活力ある農林水産業の発展施策という形でございます。

この町内の農林水産業の発展施策はどうしていくのかという形でございます。農業によって田畑がきれいに耕作されてきているということは、その周りの住民にとってよい環境ができると考えてもいいと思います。この田畑を耕作してもらうことによって、生活環境あるいは観光地としての環境が整っているのではないかなと考えますけれども、農林水産業の発展施策をどういうふうに考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

農林水産業につきましては、安全で安心な食の確保や地産地消を推進するとともに、南伊豆町の特産品の提供のほかに、環境保全を図りながら、第1次産業の振興に努めているところであります。

農業部門につきましては、静岡県において新規就農者確保を図るため、がんばる新農業人支援事業が展開され、町内では就農者4名が公設によるイチゴ栽培を開業しており、現在1名が本年度中に自立就農する予定であります。

今後も静岡県や伊豆太陽農業協同組合等と連携を密にしながら、元気な担い手の確保に向けて事業を推進してまいります。

次に、林業部門であります。林業の低迷等に伴い、手入れが行き届かず放置された荒廃森林が増加しておりますが、森林の適切な整備のための指針を定め、「森林整備計画」をもとに、「しずおか林業再生プロジェクト推進事業」や、美しい森づくり基盤整備交付金等を

活用しながら、干ばつや作業道等の開設、高性能林業機械の導入に係る林業事業者への助成などを実施してまいります。

また、水産漁業部門につきましては、つくり育てる漁業を目指し、アワビ、伊勢海老、マダイの稚貝、稚魚放流事業等を継続してまいります。安定した水揚げの維持、漁業所得の向上を図るとともに、平成26年度に県と町の補助で、伊豆漁協南伊豆支所が購入した保冷車を有効活用し、杉並区など町外への販売促進や観光漁業の進展、事業化推進に努めてまいりたいと思います。

そして、これはまだ今検討中の話ではありますが、アワビの養殖に関して課長からちょっと答弁させます。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） それでは、現在計画をしておりますアワビの温泉養殖について説明をさせていただきたいと思います。

本年度の理解促進事業につきましては、経済産業省のほうの指導によりまして、温泉ワーキングのみということにはなっておりますけれども、あわせてかねがね余熱利用をしてみたいということで、昨年中のワーキング等の中でも、ワークショップ等の中でも出されていたような養殖等をやったらというような話の中で、アワビの養殖についてをちょっとこれ。

ただ、補助金が残念ながら今回理解促進事業に使えませんので、町単で若干用意をしたり、企業に捻出していただくということも考えながら、漁協の提出書をセンターに、ちょっとアワビの養殖の試験をやってみたいと思っております。

現在、ふるさと納税のほうがかなりいいペースで伸びてきておりまして、その中で特にお礼の品のアワビが品薄になってきているという状況もございます。これふるさと納税がふえていけばいくほど、アワビのほうが出ない状態になりますので、これについても稚貝放流につけても若干大き目の貝が放せるような形というために、ちょっとアワビの養殖について本年度検討して、実験をしてみたいという状態です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） 今課長の言われた話は、大変いい話ですね。やっぱりこの試験等はうまくいったらいいと思いますので、漁協等とうまく相談して、いいものをつくって

ただきたいと思います。

もう時間もなくなってきましたので、次の遊休農地、耕作放棄地解消に向けた取り組みについての考えという形でございます。

遊休農地というと、要するに草がいっぱい生えている管理していない土地という形がほとんどだと思います。そういう土地を所有者にどう管理してもらうのか。この土地の所有者に管理してもらうことが必要になってくると思いますが、これ、町としてこういう方々に対して要請等を行っていく必要があるのではないかなど。

そうしていかないと、この次にあります鳥獣被害の、要するにイノシシのすみかになってくるとか、あるいは猿が入ってしまうとかという形がありますから、そういうことを考えたときに、この遊休農地の草刈り等をどう推進していくのかと。町長あるいは課長、それで課長には、農業委員会ではどんな話がこの件に関してあるのかについてもお伺いいたしますし、鳥獣被害のことについては、このごろ被害が減っているという話もございますけれども、町に言ってもしょうがないから、もう言わないで被害があったという形でもう自分で始末しているよという方、あるいは諦めているよという人が多いものですから、そうやって考えたときにその対策も考えていく必要があると思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） お答えします。

先ほどのアワビの件ですけれども、ある企業からのオファーがありました。そういう形で進んでおります。

それで、これまでの遊休農地及び耕作放棄地の解消対策としては、自走式草刈り機の貸し出し制度のほか、当該地権者への周知、指導等の徹底に努めてきたところでありますが、これらの施策は鳥獣被害対策においても極めて重要であることなどから、農地の適正管理が強く求められています。

このような中、平成25年12月13日に公布された「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部改正」により創出された「農地中間管理機構」では、その設立により農地の利用の集積、集約化による遊休農地解消措置の改善、就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じるとともに、全国展開をされているところであります。

初年度となる平成26年度実績は、目標の約2割という低調な結果が示されたところであり

ますが、中山間地域という地形的な課題も相まって、本町の貸し出し実績はありません。

今後において「農地中間管理機構」との連携強化を図るとともに、農地情報管理システムを活用した農地管理への適切な情報提供に努め、地方版総合戦略における農地再生に向けた取り組み等についても、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

また、鳥獣被害であります。鳥獣による農作物等の被害につきましては、年々増加傾向となっております。

主な対策といたしましては、電気柵やワイヤーメッシュなどによる有害獣等被害防止対策事業や有害鳥獣駆除捕獲報奨金等の活用による駆除捕獲となっております。

課題といたしましては、高齢化による狩猟免許保持者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっております。

今後の対策といたしましては、鳥獣害対策により効果的に実施するための鳥獣被害対策実施隊の設置や鳥獣被害の食品としての利用等について調査研究を行うとともに、南伊豆町鳥獣被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や追い払いに加え、鳥獣の侵入防御柵の設置などを組み合わせ、地域ぐるみの面的な対応として、伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会を構成する市町との連携を図りつつ、広域的かつ総合的な施策の展開に努めてまいりたいと思います。

そしてまた、有害鳥獣の食品化でございますが、これについては民間の方が既にもう事業化に向かって進めております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

有害鳥獣の件数等の数字でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○産業観光課長（齋藤重広君） すみません、昨年度におきましては、イノシシが519頭で猿が19匹、鹿が96頭ということで、若干ふえているのかなというところがあります。

有害鳥獣の被害防止対策事業ということで電気柵等の設置については、補助件数が243件の方に活用をさせていただいており、事業費としては255万3,000円ぐらい補助で出しているということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 終わりですよ、時間。

〔7番 清水清一君登壇〕

○7番（清水清一君） それでは、今課長に言ったのは、本当は、草刈りをどういうふうに農業委員会で考えたか言ってほしいという話だったんですけども、それはいいとして、時間ですので、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

署 名 議 員 吉 川 映 治

平成 27 年 6 月定例町議会

(第 2 日 6 月 11 日)

平成27年6月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年6月11日(木)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 1号 専決処分の報告について(南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 3 報第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成26年度南伊豆町一般会計)
- 日程第 4 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について(平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計)
- 日程第 5 議第35号 南伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 議第36号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第37号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第38号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約制定について
- 日程第 9 議第39号 指定金融機関の指定について
- 日程第10 議第40号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結について
- 日程第11 議第41号 平成27年度南伊豆町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第42号 工事請負契約について(平成27年度銀の湯会館施設整備工事)
- 日程第13 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第14 各委員会の閉会中の継続調査申出書
- 日程第15 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 加 畑

毅 君

2番

宮 田 和 彦 君

3番	吉川映治君	4番	谷正君
5番	長田美喜彦君	6番	稲葉勝男君
7番	清水清一君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画調整課長	菰田一郎君	建設課長	鈴木重光君
産業観光課長	齋藤重広君	町民課長	渡辺雅之君
健康福祉課長	黒田三千弥君	教育委員会 教務局長	大野孝行君
生活環境課長	飯田満寿雄君	会計管理者	鈴木豊美君
総務係長	山本広樹君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主幹	渡辺信枝
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより、平成27年6月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

2番議員 宮田和彦君

3番議員 吉川映治君

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） これより、議案審議に入ります。

報第1号 専決処分の報告について（南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） おはようございます。

報第1号の提案理由を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、原則として平成27年4月1日から、また、一部については公布の日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分にいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会報告するものであります。

詳細につきましては町民課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長 渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君） 報第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、原則として平成27年4月1日から、また、一部については公布の日から施行されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要があるため、専決処分をしたものでございます。

平成27年度地方税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレの脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として、法人事業税の所得割の税率の引き下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引き上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金特別税額控除の延長や、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等が講じられてございます。

改正の内容につきましては、お手元にお配りしてございます資料ナンバー1の1及び1の2の新旧対照表によりご報告申し上げます。

資料ナンバー1の1、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表の第1条による改正をごらんください。条文の軽微な加除・修正等につきましては、上位法令の改正に伴うものでございますので割愛させていただき、主な改正点のみご報告をさせていただきます。

きます。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正された箇所となっております。

まず、1ページの第2条の用語の規定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に関連し、所要の改正を行ったもので、法人番号に関する規定の整備を行いました。

以下、4ページの36条の2、6ページ、第51条、8ページ以降の63条の2、63条の3、71条、74条及び74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条。

18ページをお開きください。附則第10条の3。

27ページをお開きください。附則22条についても同様に、個人番号、法人番号に関する規定の整備を行ってございます。

では、お戻りいただきまして、4ページ、第33条の2項をごらんください。町民税の所得割の課税標準の規定の改正でございます。個人住民税の課税標準である総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額は、地方税法令で特別な定めをする場合を除くほか、所得税法その他所得税に関する法令による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の例によって算定することとされております。平成27年度税制改正により、所得税におきまして国外転出をする場合の譲渡所得等の特例が創設をされ、平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税が課税されることとなりました。個人住民税については現時点におきまして、当該譲渡所得課税の特例を創設せず、引き続き国において検討を行うこととされていることから、所得税における譲渡所得課税の特例制度の創設後は、個人住民税の課税標準の計算に当たり、所得税において新たに課税されることとなる出国時に未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を除いて計算する必要があることから、所得割の課税標準の規定において、当該譲渡所得の計算の例によらないこととする規定を追加したものでございます。

次に、15ページをお開きください。

15ページの附則第7条の3の2をごらんください。これは個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正でございます。今回の改正では、消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更されたことを受け、所得税における住宅ローン減税制度の適用期限について1年半延長されることにあわせ、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限についても1年半延長する内容となっております。なお、本条例におきまして

は租税特別措置法第41条第1項に規定する居住年を引用しており、入居年月日に係る改正を行う必要がないことから、入居年及び適用年度に係る改正を行ったものでございます。

次に、同じく15ページ、最下段から16ページにかけてですが、附則第9条、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例をごらんください。これは、ふるさと納税の申告特例について新たに規定したものでございます。確定申告を必要とします現在の申請手続きにつきましては、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う際は、ワンストップで控除が受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設をされました。この特例制度は、ふるさと納税のためだけに申告が必要となる給与所得者等を念頭に置いているもので、確定申告を行わない給与所得者等は寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先団体が寄附者にかわって行うことを要請できることとし、この要請を受けた寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知することとすること、また、この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除され、現行制度、確定申告を行った場合と同額が控除されます。なお、寄附者が確定申告を行った場合、または5を超える地方団体に対して寄附を行った場合は、この特例は適用がされません。

次に、21ページをごらんください。

21ページ、下段のほうですけれども、附則第11条をごらんください。固定資産税の特例に関する規定の改正でございます。附則第11条の2以下、25ページの第15条までは、平成27年度の評価がえに伴う土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税等の負担調整措置について、現状の仕組みが3年間延長されたことによる改正でございます。期間のみの改正でございます。

次に、25ページをお開きください。

附則の第16条、下段のほうですけれども、軽自動車税の税率の特例になります。この規定は一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課を導入するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪等について、平成28年度分の軽自動車税に限り、軽減をするものでございます。第1項につきましては、電気自動車及び天然ガス車のうち、ポスト新長期規制からMOX10%低減車に係る特例を定めた規定になります。

第2項は乗用の軽自動車で、平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年燃費基準プラス20%達成車及び、貨物の軽自動車で平成17年度排出ガス基準75%低減達成かつ平成32

年燃費基準プラス35%達成車に係る特例を定めた規定でございます。

第3項につきましては、乗用の軽自動車で平成17年度排出ガス基準75%逓減達成かつ平成32年燃費達成車及び、貨物の軽自動車で平成17年度排出ガス基準75%逓減達成かつ平成27年燃費基準プラス15%達成車に係る特例を定めた規定でございます。

それぞれ第1項から第3項までの第82条第2号アの表の右欄に特例税率を規定してございますが、上から三輪の軽自動車、次に四輪の乗用車営業用、次に四輪の乗用車自家用、次に四輪の貨物営業用、最後が四輪の貨物自家用の順でございます。

次に、27ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例をごらんください。

この規定につきましては、旧3級品製造たばこ、これはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄に係る特例税率が規定をされておりましたが、段階的に特例税率が廃止され、平成28年4月1日から平成31年4月1日まで4段階で税率の引き上げが実施されることから、規定を削除し、改正附則の経過措置に新たに所要の規定を設けてございます。

それでは、次に資料ナンバー1の2をごらんください。

資料ナンバー1の2、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例新旧対照表、2条による改正でございます。この改正は、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の改正規定及び改正附則を改めるものでございます。先ほど第1条による改正で附則第16条に軽自動車のグリーン化軽減特例を規定したことにより、条項の整理を行うもので、平成26年条例15号で規定をいたしました14年を経過した軽自動車の重課の規定を第1項として、順次、項を繰り下げる改正規定になります。

2ページをお開きください。

2ページ、施行期日について改正をするものでございます。これは平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用されることとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る新税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う所要の改正でございます。第1号、第3号は、軽自動車のうち二輪のもの及び専ら雪上を走行するもの以外について施行期日を平成27年4月1日とするもので、第4号は、原動機付自転車、軽自動車のうち二輪のもの、専ら雪上を走行するもの及び、小型特殊自動車並びに二輪の小型自動車については施行期日を28年4月1日とする改正でございます。

次に、3ページをお開きください。

軽自動車税に関する経過措置でございます。第4条第1項につきましては、軽自動車税

率の改正規定のうち、二輪のもの及び専ら雪上を走行するものを除いた部分の規定につきましては、平成27年度以後の年度分の軽自動車税に適用をし、平成26年度分までの軽自動車税については従前のおりとするもので、第2項につきましては、原動機付自転車、軽自動車の税率のうち、二輪のもの、専ら雪上を走行するもの及び小型特殊自動車並びに二輪の小型自動車の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、27年度分までの軽自動車税については従前のおりとするものでございます。

新旧対照表による説明は以上でございます。

最後になりますが、改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。専決処分書に添付してございます南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をごらんください。

この改正条文、4枚めくっていただきますと、中段より下のところに改正附則が規定されてございます。主なものについてご報告させていただきます。施行期日についてでございますが、第1条により、この条例は、27年4月1日から施行をいたします。

ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日からの施行となります。第1号は、原動機付自転車及び二輪車等に係る税率の適用開始時期が1年間延長されることに係る改正で、これは公布の日、平成27年3月31日となります。第2号につきましては、町民税の所得割の課税標準の改正等で平成28年1月1日。第3号は、町民税の納税義務者等納期限の延長に係る延滞金の特例、町民税に関する経過措置、たばこ税の税率の特例の改正等で平成28年4月1日。第4号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行による所要の規定整備に係る改正部分につきましては、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日とするものでございます。この施行日ですが、平成28年1月1日でございます。

以下、附則第2条以下は経過措置になりますが、1枚おめくりをいただきまして、第5条の町たばこ税の経過措置をごらんください。

町たばこ税につきましては、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率、これは1,000本当たり2,495円、これを廃止することに伴い、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から29年3月31日までは1,000本につき税率は2,925円、平成29年4月1日から平成30年3月31日までは同じく3,355円、平成30年4月1日から平成31年3月31日までは同じく4,000円とする経過措置が講じられ、この経過措置後の平成31年4月1日からは、一般品の紙巻きたばこの税率、1,000本当たり5,262円が適用をされます。

また、この経過措置に伴う税率の引き上げに際しましては、これまでのたばこ税の税率引

き上げの場合と同様、紙巻きたばこ3級品を販売するため一定数量以上を所持する者に対して、国と地方が協力し、手持ち品課税が行われます。

以上で、報第1号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この資料のほうでちょっと質問させていただきます。

この一番最初、1ページにございますけれども、納付書については個人ナンバー制度のものが記載されてこないという形になっているけれども、減免措置とか軽課措置とかという場合には、それは申請者、あるいは町民が申請するわけですから、マイナンバー制度のナンバーをつけて質問しなきゃいけないという形になっているような説明だと思ったんですけれども、法人についてはナンバーを書いて、納付書を町として出すという形がございますけれども、この納付書にナンバーを書かなかったというのは、こういう国からの指導だと思うんですけれども、どういう理由なのか、お伺いたします。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 今、質問の内容が、私ちょっと、いま一つつかめなくて、納付書についてというところは（4）のところでしょうか。

〔「3だ」と言う人あり〕

○町民課長（渡辺雅之君） 3ですか。

〔「もうちょっと番号が……」と言う人あり〕

○町民課長（渡辺雅之君） はい。

○議長（稲葉勝男君） 挙手にて。挙手だよ。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

一応、この納付書については、個人の場合は番号を書くとは書いていないんですよ。法人に当たっては法人番号とか書いてありますけれども、個人番号という言葉はどこにも書いていなくて、減免措置あるいは軽課措置を行うときには、何ページでしたか、7ページの一番上の（1）のところですよ。この場合は個人番号を書く、これは減免の申請をする場合は個

人が書くという形になっているわけですがけれども、納付書について、ここでは、1 ページ戻りますけれども、納付書、個人の場合は住所、氏名だけであって、法人にあっては住所、名前と法人番号と書いてありますけれども、納付書については個人番号が添付されないというふうに解釈したんですけれども、これは国の指導等もあってやっているのか、それともどういう関係でこういう形になったのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 今回の条例改正につきましては、国から示されました準則に基づいて改正をさせていただきます。法人の場合につきましては申告納税になりますので、申告書等に法人番号を記載していただくという内容だというふうに把握はしています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成26年度南伊豆町一般会計）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第2号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）において議決を経た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

以上。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 報第2号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において、平成26年度南伊豆町一般会計補正予算（第8号）としてご審議をいただき、議決を経ました。地域住民生活等緊急支援交付金事業のほか、道路維持、道路改良及び橋梁長寿命化修繕事業に係る繰越明許費でございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本繰越計算書をもって議会にご報告をするものでございます。

議案に付してございます繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。繰り越しに係る事業概要といたしましては、まち・ひと・しごと創生法の制定に基づく緊急支援交付金事業として5,440万円、道路維持事業では下賀茂区内2号線道路維持工事で380万円、道路改良事業では石廊崎区内4号線改良工事で510万円、また、橋梁長寿命化修繕事業では宇留井大橋補修工事で3,500万円を繰越明許費に計上したものでございます。計算書下段に記載のとおり、事業の総額1億200万円のうち9,830万円を翌年度に繰り越したものでございます。当該繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君） 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 報第3号の提案理由を申し上げます。

本件は、平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）において議決を経た繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

詳細につきましては生活環境課長から説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

以上。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 報第3号について内容説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年3月定例会において、平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）としてご審議をいただき、議決を経ました公共下水道建設事業に係る繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本繰越計算書をもって議会にご報告するものでございます。

繰り越しに係ります事業の概要及び繰り越しを必要とする理由につきましては、下賀茂処理分区管渠築造工事の施行に当たり、他工事において協議・調整に不測の日数を要したことにより、年度内での完成が見込めず、繰越明許費を計上したものであります。

裏面をごらんください。

繰越明許費計算書をごらんください。平成26年度公共下水道建設事業費1億200万円のうち、2,100万円を翌年度に繰り越したものでありまして、当該繰越額の財源内訳はご案内のとおりでございます。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第35号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 次の議案は人事案件であります。

渡辺町民課長には、しばらく退場をお願いいたします。

[町民課長 渡辺雅之君退場]

○議長（稲葉勝男君） 議第35号 南伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。
朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（稲葉勝男君） 朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第35号の提案理由を申し上げます。

地方税法第404条の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員に町民課長を選任しております。本年4月1日の人事異動により町民課長に就任した渡辺雅之君を新たに選任するため、同条第2項の規定に基づいて提案するものであります。なお、任期は町民課長に在任中の期間でございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第35号 南伊豆町固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

渡辺町民課長の入場をお願いします。

[町民課長 渡辺雅之君入場]

◎議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第36号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第36号の提案理由を申し上げます。

本議案は地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の基準等を見直す内容となっております。課税限度額の引き上げは、限度超過分の財源を確保することにより、将来の税率改定時における中間所得者層の負担軽減につなげるものであり、軽減判定所得の見直しについては、軽減対象となる範囲を拡大し、低所得者層の負担を軽減するものでございます。

また、平成25年6月28日、条例第13号の南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、附則第14項（条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）の改正規定、「配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限る」の施行日を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めるものでございます。

詳細につきましては町民課長から説明させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長

[町民課長 渡辺雅之君登壇]

○町民課長（渡辺雅之君） 議第36号についてご説明を申し上げます。

今回の町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律等（平成27年法律第2号）の施行に伴うものでございます。

また、本条例の一部改正に当たりましては、本年2月に南伊豆町国民健康保険運営協議会におきまして、平成27年度南伊豆町国民健康保険事業計画の中でご承認をいただいているものでございます。

お手元に配付してございます資料ナンバー2、南伊豆町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明申し上げますのでごらんください。

条文の軽微な加除・修正等につきましては上位法令の改正に伴うものでございますので、主な改正点のみについて説明をさせていただきます。新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文で、アンダーラインを引いてある部分が改正箇所となっております。

第2条、これは国民健康保険税の課税額を定めたものでございます。社会保険方式を採用

いたします医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の限度額が設けられております。高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況におきましては、保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより重くなることとなります。一方、課税限度額を引き上げることとすれば、高所得者層により多くの負担を求める反面、中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能となります。

今回の改正におきましては、限度超過分の財源の確保並びに将来の税率改定時における中間所得者層の負担軽減につなげるため、第2項で定めている基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、第3項で定めている後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の16万から17万に、第4項で定めている介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

これによりまして、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者が属する世帯の限度額は、現行の81万円から85万円に4万円アップとなります。第2号被保険者が属さない世帯の限度額は、現行の67万円から69万円、2万円のアップとなります。

続きまして、第23条、国民健康保険の減額をごらんください。1ページの下段から2ページにかけての部分になります。

国民健康保険税は応能割として所得割額及び資産割額、応益割として被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額によって課税をされておりますが、保険税の負担能力が特に不足をしている被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分の保険税について7割、5割、2割の軽減を行っております。低所得者に係る軽減措置の拡充につきましては、平成26年度税制改正においても行われたところでございますが、今回の改正、具体的には国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、第2号に規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数、世帯内に特定同一世帯所得者がいる場合にあつては、特定同一世帯所得者との合計数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に、第3号に規定する2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数、世帯内に特定同一世帯所得者がいる場合にあつては、特定同一世帯所得者との合計数に乗すべき金額を45万円から47万円にそれぞれ引き上げて、低所得者層の負担軽減を図るものでございます。

新旧対照表による説明は以上でございますが、議案に付してございます一部改正条例の附則をごらんください。

第1項の施行期日についてですが、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用をいたします。第2項の適用区分は、改正後の国民健康保険税条例の規定につきましては、平成27年度以後の年度分より適用されるもので、平成26年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものでございます。第3項でございますが、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第13号）の一部を改正する規定で、附則第14項に規定する条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分の改正の施行日が、上位法令が改正されましたので、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めるものでございます。

以上で内容の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○4番（谷正君） 確認させていただきます。

この一部改正条例で、附則の施行期日の1として、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するということになってはいますが、仮に今日これが議決されたと、公布はいつになりますか。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 公布は議決された日になると思います。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷正君） そうした場合、平成27年4月1日から適用ということですね。これ、健康保険の賦課期日ですね。そうした場合、遡及適用ですね。そうした場合、上のほうの説明で51万から52万ということで金額が上がりますよね。そうした場合、納税者の金額が上がった場合、一般的には不利益処分という考えが出てくるんですが、不利益処分の遡及適用は無効ではないかというような考えが出てくると思うのですが、その辺についての見解はどのようなお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 国民健康保険税の場合、遡及適用という部分が出てまいります。

これにつきましては判例が出ております。国民健康保険税というのは、まず、目的税である、

医療費を払うために集める目的税であるということ、そして、国民健康保険税の特徴として、仮算定が認められているという点、この2点について判例が出ておりまして、国民健康保険税は目的税であるがゆえに、遡及適用は制度上仕方がないという判例が出ております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうした場合、一つの法の適用の考えとして、これは総務課長に聞けばいいのかな、わからないんですけども、いわゆる目的税である国民健康保険税というのは特別法、特別条例という考えでよろしいということですか。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 一般的な法の概念の適用条文として、特別法は一般法に優先するというような規定がありますよね。それから、後法は前法を破るとかというような法の適用の仕方が。そうした場合の見解ですけども。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 国民健康保険税は地方税法の中にあるものでありまして、特別法ではありません。今、ちょっと判例を持っていますので。

〔「判例出せる」と言う人あり〕

○町民課長（渡辺雅之君） ええ、ちょっと今、探していますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 総務係長。

じゃ、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分

○町民課長（渡辺雅之君） 判例でございますが、これが名古屋地裁、平成9年12月25日の判決で。この裁判の概要ですが、ある市の住民であり、国民健康保険の被保険者である原告が賦課期日後に改正された、賦課期日4月1日以後に改正された条例に基づき、賦課期日にさかのぼって当該年度保険税の賦課処分をしたことに対し、租税法律主義の不遡及の原則に反し、違憲であるとして争った事件であります。

判決の内容、要旨ですが、名古屋地裁は、保険税及び国民健康保険制度の性質、当該条例改正法が地方税法等の改正に伴うものであること、その改正された税率と及び限度額の内容、仮算定徴収制度の存在を根拠として、年度途中における本件改正と遡及適用については予測可能性が存在し、法的安定性に対する信頼を著しく害することがなく、納税義務者に著しい不利益を与えないので、遡及して適用することも許されるという判例でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） そうしますと、名古屋地裁というのが課長のご答弁ですが、そのいわゆる判例は、上告とか、控訴とかということではなくて、地裁の判例で確定判決ということによろしいですか。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 私が持っている資料では、これ、後の判決はありませんので、これが確定だと思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 判例の中で、租税法律主義ということが出てきたんですけども、租税法律主義というのは日本国憲法の第84条なんです。日本国憲法のことを地裁の中で扱って、それでその判例を出すということはいかかなものかということも、立憲主義のこの国家ではどうかなと思うんですけども、そこのところはひとつお考えになっていただきたいとは思っておりますけれども。あくまでもこれは最高裁で扱うべきことじゃないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今の訴訟は憲法違反を争っているわけじゃなくて、判決自体も憲法違反であるということはあるわけじゃないもので、これは十分だと思います、それで。だから、最高裁まで争うということもないという形で。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 今の町長の答弁で、憲法争いじゃないと言っていますけれども、先ほどの課長の答弁の中では違憲訴訟、違憲という言葉が出ているんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） 原告が違憲であると言っている、判決のほうでは違憲とかそういうところへ踏み込んだ判決を出していませんよね、不利益訴求にならないという。ただ、だから、今、吉川議員が言ったように、84条の租税法主義であるというようなところまで踏み込んだ判決にはなっていないわけです。もし、そこへ踏み込んでいないのであるんなら、原告側が違憲判断を求めてもっと上告すべきでということになるんじゃないですか。

だから、確定判決だと、今、谷議員が聞かれた。それで確定しているわけで、原告側がそれ以上争わなかったということじゃないですか。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） その答えに対するんですけれども、あくまでも今回の、町民課長にお願いしたいんですけれども、じゃ、この争い、この判例、判決がここで結審しているのかどうかだけは調べていただけますか。それだけはお願いしたいと思っています。

○議長（稲葉勝男君） では、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時42分

○議長（稲葉勝男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 先ほどの名古屋地裁の関係でございますが、この判決につきましては確定していると思われます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと……。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 限度額のことですが、南伊豆町の場合に限度額に係る一番下の所得、大体どのぐらいになるのか、その点をお答えいただきたい。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） お答えをいたします。

限度額についてですが、収入もいろいろあると思うんですけれども、大体700から800ぐらい行くと限度額に到達するのではないかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 南伊豆町では、その700から限度額にかかるということなんですが、説明で、この低所得者やあるいは中間の所得の負担を軽減するということでもありますけれども、いわゆる700からこの限度額にかかるという、この南伊豆町ではそうなんですけれども、ほかの自治体の例で比較の数字というのはお持ちですか。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 他の自治体についての比較の資料は、今、持ち合わせておりません。税率、税額によってその辺は変わってくると思いますが、限度額につきましては地方税法の決まりで、それ以上は限度額を設定できないものですから、その保険者によって到達する限度の所得というのは変わってくると思います。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 直近の数字を調べていなくて恐縮なんですけれども、それをなぜ聞いたかという、もう10年ぐらい前になるんですけれども、いわゆる南伊豆町と関係ある自治体、杉並区です。杉並区何かの場合は限度額にかかる収入が1,200万からなんです。そういう比較をすると、同じ限度額といってもそれに捕捉される、それが町内では高いように見えても、全体としては客観視すると、物すごい負担を強いられる状況になっていると。それは担当の部署でもわかっていると思うんですけれども、法律では限度額が定められてはいるんですが、そこに行く上での町民の負担の度合い、そういう点があるもので、一般会計からの繰り入れという措置もあるんでしょうけれども、審議会等ではこれに対する意見は出ているかどうか、その点、もしやっていたら、お答えしていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） お答えいたします。

審議会につきましては、国民健康保険の事業計画というものにつきましてご審議いただいております。27年2月5日に開催いたしました。計画案に対して27年度に予定されている国保制度の改正という案件で、課税限度額の引き上げ、低所得者に対する国保税の軽減判定所得の基準の見直し、国保税の軽減対象の拡大というところで、その内容についてご検討いただきました。

ちょっとすみません、私、議事録を手持ちに持っておりませんので、基本的には承諾いただいたというところでございます。ちょっと、そこに対して質疑等が交わされたかどうかについては、申しわけございません、ちょっと手持ちがございませんので。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） これ、上級法令で限度額が引き上げられたということと、現状の国保の運営で非常に苦勞されているということ、そういう点で現場の部署の気持ちもわかりながら、同時に質問の中で出したように、南伊豆町内でも低所得者の対応やあるいは中間の負担を軽減するということは当然理解をしながらも、限度額に捕捉される所得あるいは方々が、じゃ、高いかという、そうでもない状態、こういう点が国保税の重税感が一層強まってくるといふことなんです。そういう点では制度の根本的な改正というものが求められるところ。

また、国の国保に対する負担をふやしていく、そういう声をぜひ上げていていただきたいということと、また、一般会計からの繰り入れについても、これは今後も検討すべきだといふ意見を述べて、反対の意思とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第36号 南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 賛成多数です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第37号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第37号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、医療介護総合促進法が公布されたことに伴い、介護保険法施行令が改正され、低所得者層に対し保険料の軽減が強化されることになったため、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君） 議第37号に関する内容の説明をさせていただきます。

資料でございますが、後ろから2枚目、資料ナンバー3、新旧対照表をお手元に配付させていただきました。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険の1号保険料、つまり65歳以上の方で、町が保険者として保険料を納付いただく方でございます、低所得高齢者の保険料の軽減策として打ち出されたものでございます。当然、通常の公費枠とは別枠で公費が投入されます。町のほうからも法定分として出さなければいけません。一般会計からいただくことになります。

新旧対照表、改正1カ所でございます、新設になりますが、保険料率第2条に第2項を加えるものでございます。前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万7,000円とするというものを1項追加させていただきます。

そうしますと、この方たちは第1段階、南伊豆町は3月定例会で一部改正についてご審議いただき、議決いただきました、9段階で南伊豆町は保険料を賦課させていただいておりますが、1段階の方、1番軽減率が高いところでございます、通常0.5、基準額の半分を年額納めていただいておりますが、その基準額を0.5、半分以上をさらに0.05引き下げて0.45とし、金額で申しますと3万円という記述のところを2万7,000円に、年間3,000円減額させていただく今回の改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第37号 南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第38号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第38号の提案理由を申し上げます。

本案は、伊豆市及び伊豆の国市で構成する伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合が新たに加えることに伴い、組合同規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第209条の規定に基づき、組合構成市町の議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第38号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第39号 指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第39号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第235条第2項及び同施行令第168条第2項の規定により、本町の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるために指定金融機関を指定するものでございます。

本町におきましては、平成24年10月1日から3年契約で伊豆太陽農業協同組合を指定金融機関として指定し、業務を行ってまいりましたが、平成27年9月30日をもちまして契約期間が満了いたします。このため、次期指定金融機関を選定するに当たり、現指定金融機関のほか、本町収納代理店である5金融機関に意向調査及び審査を実施いたしました結果、現状要件で受託可能な金融機関が2社でありましたので、南伊豆町建設工事競争入札心得第16条に規定するくじ引きにより、伊豆太陽農業協同組合を選定いたしました。

よって、平成27年10月1日から本町指定金融機関として伊豆太陽農業協同組合を指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第39号 指定金融機関の指定について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第40号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 梅本和熙君登壇]

○町長（梅本和熙君） 議第40号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算において議決を受けたクリーンセンター改築工事について、建設工事を施工するに要する費用9,600万円をもって、地方自治法施行令第167条第1項第2号に定める随意契約により、日本下水道事業団理事長、谷戸善彦氏と協定を締結したものでございます。

同クリーンセンターは平成13年4月に供用を開始し、既に23年が経過しており、平成16年には硫化水素による腐食対策として、防食塗装舗装工事を実施いたしました。しかしながら、処理槽内の硫化水素に伴う腐食はさらに進行したため、平成24年度に策定した長寿命化計画に基づき本工事を委託するものでございます。

詳細につきましては生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願

申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 議第40号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、南伊豆町クリーンセンターは平成13年4月の供用開始以来、劣化・老朽化による機能不全とならないよう修繕を行ってまいりました。しかしながら、処理槽内の硫化水素濃度が高く、硫化水素による腐食が進行したため、平成16年度に防食塗装による補修工事を実施しました。施設の機能を効果的に保全することを目的に、平成24年度に南伊豆町クリーンセンター長寿命化計画を策定しました。

この計画策定に当たり施設調査を行った結果、嫌気槽、好気槽内部の基層部において、腐食による劣化が著しいことから、改築更新、または大規模修繕が必要であることが判明いたしました。このため、シートライニングによる工法のうち、埋設型枠工法による防食工事を行うこととなりました。

南伊豆町クリーンセンターには嫌気槽8槽、好気槽6槽の処理槽がありまして、社会資本整備総合交付金事業により、平成27年度及び28年度に嫌気槽、好気槽、それぞれ2槽を行い、平成29年度において残りの処理槽を施工する予定であります。この防食工事に要する工事費は総額3億5,000万円を予定しております。

次に、契約方法であります。地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定に基づき、随意契約を予定しております。これは不動産の買い入れ、または借り入れ、地方自治体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため、必要な物品の売り払い、その他の契約で、その性質、または目的が競争に適しないものとするときというものがありまして、今回、契約を交わそうとする相手先、日本下水道事業団であります。国土交通大臣の認可を受けて設立された団体で、日本下水道事業団法の第1条に規定がありまして、地方公共団体の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助を行い、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術的開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とした団体であることから、今回、事業団に防食工事全般にわたる業務を委託しようとするものです。

さきの全員協議会におきまして、協定書の相手先に記載漏れがあるのではという指摘がございましたが、日本下水道事業団法の規定による名称でありました。

ここで、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付すべき契約は予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負とすることとなっておりますが、さまざまな検討材料を総合的に考えまして、工事の請負契約に準ずるものと判断したため、提案させていただきました。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

この全協のときに配っていただきました資料を見たんですけれども、これ、処理槽をシーリングすると、要するにカバーするという形で考えているという話でございましたけれども、これを家に帰ってよく見たら、水面から上のところをシーリングするんだよという話だと思いました。ということは、まだ、そこを水を抜いて、あるいは、中を点検していないんじゃないかなと考えたときに、中のほうでもまた異常が出てくるんじゃないかなと。そういうときは、どういうふうにご考慮されるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 腐食の激しいのは基層部で発生しておりますので、埋没したところでは発生していないということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第40号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約の締結については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉勝男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの議第40号 南伊豆町クリーンセンター建設工事委託契約締結についての議題に対して、生活環境課長のほうから補足説明がございますので、許可いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君） 先ほどの議第40号の補足説明をさせていただきます。

先ほどの中で、基本協定を締結したいのという文言がございましたが、こちらのほうは地方公共団体の要請に基づき、日本下水道事業団がかわって工事請負を発注するということでございますので、よろしく願いいたします。

◎議第41号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） では、議第41号 平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第41号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額1億3,707万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億3,507万円とするものであります。

歳出の主なものは、地域づくり推進事業に1,263万9,000円、健康福祉センター整備事業に2,326万3,000円、公衆浴場管理事務に1,200万円のほか、南中小学校管理事務に2,798万3,000円、南伊豆東小学校管理事務に2,587万7,000円などとなっております。

また、これらの歳出に対応する財源といたしまして、国庫支出金1,321万2,000円、繰入金6,138万円、町債6,140万円などをそれぞれ追加するものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本元治君） 議第41号の内容につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に1億3,707万円を追加し、予算の総額を57億3,507万円としたいものでございます。

また、第2条では、本補正予算によります地方債限度額の変更を、予算書の6、7ページのほうになりますが、第2表地方債補正表のとおり変更をしたいものでございます。

それでは、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の16、17ページをごらんください。

2款1項12目の地域づくり推進費を1,263万9,000円増額し、8億4,946万5,000円としたいものでございます。使途といたしましては、役務費に、ふるさと納税サイトにおける広報及びクレジット決済入力フォームの新設のほか、クレジット決済手数料を計上したものでございます。このほか、委託料では、地域活性化モデル事業に伴います、子ども農山漁村交流事業を実施するもので、杉並区の小学生200人を対象に宿泊型体験学習ツアーの受け入れに要する事業費を計上し、あわせて、バス借上げ及び宿泊料を見込んでございます。

また、3項1目戸籍住民基本台帳費には、個人番号カードの発行に伴い、国が指定いたしました地方公共団体情報システム機構への事務委託に伴う交付金312万6,000円を見込みまし

て、2,799万5,000円としたいもので、補正額全額が国庫補助金でございます。

次ページ、18、19ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費の17節公有財産購入費でございますが、2,307万2,000円を予定し、社会福祉総務費の総額を3億4,355万8,000円としたいものでございます。説明欄でご案内のとおり175事業、健康福祉センター整備事業における建設用地取得費でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

6款1項6目温泉管理費でございますが、銀の湯会館改修工事に係ります372事業、公衆浴場管理事務事業費の更正増をお願いするものでございます。本年3月定例会において、同事業に係ります予算額3億2,622万円を計上し、ご承認をいただいたところでございますが、新年度を迎えまして新たに公共単価が示されたことから、設計額の更正が必要となったものでございます。このため、変更増額分の1,200万円を見込み、温泉管理費の総額を3億3,822万円としたいものでございます。

次に、7款2項道路橋梁費でございますが、財源となる町債借り入れ手続等を経て、事業費を計上するもので、予算の総額を2億483万1,000円としたいものでございます。内訳といたしましては、1目道路維持費でブロック積み亀裂に伴う緊急復旧として伊浜海岸線道路維持費などに870万円を見込み、2目道路新設改良費には、一條区内7号線の石積み復旧工事などで630万円を見込みました。

また、3目橋梁維持費では宇留井大橋耐震補強工事といたしまして、8カ所の落橋防止工を予定するもので850万円を見込んでおります。

次に、22、23ページをお開きください。

9款2項1目学校管理費でございますが、南中小学校管理事務といたしまして2,798万3,000円、南伊豆東小学校管理事務に2,587万7,000円をそれぞれ計上し、小学校管理費の総額を1億4,429万3,000円としたいものでございます。これは両校、校舎屋根部分の老朽化に伴うスレート材の飛散防止を図るものでございまして、在校児童の安全確保からも早急に改修工事を実施したいものでございます。

以上が主な歳出項目でございますが、補正予算事項別明細書、10、11ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

この明細書下段にご案内のとおり、補正前の額55億9,800万円に補正額1億3,707万円を加えまして、歳出合計額を57億3,507万円としたいものでございまして、本補正額に要する財源内訳につきましてはご案内のとおりでございます。

引き続きまして、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。

次ページ、12、13ページのほうをお願いいたします。

14款2項6目総務費国庫補助金では、総務省から社会保障・税番号制度システム整備費補助金並びに個人番号カード交付事業費補助金といたしまして775万5,000円を見込んでおります。

また、3項1目総務費委託金として、先ほど申し上げました子ども農山漁村交流モデル事業に係ります委託金として545万7,000円を計上いたしました。

18款2項1目基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れとして6,138万円を予定するものでございます。

なお、21款1項町債でございますが、6,140万円を見込むものでございまして、内訳といたしましては、1目土木債に1,280万円、5目商工債に2,050万円、8目民生債に3,110万円をそれぞれ計上いたします。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 19ページの健康福祉センター整備事業ということで、ちょっとお伺いしたいんですけども、6月2日の全協で、機能の面でこの温泉プール云々と、こう質問をしたんですけども、ちょっとそういう考えがないということでしたけれども、そのとき、町長いらっしゃいませんでしたので、町長、千人風呂のような、そういうその大きさを考えているというお話でしたので、いま一度、町長のお言葉から、要はどのような今後の方針で行くのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

建設場所が中央公民館跡地になったことによりまして、温泉の施設が非常に大変だと、財源もかかると。いろいろ検討してまいりましたけれども、やはり1億何千万という温泉布設のための費用がかかります。それで、杉並区長も、もともとリゾート特養とか保養地跡特養とかということで、非常にこの温泉に関しましては、特養に対して希望してはいたしましたが、やっぱり杉並区、南伊豆町でいろいろそのところを検討いたしましたけれども、どうしても財源的に非常に難しいと。そして、維持管理とかということを含めて断念せざるを得

なくなりました。だから、温泉を使った千人風呂とかそういう方向性は、今般非常に難しい、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） 非常に難しいということで、財政面で、わかります。

それと、ちょっとこれ提案なんですけれども、地熱の関係で、これからどういう展開になるかわかりませんが、もし、そういう町民の健康面で、できる範囲で、地熱関連でこういうことができるようなことがあれば、検討していただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 答弁必要ですか。

○2番（宮田和彦君） はい、できれば。

○議長（稲葉勝男君） じゃ、町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

やはりメールクラブというものがあまして、あれが廃止されてからいろいろ署名活動とありました。そういう形の中で、ああいう施設が健康に非常に寄与すると、そしていわゆる健康寿命を延ばすという意味で非常に大切な施設だなどと思いますけれども、やはり財政的な部分が非常に厳しいところがあります。

それで、こういう提案もしたことがあります。大体600から700、800名ぐらいいましたか、署名者が。その人たちに、できれば自分たちでも出資する覚悟はあるかみたいな形のことも言った形で、何とかしたいなと思ったんですけれども、やはりなかなかその辺も難しいということ。

今後の検討課題には、私の頭の中にはあります。何とか財政的なものが、事情が許すような形になってくればこれからそういうことも含めて考えていきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君） 宮田和彦君。

○2番（宮田和彦君） この健康福祉センターのワークショップでも、その全チームが要望を出していました。あとは先ほど言われたこの要望書、町のほうに提出されていますので、ぜひその辺を前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 答弁必要ですか。

○2番（宮田和彦君） 以上です。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 1点、マイナンバーのことについて教えてください。

基本的には13ページの歳入による14款2項6目の総務管理費補助金等が入ってきていて、17ページに並んで、2項の基幹業務電算事務のほうのこういう支出になっていると思うんですけれども、当初予算のところでは、これは総務省分として出ているわけで、ごめんなさい、17ページのほうです、支出のほうなんですけれども、このほかに厚労省分と、そして当初予算で補助対象分というものがマイナンバーシステム改修の委託で支出しております。

問題は、この補助対象分というところでありまして、実際、私、予算決算委員長だったもので、ちょっとわからなかった、これはどういうふうに使われてくる、この補助対象分という金額はどういうふうに使われるのかということ、目的で、これが予算化されたということ、これを改めてちょっと聞きたいということ、これもこの予算に絡めてかもしれませんけれども、マイナンバー、これの一番重要になるところというのは、このセキュリティーの問題。セキュリティーがどこかで、この予算立てはされなければならないと思っております。それがこのシステム改修委託の中に入っていればいいんですけれども、もし、それがほかに予算立てしているのであれば、どういうところに入っているのかということ、これが2点目。

そしてまた、マイナンバーのことなんですけれども、今後そのマイナンバーがことしの10月からですか、個人には振り分けられて、そして、法人のほうにも13桁で振り分けられてくる。これの一番大事なところというのは、やはりこれがいかに漏れないか。行政、自治体の中でどうこれを保管・保護していくかということが一番の課題になってくるわけでありまして、これが一番、私から考えるに、やはり職員の研修なり、職員の徹底、そういうことの情報を守るという徹底だと思っておりますけれども、こういうことについての研修等ということが、今後どういうふうな流れで向かっていくのかということ、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

マイナンバー制度の点につきましては、ただいま庁内で動いております基幹業務電算システム、全県に係ってくる部分でありまして、また、省庁ごとに抱えております事業ごとに、システムが部分部分変わってくる部分がございます。そういった件で、新年度の段階では、当時出ておりました情報をつかみまして全体的な部分を計上させていただいたところなんですけれども、今回につきましては総務省のほうで社会保障に関する統括分ということで、また新たに用途部分です、システムを改修する項目が出ておりまして、その部分を、当然補助もいただいているところなんですけれども、支出のほうにも計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 総務課長。

○総務課長（橋本元治君） お答えをいたします。

研修の関係もございます。

いずれにいたしましても、この社会保障、それからこのマイナンバーの課題については、条例改正といたしますか、条例の秘密保持の関係の、先ほど議員のご指摘もございましたように、当然、法整備の関係は今現在取り組んでいるところですけども、実施中というか、作業中でございます。

また、研修については職員、これは何回も、今、説明等もございますので、これらも含めた中で、ある程度その回数を重ねて、職員全員の研修といたしますか、そういうものも既に計画をしておりますので、ある程度回数はやはりこなして対応していくということが必要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君） 吉川映治君。

○3番（吉川映治君） 先ほどの企画調整課長のほうの答弁の中で、そのマイナンバーのシステム改修委託における補助対象分というのが、当初の予算のほうでも計上されていたと思うんですけども、もう一度すみません、これの具体的な用途について、使途についてを教えてくださいいただけますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菟田一郎君） 申しわけございません。完全な詳細については現在手元にございませので、後ほどまた改めてご報告させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） ちょっと、今の関連も一つあるんですけども、今、我々が持っている住基カードとの整合性はどうなるのかと、ただ一点ちょっとお聞きしたいなということです。マイナンバー制度になったときに、今の住基カードがどういうふうな形で利用されていくのかということをお聞きしたいのが1点。

教育委員会のほうですけども、今の小学校の管理事務の中に両方の小学校、南中小学校と東小、この2点の屋根の工事など、本当に僕は見ないからわからないけれども、危険な状態で、もう子供たちに被害があると困るんですけども、至急やらなければいけないという

ことでここへ上げてきたんですが、どんな状態だか教えていただきたいというふうに思います。その2点です。

○議長（稲葉勝男君） 町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君） 私のほうから住基カードの関連につきまして、お答えをいたします。

住基カードにつきましては、基本的にはマイナンバー制が始まりますと、例えば来年の1月1日からマイナンバーカードの申請、それから発行ができるようになりますけれども、もし、住基カードをお持ちの方がマイナンバーカードに切りかえる場合については、住基カードは廃止になってマイナンバーカードに統一されるということになります。そして、それより以前に住基カードをお持ちの方につきましては、有効期限が住基カードにはついておりますので、その期限までは住基カードは使えますが、マイナンバーカードに切りかえた場合は住基カードは廃止ということになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

屋根の件なんですが、事の起こりは、ことしの3月31日なんですが、恐らく午後6時ごろだと思われ、南中小学校の付近の住民の方から、小学校の屋根の部材がはがれて飛散して、付近に駐車してあるその方所有の車両に当たったということでございます。その飛散した部材というのはこういうものなんです。こういうものが、かなりの数飛散していると。

状況といたしましてはかなり、もう十数年以上からこういう状態であったんですが、それをさらに接着剤でとめたり、ビスどめをしたりして、しのいできたんですが、実際こういうものが人、子供たち、近所の人々等にまた当たってしまうと、人的被害ということで大変なことになるということで、今回、急遽、予算計上させていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 渡邊嘉郎君。

○10番（渡邊嘉郎君） 近所の人たちに迷惑がかからない、あるいは子供たちに本当にけがのないように、ここの補正が通りましたら発注をして、大至急やってもらいたいようにお願いしたい。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷正君） 幾つかちょっと質問します。

まず、歳出、説明の中の17ページで、地域づくり推進費の1,263万9,000円の補正額のうち、広告料の608万2,000円、これの対象、内容。それから、委託料の、漁村体験学習委託料の153万と自動車借り上げ料の144万、宿泊施設使用料の160万、これの対象と、どのような事業で、いつごろやるのかということ。

それから、21ページで観光費の補正額72万5,000円、伊豆西南海岸観光誘客推進協議会負担金70万というものが説明の中にありますが、この事業の内容と、町長がこの協議会に出席しているのか、出席している対象が課長でとまっているのか、また、副町長、町長がいわゆる参加しているのか、出席しているのかということと、それからこの協議会は今までどのような話し合いをなされたかということ。

それからもう一つは、23ページの住宅管理費の施設修繕費の250万というのがありますが、これについて、場所と、それからこの対象の、いわゆる町営住宅だと思うんですが、その町営住宅の収入が26年度から26年度で、ある程度もう出ていると思うんですが、それに対する250万がどのような形なのかということ、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） それでは、広告料608万2,000円から説明させていただきたいと思います。

この広告料600万円相当につきましては、ふるさと納税なんですけれども、現在、町のホームページ等で外出しをしているところがございますが、昨今ですと、ポータルサイトといった全国の町村のふるさと納税を集合して、そこから入り口として入っていけるホームページがございます。そういったものに掲載をしていく場合の広告料として支払う形になってまいりますので、その事業化の準備のためという形のものでございます。

続きまして、委託料の漁村体験委託料153万円から自動車使用料、宿泊施設使用料の件でございますけれども、これにつきましては予算書の13ページにもございます、子ども農山漁村交流モデル事業委託料をもとに実施するものでございまして、これは総務省事業でございます。対象といたしましては、杉並区の児童を対象と考えておりまして、交流事業として横浜臨海学園の宿泊施設等と、またその近郷の民宿への分泊という形で子供たちを浜に招きまして、漁業体験でありますとか、シーカヤック等のマリンスポーツ体験ということをしていただいて、杉並との交流を深めていこうという事業になっております。時期につきましては夏休みの期間をただいま検討中でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

21ページの伊豆西南海岸観光誘客推進協議会の関係でございますが、これにつきましては南伊豆町と松崎町と西伊豆町、その3町で観光推進をしていこうというところで取り組んでおりますが、これについては担当課長レベルと、あと観光協会とが合同で各町が負担した中で、例えば高速道路でのキャンペーン、サービスエリアでのキャンペーンとか、そこにパンフレットを置いたり、キャンペーンをしたり、あとは例のフェリーを使った活動で誘客活動等とか、圏央道の開通に伴うそちらのほうのキャンペーンとか、そういうことの活動をしているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えいたします。

町営住宅の修繕に関しては、上賀茂住宅が出た方がいますので、その修繕と、中木町営住宅で雨漏りが発生しまして、それへの修繕2点で250万を計上させていただきました。

それから、町営住宅の使用料に関しては、すみません、実績として手元にございませんけれども、27年度予算の入として加納町営住宅が28万3,000円、それから災害住宅ですので蝶ヶ野と下小野が3万6,000円、中木町営住宅が150万円、それから上賀茂町営住宅が440万円になります。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 再度聞きますが、その広告料のポータルサイトは、俗に言う民間のポータルサイトという考えでよろしいですか、総務省なり何なりのということではなくて、純粋な民間のやつがふるさと納税、全国のやつを発信しているんですが、それでよろしいですか。

それともう一つは、今、杉並区という形で答弁いただいたんですが、それで横浜市の施設を使うということですが、横浜市の子供たちは、対象には今年度はしないということでもよろしいですか。

それからもう一つは、21ページの伊豆西南海岸誘客推進協議会の負担金ですが、これは町長にお聞きしますけれども、一般質問等でも石廊崎の例の再整備の関係がありまして、木下教授の中にも自然公園法の関係だとか、文化財保護法の法律の関係がネックになるというよ

うな文言がありますが、過去に、定期的にこの伊豆西南海岸の規制の見直しというのが10年とか15年に一遍あるということなのですが、これの伊豆西南海岸の協議会の中でいわゆる見直し等の話というのは、今まで課長レベルということですが、なかなか難しいと思うんですが、西、松崎、南伊豆のトップ同士があれしまして、規制緩和みたいな方向というのは話題があったのか、それとも今後そういう話し合いを持つような考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君） 企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君） お答えいたします。

まず、ポータルサイトの件ですけれども、これにつきましては、民間のポータルサイトで全国的に網羅しておるものが数社ございまして、その中から選択をさせていただきたいと考えております。

続きまして、交流事業に関しましての横浜の件なんですけれども、今回につきましては杉並区を対象として考えているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

伊豆西南海岸観光誘客推進協議会ですけれども、これはあくまでも誘客を対象にしている。西伊豆、南伊豆、松崎町で誘客を対象にした推進協議会であるということで、私とか首長の参加はありません。

それと、今言われた文化庁絡みの伊豆西南海岸の問題ですけれども、これとは直接絡んでおりません。だから、首長同士でそここのところを話し合うというような状況ということは、今後もないと思います。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷正君） 実は、町長のところへ声が届いているか届いていないかわからないのですが、観光業者なり、いわゆるバスの関係の会社等の意見として、海岸線は美しいんですけれども、管理が不十分で、窓から立派な景観が見られないで、ただ曲がりくねった道を走っているのにすぎないというような声もあるらしいんですが、確かにここは誘客の推進協議会なんですけど、そういうものを含めた中でそういうことを話し合っ、規制緩和なり何なりのお話をしていただければ、先ほど申し上げましたように石廊崎の再整備の中でも、木下教授がネックになるというような文言がありますから、その辺をお考えいただきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおりだと思います。東伊豆町では海岸の雑木というか、そういうものをきれいにして、海岸が、非常に景観が見やすくなるような形にしました。

それで、当然これは環境省とか文科省ですか、そういうところと絡む話でしょうし、やはり規制緩和ということは我々としては願っております。特に私が考えているのは、石廊崎の参道がありますよね、あそこの何というか、雑木というか、竹とかそういうものがいっぱいありますから、ああいうのを何とか刈り込みたいなどは思っております。これに関してもやっぱり環境省と相談しながらになるわけですが、前、環境省のこちらにいられた浜さんのお話ですと、過去の景観を写した写真とかそういうものがあると、そういうことに対する、許認可というかが、非常にしやすいという話も聞いております。

吉川議員がいろいろ説明を、そういうところでいろいろ努力をしてくれてありまして、そういう部分で、やはり今後も規制緩和とかそういう方向性は我々としては考えていくよう、努力するよう考えていきます。

○議長（稲葉勝男君） 谷正君。

○4番（谷 正君） 町長ご存じだと思うんですが、静岡の芸術文化大学の学長さん、あの人が文化庁の非常に要職を務められた方で、例の富士山の世界遺産の立役者でありますし、それから、遠山敦子さんという方が初代の女性の文部事務次官をやったんですが、この人も静岡県、非常に住んでいられたということと、前知事の石川知事も何か親しいということがあるものですから、町長はルートを持っておられると思うのですから、その辺はぜひお話を願って、その方向で行ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 今の質問項目とかぶるんですけども、17ページのその漁村体験事業というのは、国がほぼ全部出しているようなんですけれども、これは単発の今年度実施の事業ということで、その後の継続性とかそういうことについては考えられているのかということ。

もう一つは、直接的に数字というあれではないですけども、今、出た質問で、ふるさと納税に使うというポータルサイトですか、600万何がしかの広告料を使うということ。

一方でまた、21ページに西南海岸の誘客推進の負担金というのも出ました。観光や南伊豆

をアピールする上での宣伝という観点での質問ですけれども、関連も含めて、行政報告でことしの2月からの入り込み客の報告がありました。厳しい数字が出ていますけれども、もう来年に向けての取り組み、反省材料も含めて、一般質問の中でも、例えばバスの誘客に対しては30人以上であれば10万出すとか、そういう話もありましたけれども、もう一つこの関連では、3月の予算委員会の中では、伊勢海老号については、これは見合わせるという話がありましたけれども、南伊豆の特産というんですか、打ち出しで改めて、JRが桜まつりに毎年オープニングにも式典にも来てもらって、JRとの関係が積み重なってきたわけです。また、鉄道の問題でも、JRが東京からダイレクトに熱海とか東海道に乗り入れる段階に来ている中で、誘客する上で、誘客宣伝の点で、JRとのかかわり、それと南伊豆の特産物、海の産物、伊勢海老、一般質問ではアワビのお話も出ましたけれども、それとのかかわりでは改めて伊勢海老号等々の、あのときの説明では単純に一部の要監視化効果という言葉でしたけれども、全体的な宣伝効果という点では再考する必要もあるのではないかと。

ふるさと納税のポータルサイトでこれだけの費用をかけると。ふるさと納税では実際に入っているんで、費用対効果という点ではありますけれども、いろいろな宣伝の波及効果と今後の教訓について、伊勢海老号の絡みも含めて、お答えしていただければと思います。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

漁村体験学習委託料ですけれども、これは総務省の事業でありまして、補助金は単年度かもわかりません。しかし、杉並区との広域連携、地方創生とか、そういうところでやっていますもので、今後どうするかということはもう少し検討させてください。

それと、10万円という話ですけれども、インセンティブをつけるというのは、これはインバウンドの、例えば台湾からの誘客に対しては、バスの運転手が2人いなければならないとかそういう形の中でインセンティブをつけているということでもあります。

それと、伊勢海老号のことをございますが、これは3.11があったときに伊勢海老号というものが、いわゆる風評被害とか、そういうことの対策として行われたわけでありまして、そして、下田市では黒船号というのがその年は行われた。その単年度で黒船号は終わっております。そして、南伊豆町はJRのこの伊勢海老号をその後2年間続けたわけですがけれども、いろいろと私のほうで確認させていただいたら、伊勢海老号によるJRからの誘客というのは、今、5軒の旅館組合の会員がありますけれども、この5軒しか誘客をしていないと。それで、300万をかけて5軒に誘客するというのはいかがなものかということで、今般、いわゆる民

宿を含めたバスでというような流れになったわけです。

J Rとの関係性というのは非常に大切にしていきたいとは思いますが、やはり300万というお金を使って5軒のために伊勢海老号を続けていくのは、私はいかがなものかと、このように判断をいたしました。

そして、ふるさと納税に600万というお話ですが、ふるさと納税をやはり私は財源確保のために、これはもっともっと確保していきたいと。そういう形の中でやっていくには、やはり、こういう広告料を払って、民間を利用した形でやっていくということは必要になるうかと思えます。例えば、全国的には平戸市が11億集めたとか、そして近隣で言いますと、西伊豆町が4億近いふるさと納税を集めておりますけれども、これもこういう広告、ふるさとポータルサイトを使っての流れだと思えます。そういう流れにおくれなような形で、これをやっているということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） その漁村体験の答弁では、今後、自主的なものもということでありました。この点では、かつての質問でも言ったかもしれないですけども、今回、横浜臨海学園の施設を使うんですね。そういう点では横浜市との交流、これもあわせて、日本で一番大きい市であるということと近場であることでもありますし、その交流はやはり別に並行してやって悪いことではないし、ぜひ位置づける必要があるというふうに思うんです。

もう一つ、バス10万円の補助はインバウンドに対応した対応だということではありました。ただ、10万とまでは言いませんけれども、道路交通法の改正で2人乗車が義務づけられて、こちらに来る誘客で苦勞されているという点であれば、ことしの桜まつりの要因について幾つかありましたけれども、おとしは雪でちょうど週末2回、大雪で3日も天城が封鎖されたと、東海岸も、それよりも下回ったということなんですね、ことしは、そういう点では、2人乗車の場合にいわゆる少し補助をして、こちらにバスのツアーも誘客するということは考えてもいいんじゃないかと。インバウンドの10万とまではいかないかもしれないですけども、そういうふうに思います。

ふるさと納税とかに関しては了解をいたしました。

○議長（稲葉勝男君） 町長。

○町長（梅本和熙君） お答えいたします。

今、バスにインセンティブをつけるというお話、非常にいいお話じゃないかと思えます。

金額をどうするか、そして費用対効果がどういう形になるかということを考えて、今後また、観光協会が法人化する、この中で旅行商品を環境協会がつくるようになるかと思いますが、国内も国外も。そういう形で検討させていただくようにいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

学校教育費でお伺いいたします。

ページ、24ページ、5ページです。

報償費、講師謝礼110万円という講師が来られると。これはどんな講演やられるのか。これは学校教育の予算で、合併60周年やるのか何なのかわかりませんが、この講師は何を学校教育でやられるのかということと、戻りまして、土木費、20ページ、21ページ、工事請負費、下賀茂区内2号線道路維持と。

これを2号線と言われても、大体どこのどの辺なのかと。また、伊浜海岸線道路というのも、これも大体見当つくんですけれども、一応どこなのか。それと、その下の一条区内7号線、道路をつくるという話がございましたけれども、これはどの辺のところへどんな形でつくるのか。

それをお伺いしたいと思いますし、もう1点、歳入、12、13ページです、財産収入で不動産売り払い収入がございます。農道の売り払いですけれども、この鶴見というと、大体見当はつくんですけれども、この場所、それと相手先、個人なのか法人なのか、どこなのか、それをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君） お答えいたします。

講師謝礼の内訳ということなのですが、こちらは町制施行60周年記念事業といたしましてE S D教育、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、自分でできることを考え、実践していくことという教育のことをE S D教育というんですが、そちらのほうのオフィシャルサポーターが、白井貴子さんという方がいらっしゃいます、シンガーソングライターなんですけれども、そちらの方を各小学校にお招きしてE S D教育に関する授業をやらせてもらおうということで、こちらの方が10万円かける3回かける3校で90万円。

また、残りの20万円につきましては、南中小学校ではさらに運動会において、E S D教育

のときに使ったというんですけれども、ダンスがあるよということでございます、そちらのダンスを運動会のときに披露するというので、そちらの講師が南先生という方なんです、そちらの方を講師としてお招きするために10万円かける2回で20万円。

合計110万円を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 建設課長。

○建設課長（鈴木重光君） お答えをいたします。

下賀茂区内2号線は賀茂老人ホームの前、川向こうの小島地区、下水道をやった工事の、あそこが下賀茂区内2号線になります。

それから、伊浜海岸線ですけれども、これは伊浜の船揚げ場から海岸ぶちを波勝崎のほうに向かう道ですけれども、その入り口の場所を工事したいものであります。

それから、一条区内7号線ですけれども、竹の子村さんから県道を左に上がる道、竹炭さんの工場がある、その上側の道路が傷んでいるもので、計上させていただきました。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

農道鶴見線の関係につきましては、南伊豆町岩殿地内における場所なんです、今回、静岡県県のほうで青野川の河川改修、一部もうやっているところもあるんですけれども、その関係で、現道の農道が河川沿いの部分は全て買収されるということになりまして、静岡県県のほうに買っていただいとということになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第41号 平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第41号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君） 議第42号 工事請負契約について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君） 議第42号の提案理由を申し上げます。

本議案は、去る6月5日、制限つき一般競争入札を実施し、設計額3億796万2,000円のところ、請負額3億456万円、うち消費税及び地方消費税の額2,256万円をもって落札した請負人、長田建設工業株式会社、代表取締役、長田芳郎氏との工事請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、議会の議決を求めるものでございます。

本事業につきましては、平成26年度に実施した町営温泉銀の湯会館長寿命化計画策定調査に基づき、同施設の一部を早急に改修する必要があるとの調査結果を受けて、施設改修整備に着手するもので、平成28年3月上旬の完成を目指すものであります。

詳細につきましては産業観光課長から説明させますので、ご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） それでは、議第42号の内容についてご説明いたします。

町営温泉銀の湯会館につきましては、平成8年3月のオープン以来、町民や観光客の皆様にご利用いただき、現在に至っておりますが、平成26年度に実施いたしました町営温泉銀の湯会館長寿命化計画策定調査の結果において、温泉の配管や温泉タンクなどにつきまして早急に改修する必要があるとの結果が出されました。この結果を受けまして、当該施設の早期改修とあわせて、今後の銀の湯会館の日帰り温泉施設としての機能の拡充を図るため、温泉施設利用者以外でも食事ができるレストラン部門の新設や露天風呂の全面改装、更衣室の拡大、館内のバリアフリー化などの施設整備事業を行うものであり、平成28年3月上旬の完成を予定しております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉勝男君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○7番（清水清一君） 7番、清水。

先ほどの前日の一般質問でも行いましたけれども、やっぱり3月上旬までというのは観光客、あるいは地元住民もなかなかでしょうから、それを少しでも短くできるように、何か町としても業者のほうにお願いする形をやっていただきたいなとお願いいたします。

これについては要望ですので、答弁、もししたかったらしてもいいんですけども、要望でお願いいたします。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 入札参加業者と額を教えてくださいませんか。

○議長（稲葉勝男君） 産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君） お答えいたします。

電子入札で行わせていただきましたが、参加されたのが長田建設工業さんと河津建設株式会社の2件になりまして、入札金額につきましては長田さんが2億8,200万、河津さんが2億9,000万でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第42号 工事請負契約について（平成27年度銀の湯会館施設整備工事）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君） 全員賛成です。

よって、議第42号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（稲葉勝男君） 日程第13、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第7条の規定により、町議会議員から4人を選出することになっております。

今回、平成27年5月27日までに候補者が5人となり、選挙すべき人数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、南伊豆町議会規則第33条の規定に基づく選挙結果のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、南伊豆町議会会議規則第33条の規定にかかわらず、

有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（稲葉勝男君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

南伊豆町議会会議規則第32条の規定により、立会人に1番議員、加畑毅君、2番議員、宮田和彦君を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（稲葉勝男君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（稲葉勝男君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（稲葉勝男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（大年美文君） それでは、議席番号と氏名を読み上げさせていただきます。

1番、加畑毅議員。

2番、宮田和彦議員。

3番、吉川映治議員。

4番、谷正議員。

5番、長田美喜彦議員。

6番、稲葉勝男議員。

7番、清水清一議員。

9番、齋藤要議員。

10番、渡邊嘉郎議員。

11番、横嶋隆二議員。

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れはありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加畑毅君及び宮田和彦君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（稲葉勝男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票数、10票。

有効投票、10票。

有効投票のうち、土屋条太郎君、9票、榊原淑友君、佐野俊光君、中田隆幸君、それぞれ

0票です。大庭桃子君が1票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革調査特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立済病院跡地利活用調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（稲葉勝男君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に印刷配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

6月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成27年6月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 稲 葉 勝 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

署 名 議 員 吉 川 映 治